

厚生労働省の動向

2020年度医薬品販売制度実態調査結果が公表される

協会活動

- ・食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について
- ・「登録販売者の日」告知協力をお願い
- ・8月 月次活動報告
- ・議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・「健康相談対応術研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

猛暑であったのが、だいぶ前のように感じられます。9月に入り低温注意報の発表があり、残暑が厳しいのではと思っていましたがどうも違うようです。台風も発生し、影響が懸念されます。このまま秋が深まっていくようです。

さて、新型コロナウイルスの緊急事態宣言は9月末日まで延長され、その先は新たな内閣により決定されます。29日にハッキリしますが、誰が次の日本国リーダーとなるのか予想がつかません。報道にあるような事柄のほか、水面下では想像以上の動きがあるのでしょうか。

未曾有の事態ですが、新型コロナウイルスの感染からもうすぐ2年を迎えます。入院もできず、自宅療養中に亡くなることのない体制づくりを、強いリーダーシップをもって進めていただきたいと思います。そして、ワクチンや治療薬によって、季節性インフルエンザと同等の感染症になることを期待します。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報

CONTENTS

No.217

2021.9

●厚生労働省の動向 連載その14

- ・2020年度医薬品販売制度実態調査結果が公表される

●協会活動

- ・食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について
- ・「登録販売者の日」告知協力をお願い
- ・8月度月次活動報告
- ・議事録

●2021年度登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 「健康相談対応術研修」ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 その14

2020 年度医薬品販売制度実態調査結果が公表される

— 「濫用薬」対策は引き続き改善。レジ・アラーム・システムの導入も寄与 —

■ 国の実態調査結果が公表されました

本調査は、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等について、国の委託を受けた調査会社の「覆面」調査員が調査するものです。毎年冬に実施され、今回で12回目となります(公表資料は、本誌に掲載)。

もともとは国や自治体で活用するためのモニター調査の趣旨で始められましたが、結果を公表することになったため、いまでは医薬品販売の実態を批判する材料に使われることが多くなっています。例えば、コンビニ業界やIT業界、医療団体からの次のような指摘です。

- ① 「きちっと情報提供できていないのなら、対面販売を原則とする必要はなく、インターネットやオンラインの販売でもいいのではないかと。もっと規制を緩和すべきだ」(対面販売不要論)
- ② 「ルールが守られていないのなら、米国のように誰でも販売できるようにすべきだ」(無資格販売容認論)
- ③ 「濫用薬の取扱いがいいかげん。こんなことでは、医療用医薬品の OTC 化はみとめられない」(スイッチ化反対論)

■ 「濫用薬」の適正販売は大幅に改善

特に注目されたのが「濫用薬」の問題です。2019年9月、NHK等の全国メディアは「10代の薬物濫用が深刻化している。ドラッグストアで簡単に買える」と報道したのです。そこで協会では、理事会で議論し、「市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言」(2019年10月理事会決定)を発出しました。以来、業界をあげて原則1個(1包装)しか販売しないことを徹底してきたところです。

その結果、「濫用薬」に関する数値は、51.9%(2018年)→69.1%(2019年)→73.4%(2020年)と大幅に改善しました。これは会員企業の皆さんの日々の取り組みの成果です。また、後で述べるレジ・アラーム・システムも寄与したことがうかがえます。

とはいえ、まだ70%台です。この問題に対してはメディアの関心も高いですので、継続した取り組みが必要です。

■ 遵守率80%未満の項目を重点に改善に取り組む

昨年の「市販薬の販売ルールを遵守徹底するための重点

実践計画(2020年10月理事会決定)」発出以来、全体として改善がみられますが、低い数値のままの事項もあります。今回の調査結果でいうと、「第一類医薬品の情報提供を行ったうち、文書による情報提供の有無」が68.1%と低い数値となっています。(前年度比▲2.1%)。また、「第一類医薬品の情報提供された内容を理解したか等の確認の有無」も、3年連続で改善しているものの、まだ75.1%にとどまっています。何とか他の調査項目なみに80%~90%に持って行きたいものです。比較されることの多いネット販売も全体的に数値を上げて来ていますし、取組の不十分な事項は薬事監視の重点対策にもなりますので、しっかりと対応していくことが必要です(下表参照)。

今般の薬機法改正により、法令遵守体制の整備・確立が諮られました。医薬品販売業にとって販売ルールの徹底は法令遵守の基本、いわば生命線です。異論はあるとしても、実態調査の数値が法令遵守のバロメーターになっていますので、業界としてしっかり取り組んでいることを数値で表していきたいものです。

■ レジ・アラーム・システムの導入の進展

濫用のおそれのある医薬品は数多く、対象かどうか店頭で判別するのは簡単ではありません。そこで一部の企業では対象となる医薬品がレジ画面に機械的に表示されるアラーム・システムが導入されています。

ドラッグストア企業の場合、規模が大きいこともあって近年著しく導入が進んでおり、協会の調査では導入店舗は15,149店舗、協会加入企業の店舗数19,568(2020年度協会実態調査)の77.4%(来々4月1日までの導入予定店舗を含めると、77.6%)に達するまでになりました。導入企業は今後も増えていくことが見込まれます。

レジ・アラーム・システム導入状況(本年8月1日現在)

	導入店舗数	協会加入店舗数	導入比率
導入済	15,149	19,568 2020年調査	77.4%
導入予定	227		1.2%
合計	15,376		77.6%

【文責 中沢】

遵守率80%未満の項目

事項	2018年	2019年	2020年	備考
第一類医薬品/文書による情報提供があった	68.0%	70.2%	68.1%	前年と比べて▲2.1%
第一類医薬品/情報提供された内容の理解の確認があった	67.7%	72.1%	75.1%	
濫用のおそれのある医療品/販売が適切だった	51.9%	69.1%	73.7%	

SDGs推進委員会からのお知らせとお願い**JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について**

SDGs推進委員会では、「尊敬される企業集団を目指す」という池野会長の方針のもと、「業界全体でSDGsの推進を行う」ために様々な活動の検討を行っています。8月31日付【JACDS 事務連絡No.21073】でもご案内した JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について重ねてご案内します。

会員企業の皆様には、個々の店舗の実情に合わせて実効性のある取り組みについて検討いただき、積極的な参加協力をお願いいたします。

また、農林水産省からは、9月2日付の事務連絡「食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む事業者、地方自治体の募集について」ならびに「商慣習見直しに取り組む事業者の募集について」が協会あてに送付されています。後頁「行政・団体からのお知らせ」の該当連絡文書も合わせて確認いただきますようお願いいたします。

1. キャンペーン実施期間

時期:2021年10月1日~12月末

上記の期間において、各企業の実情に合わせたキャンペーン実施期間を設定してください。

※破損したり、汚れているポスターやPOP等が店頭に並んだままになってしまうと、活動イメージを損ねる可能性があるため、協会キャンペーンとしては期間を定めます。

※継続的な取り組みの実施を検討する企業の活動を妨げるものではありません。

2. 対象店舗

以下の対象食品を取り扱うすべての店舗を対象とします。店舗毎に可能な範囲での取り組みで構いませんので、出来るだけ多くの店舗での展開をお願いします。

3. 対象商品

1)消費期限が短い商品に対する「てまえどり」啓発による食品ロス削減

※おにぎり、サンドイッチ、お弁当、その他日配品等々

2)返品ルール13→1/2への変更による返品に伴う食品ロス削減

※推奨品目(飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺)及びその他加工食品

3)その他各社の売り切りに向けた取り組みによる食品ロス削減

4. キャンペーン展開方法

1)消費期限が短い商品に対する「てまえどり」啓発による食品ロス削減

農林水産省に限らず、多くの地方自治体において食品ロス削減啓発に関するPOPやポスター等のツールが作成されています。これらを利用して来店客に食品ロス削減の啓発をお願いします。「地域密着」をアピールするための企業判断として地方行政の独自ツールによる展開でも問題ありません。

農林水産省「てまえどり」の啓発資材のダウンロードについて

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/temaedori.html

【参考】事務局で確認できた地方自治体独自の取り組み例を以下に例示します。

あくまでも情報提供であり、自治体独自ツールの利用は各企業の判断に一任します。

- ・函館市食品ロス削減のため「てまえどり運動」を実施しています！

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021042100020/>

- ・京都府てまえどり POP

<https://www.pref.kyoto.jp/syokuloss/keihatsu.html>

- ・奈良市「てまえどり」で食品ロスを減らしましょう

<https://www.city.nara.lg.jp/site/gomi-syusyu/91689.html>

- ・兵庫県食品ロス削減のための「てまえどり運動」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/temaedori.html>

- ・食品ロス削減の取り組み「姫路市食品ロスもったいない運動」について

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000297.html>

- ・食品ロス削減推進のための長崎県版「てまえどり POP」の提供について

<https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/508216/>

2) 返品(納品期限)ルール1/3→1/2への変更による、返品に伴う食品ロスの削減

以下のサイトを確認いただき、商習慣見直しに取り組む事業者としての申請ならびに、「食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材」を利用して来店客に食品ロス削減の啓発をお願いします。

農林水産省プレスリリース(令和3年8月20日)

食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者を募集します

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210820.html>

食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html

5. キャンペーン実施店舗の報告について

11月末までに、キャンペーン実施店舗(1店舗)の陳列状況が分かる写真データを協会事務局 sec@jacds.gr.jp までメールにて送付いただくようお願いします。

協会報や協会ホームページ等にキャンペーンの実施報告を行う予定です。

※店舗名は公表いたしません。

本件に関する問い合わせ先

担当者:山田、西澤 TEL:045-474-1311Mail:sec@jacds.gr.jp

「登録販売者の日」告知協力をお願い

登録販売者委員会では10月6日を「登録販売者の日」として、一般社団法人日本記念日協会に登録しました。この「登録販売者の日」を記念日として盛り上げるため、ご協力のお願いです。

各社のチラシ広告の一部に、以下のような告知広告の掲載をお願いします。データは協会のホームページからダウンロードできます。チラシへの掲載が難しい場合は、店内への掲示、またはカードサイズに印刷しサッカー台に置いていただく等のご協力をお願いいたします。

また、SNS での配信や HP 掲載、各社で開催される健康相談やイベントの際「10月6日は登録販売者」と告知していただくと幸いです。

■ 広告掲載日の推奨提示期間(掲載日)

Web 広告であれば、9月1日～10月23日まで。

折込広告であれば、9月最終週から10月17日までの期間中に1回以上

■ 「登録販売者の日」告知広告データ

薬は正しく使いましょう!

とうろく
10月6日は
「登録販売者」の日

10月17日～23日
薬と健康の週間

お薬について気になることは
医薬品登録販売者又は**薬剤師**
の名札を付けている専門家まで
お気軽にご相談ください。



薬は正しく使いましょう!

とうろく
10月6日は
「登録販売者」の日

10月17日～23日
薬と健康の週間

お薬について気になることは
医薬品登録販売者又は**薬剤師**
の名札を付けている専門家まで
お気軽にご相談ください。



事件・事故は **ひやくとうばん** **110番**
病気・お薬は **やくとうはん** **薬登販**

登録販売者はドラッグストアや薬局にいる身近なお薬とヘルスケアの専門家です。こんな時は**医薬品登録販売者**の名札を付けている専門家にお気軽にご相談ください!

- ◆お店でお薬を選ぶのに迷ったとき
- ◆病院に行くか迷ったとき
- ◆自分や家族の健康が心配になったとき

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 JACDS



広告データは、各企業様で決められているフォーマットに変更していただいても構いません。

その際は、登録販売者の日(10月6日)と薬と健康の週間(10月17日～23日)は必ず掲載をお願いします。

データは、協会ホームページよりダウンロードをお願いします。

<http://jacds.gr.jp/category/news/?y=2021#post-1509>

■ 掲載例

セール期間 9月13日(金)～19日(木)

薬は正しく使いましょう!

とうろく
10月6日は
「登録販売者」の日

10月17日～23日
薬と健康の週間

お薬について気になることは
薬剤師・登録販売者
にお気軽にご相談ください。

秋の大




2021年度 登録販売者試験情報

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施日の延期や中止など変更になる可能性もあります。
最終的には、各都道府県にご確認をお願いします。

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年8月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	¥18,200	① 道内(札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。)に住所を有する者は、最寄りの道立保健所(保健所支所)に関係書類を提出 ② 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所を有する者は、住所地を所管する市立保健所に関係書類を提出 ③ 道外に住所を有する者は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします 青森県外にお住まいの方の申請についてはHP掲載の「令和3年青森県登録販売者試験実施要綱」を参照下さい
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	宮城県内に在住の方以外の受験はお控えください
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	受験申請の時点で本県に居住する方のみ申請を受け付けます
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	お住まいの都道府県で実施される登録販売者試験を受験してください
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	申請日時点で福島県内に居住の方、福島県内の事業所(学校)に在勤(在学)の方のみ受け付けます
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	原則、居住地の都道府県で受験してください
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出時点で、栃木県に在住、通勤又は通学している方のみ、願書を受け付けます
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,000	申請日時点で千葉県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	¥13,600	申請日時点で東京都内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,300	申請日時点で神奈川県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	受験願書の提出時点で、新潟県内に在住の方のみ受け付けます
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	原則、願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の受験は受け付けません
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の出願は受け付けません
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥13,000	福井県内に居住する方に限らせていただきます。
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥14,000	今年度の本試験の受験は、山梨県内に居住している方に限らせていただきます
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,300	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	お住まいの都道府県が実施する登録販売者試験を受験してください
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	受験申請書提出時点で静岡県内に在住していることが確認できる方に限らせていただきます。
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で愛知県内に居住の方、愛知県内の事業所(学校等)に在勤(在学)の方の申請のみ受け付けます

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件
三重県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で三重県内に居住の方及び勤務先又は通学先が三重県内である方のみ
関西広域連合	滋賀県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	京都府	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	大阪府	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	兵庫県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	和歌山県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	徳島県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	¥13,000	受験願書の提出時点で奈良県内に居住の方のみ
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,300	鳥取県にお住まいの方の出願のみ受け付けます。
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,000	島根県内にお住まいの方(島根県内の事業所(学校等)に通勤(通学)されている方を含む)を対象に実施します。
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請時点で岡山県内に在住の方のみ受け付けます。
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請日時点で広島県内にお住まいの方以外の受験は、お控え下さい。
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,110	本年度の試験は、山口県内にお住まいの方のみを対象として実施します。
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	受験願書提出時点で、香川県内にお住まいの方、香川県内の店舗・事業所に勤務されている方、香川県内の学校に在籍されている方のみ受付ます。
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請書提出時点で愛媛県内に居住の方の申請のみ受け付けます。
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	願書提出時点で高知県内に居住の方の申請のみ受け付けます。
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	福岡県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	佐賀県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	長崎県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	熊本県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	大分県内に在住または在勤(在学)する方以外の受験はお控えください。
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	宮崎県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	都道府県をまたいでのご受験は、お控えいただきますようお願いいたします。
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	沖縄県内に在住、在勤または在学している方以外の受験はお控えください。

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20～40分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

■研修概要

●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。

知識習得型研修	技能習得型研修
eラーニング(22時間)	集合研修(8時間)
指定プログラムを受講後 知識習得型研修受講証明証発行	指定プログラムを受講後 技能習得型研修受講証明証発行

3年以内に30時間の研修受講者が必要書類にて申請を行い、
 日本薬業研修センターが要件確認後、修了証を発行

■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

〔2021年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

2021年の研修は、厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	9月5日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	定員締切
2	9月12日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	受付中

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行います。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail: support@yakken-ctr.jp
<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

健康相談の情報提供のスキルアップに役立つ オンライン研修 ドクター監修「健康相談対応術」研修のご案内

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20~40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：	第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」
	第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

■研修内容

- ・映像と音声により分かりやすく解説されています。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像でより深く理解できます。
- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・テーマごとに専門医がみた「病院に行った方がいいシグナル」を紹介しています。
- ・適切な受診勧奨が、適切な健康アドバイスに繋がります。

■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。 ・肩こりの原因を理解しましょう。 ・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。 ・肩こりと首の神経痛の関係。 ・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。 ・肩はり型の肩こりの原因。 ・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。 ・肩こり・肩はり対策。 ・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。 ・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません) ・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。 ・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。 ・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について) ・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。 ・対策。 <ul style="list-style-type: none"> ①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。 ②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。 ③体幹・下肢を鍛える運動。 ④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。 ⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。 ・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。 ・変形性膝関節症の症状とは。 ・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。 ・ひざ痛に効く漢方薬。 ・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> ①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。 ②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> ▷膝裏内側のストレッチ ④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。 ⑤簡単、脚のむくみ解消法。 ⑥簡単、O脚対策。 ・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ 時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> ・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？ ・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです ・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？ ・骨粗鬆症のレントゲンの特徴 ・骨粗鬆症の症状とは？ ・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例 ・骨粗鬆症に効く治療方法 ・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法 ・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・骨粗鬆症の薬物治療方法 ・家庭で行う転倒予防対策 ・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ 時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます ・ロコモフレイルって？ ・なぜ介護予防対策が必要なのか？ ・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化 ・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法 ・動きが悪い高齢者の体の特徴 ・安全かつ効果的な介護予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ①柔軟体操 <ul style="list-style-type: none"> ▷バンザイ手伸ばし ▷座位体回旋 ▷座位背中反らし ②ロコトレ <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル ・ロコトレの目的

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、俳優の故ポールニューマンが設立した難病の子どもの国際的キャンプ団体シリアスファンチルドレンズネットワークのアジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

募金にご協力下さい。



ドラッグストア は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する周知について】

対象地域ならびに期間の追加・変更等の頻発に伴い、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出展企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

【厚生労働省】

1. ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショックAED)使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について —医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 富山県

ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(以下「オートショックAED」という。)の製造販売が開始されることを踏まえての情報提供です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

2. 許可等申請書における「薬事に関する責任を有する役員」の氏名記載にかかる取扱いについて(Q&A) —医薬・生活衛生局長(8月17日) 宮城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、島根県

8月1日施行の改正薬機法における「責任役員」の氏名記載に関するQ&Aです。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

3. 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について(協力依頼)

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(8月19日) 福島県、神奈川県

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

4. PMDAが実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について(協力依頼)

—医薬・生活衛生局医薬品副作用被害対策室長(8月26日) 福島県、熊本県

PMDAが実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁8ページ分あり】

5. パクリタキセル注射剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について(通知) —医政局経済課(8月26日) 埼玉県

パクリタキセル(アルブミン懸濁型)注射剤に関する大鵬薬品工業株式会社からの出荷停止にともなう供給不足の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けるための協力依頼です。後頁の資料に目

を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

6. デキサメタゾン製剤の安定供給について —医政局経済課(8月27日) 埼玉県

新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、その治療薬であるデキサメタゾン製剤の需要が急増していることにともなう供給不足の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けるための協力依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁1ページ分あり】

7. アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの代替薬による治療が困難である患者への優先的な使用等の対応への協力について(その2) —医政局経済課(8月31日) 埼玉県

7月19日付の協力依頼の続報です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。
【資料:後頁3ページ分あり】

8. 要指導医薬品として指定された医薬品について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(8月31日) 福島県、埼玉県、東京都、新潟県、愛媛県
後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁2ページ分あり】

9. 香りへの配慮に関する啓発ポスターについて(周知依頼)

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(9月1日)

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえての啓発に関する周知依頼です、後頁の資料ならびにホームページに目を通していただき、可能な範囲での協力をお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

10. 令和2年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

—医薬・生活衛生局総務課長(9月3日)

「厚労省の動向その14」で説明した医薬品販売制度実態把握調査結果についての周知です。後頁の資料に目を通していただき、法令遵守に関して適切に対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

【資料:後頁15ページ分あり】

11. 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(9月13日)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う「局長通知」、「課長通知」で規定されている麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、法令遵守に関して適切に対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

【資料:後頁60ページ分あり】

【経済産業省】**12. DX 推進指標の集中実施期間の周知について(9月・10月)**

—商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室(8月27日)

「デジタル経営改革の推進に向けた「DX 推進指標」のご活用」ならびに「「DX 推進指標」自己診断の結果のご提出のお願い」に関する協力依頼です後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲での協力をお願いいたします。【資料:後頁8ページ分あり】

13. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(6月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の6月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁14ページ分あり】

【農林水産省】**14. 食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む事業者、地方自治体の募集について**

—大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長(9月2日)

「JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について」で紹介した取り組みに関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、積極的な協力をお願いいたします。

【資料:後頁14ページ分あり】

15. 商慣習見直しに取り組む事業者の募集について

—大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長(9月2日)

「JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について」で紹介した取り組みに関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、積極的な協力をお願いいたします。

【資料:後頁20ページ分あり】

医政地発 0730 第 3 号
薬生機審発 0730 第 3 号
薬生安発 0730 第 3 号
令和 3 年 7 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

ショックボタンを有さない自動体外式除細動器（オートショック A E D）
使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について

自動体外式除細動器の適切な使用及び管理については、これまでに「非医療従事者による自動体外式除細動器（A E D）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発0701001号厚生労働省医政局長通知。以下「平成16年7月通知」という。）、「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の周知等について（依頼）」（平成22年5月7日付け医政指発0507第3号・薬食安発0507第2号厚生労働省医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）及び「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成25年9月27日付け医政発0927第6号・薬食発0927第1号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）により周知等してきたところです。

今般、ショックボタンを有さない自動体外式除細動器（以下「オートショック A E D」という。）の製造販売が開始されることを踏まえ、従来のショックボタンを有する A E D との相違点、使用上の注意点及び情報提供等の徹底について、下記のとおりとりまとめましたので、オートショック A E D の製造販売業者、販売業者及び貸与業者による購入者及び設置者に対する使用上の注意点

等に関する情報提供等の徹底並びに平成16年7月通知でお示ししている各講習の実施主体による当該講習の内容の充実が図られるよう、貴管下関係業者及び関係団体等への指導方をお願いします。

記

1. ショックボタンを有するAEDとオートショックAEDの相違点

(1) ショックボタンを有するAED

患者の胸部に電極パッドを貼付すると心電図が自動解析され、除細動の要否が判断される。

除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、ショックボタンを押すよう音声ガイドが流れる。

患者に接触している人がいないことを確認した後、救助者がショックボタンを押すことによって、除細動ショックが実施される。

(2) オートショックAED

患者の胸部に電極パッドを貼付すると心電図が自動解析され、除細動の要否が判断される。

除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、カウントダウン（例：スリー、ツー、ワン）又はブザーの後に、除細動ショックが実施される。

2. オートショックAEDの使用上の注意点

平成16年7月通知でお示ししている各講習を既に受講した救助者は、オートショックAEDを使用する際にショックボタンが存在しないことに混乱するおそれがある。

また、救助者等が除細動ショックの際に患者から離れることが遅れた場合、当該救助者等が放電エネルギーにより感電するおそれがある。

3. 使用上の注意点等に関する情報提供等の徹底について

(1) 製造販売業者は、販売業者又は貸与業者と連携の上、購入者及び設置者に対して、1及び2の内容について情報提供を行うこと。

(2) 製造販売業者は、販売業者又は貸与業者と連携の上、設置者に対して、オートショックAEDの設置の際は、オートショックAEDに表示されているオートショックAEDロゴマークを救助者等が視認しやすくなるよう配慮するよう依頼すること。また、ロゴマークの表示が外れたり、視認性が低下

したりしていないか、日常点検時に確認するよう依頼すること。

- (3) 平成 16 年 7 月通知でお示ししている各講習の実施主体は、当該講習の実施に当たって、1 及び 2 の内容を踏まえたものとする。特に、平成 16 年 7 月通知別添 1 ~ 3 でお示ししている各講習の講習内容における大項目「A E D の使い方 (実技)」、「A E D の使い方 (グループ毎に実技)」、「A E D の使用 (実技)」及び「A E D の使用方法の指導法 (実技)」の実施に当たり、1 及び 2 の内容を含める等の充実を図ること。

令和3年8月17日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）薬務主管課

厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課
医薬品審査管理課
医療機器審査管理課
医薬安全対策課
監視指導・麻薬対策課

許可等申請書における「薬事に関する責任を有する役員」の
氏名記載にかかる取扱いについて（Q & A）

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の一部が本年8月1日に施行されたことに伴い、薬局開設者、医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者、医薬品等販売業者等（以下「許可等業者」という。）が許可申請等を行うにあたり、その申請書等に「薬事に関する業務に責任を有する役員」（以下「責任役員」という。）の氏名を記載することとなります。

当該責任役員の氏名を許可等申請書等に記載するにあたっての取扱いについては、「「薬事に関する業務に責任を有する役員」の定義等について」（令和3年1月29日付け薬生総発第0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「責任役員定義等通知」という。）の項目4「許可等申請書への「責任役員」の氏名記載について」において示したところです。

今回、許可等申請書等における「責任役員」の氏名記載に関する質疑応答集を別添のとおりに示しますので、御了知の上、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

[用いた略語]

F D申請：「フレキシブルディスク等を利用した申請等の取扱い等について」（令和3年4月26日付け薬生発0426第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に規定するF D等を用いて行う医薬品等の許可等に係る申請手続等のこと。なお、同通知の対象である製造販売業、製造業、医療機器修理業（以下「製造販売業等」という。）に係る情報は申請・審査システムで一元的に管理する必要があるため、当該製造販売業等に係る手続をF D等を用いず書面で行う場合でも、本Q & Aにおいては原則としてF D申請の場合と同様に取り扱うものとし、（Q 6にかかるA 6（2）については特にご留意ください。）

Q 1 複数の業許可等を有する会社の場合、責任役員の氏名は、全ての許可等業種又は製造所・店舗等において同一の責任役員の氏名を記載することになるのか。

A 1 責任役員はそれぞれの許可等業種又は製造所・店舗等の業務に対して責任を有する役員が該当するため、許可等業種又は製造所・店舗等ごとに責任役員が異なることも想定されます。各許可等申請書においては、当該許可等業種又は製造所・店舗等における責任役員の氏名を記載してください。

Q 2 令和3年7月31日時点の業務を行う役員と、同年8月1日時点の責任役員が同じ者である場合、変更届の提出は必要となるのか。

(例)

令和3年7月31日時点の業務を行う役員：A氏及びB氏

令和3年8月1日時点の責任役員：A氏及びB氏

A 2 責任役員定義等通知の項目4に記載しているとおり、令和3年8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）の氏名を明確にすることを目的として変更届を提出する必要はありません。

Q 3 令和3年7月31日時点の業務を行う役員と、同年8月1日時点の責任役員が異なる者である場合、変更届の提出は必要となるのか。

(例)

令和3年7月31日時点の業務を行う役員：A氏

令和3年8月1日時点の責任役員：A氏及びB氏

A 3 上記ケースの場合であっても、上記A 2と同様に、責任役員定義等通知の項目4に記載しているとおり、令和3年8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）の氏名を明確にすることを目的として変更届を提出する必要はありません。（ただし、製造

販売業等に係る手続においてはA 6に示す取扱いに留意してください。)

Q 4 責任役員定義等通知では、責任役員の氏名を記載して提出する必要があるタイミングとして「変更届の提出時」を挙げている。責任役員以外の変更が生じたために、令和3年8月1日以降に初めて提出する変更届において、変更届の様式では責任役員の氏名を記載する欄が無いが、責任役員の氏名をどのように記載すればよいか。

A 4

(1) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員(A氏)と、同年8月1日時点の責任役員(A氏)が同じ者である場合、変更届の備考欄に当該者(A氏)が令和3年8月1日より責任役員である旨及び欠格条項への該当性を記載してください。

(2) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員と、同年8月1日時点の責任役員が異なる者である場合、変更事項に責任役員を追加した上で、「変更前」欄に旧業務を行う役員の氏名を、「変更後」欄に責任役員の氏名を記載し、さらに備考欄に「変更後」欄に記載している者が令和3年8月1日より責任役員である旨及び欠格条項への該当性を記載してください。なお、FD申請の場合は欠格条項への該当性についても変更事項及び変更前後欄に記載してください。

(例) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員：A氏

令和3年8月1日時点の責任役員：A氏及びB氏

令和3年9月1日に事業者の住所を変更

→ 令和3年9月1日を変更年月日として30日以内に提出する住所変更に関する変更届において、住所以外の変更事項として責任役員を追加した上で、「変更前」欄に旧業務を行う役員(A氏)の氏名を、「変更後」欄に責任役員(A氏及びB氏)の氏名を記載し、さらに備考欄にこれらの者(A氏及びB氏)が令和3年8月1日より責任役員である旨及び両者(A氏及びB氏)の欠格条項への該当性を記載してください。なお、FD申請の場合は欠格条項への該当性についても変更事項及び変更前後欄に記載してください。

Q 5 以下の場合、変更届にはどのように責任役員の氏名を記載すべきか。

令和3年7月31日時点の業務を行う役員：A氏

令和3年8月1日時点の責任役員：A氏及びB氏

令和3年9月1日時点の責任役員：B氏及びC氏

A 5 A 3にあるとおり、令和3年8月1日時点の責任役員について変更届を提出する必要はありませんが、一方で責任役員定義等通知に記載のとおり、令和3年8月1

日以降に変更された場合には、責任役員の変更に係る変更届を提出する必要があります。従って、責任役員A氏及びB氏を責任役員B氏及びC氏に変更したことについては、令和3年9月1日を変更年月日として30日以内に変更届を提出する必要があります。当該変更届において、責任役員の変更として、「変更前」欄に8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）の氏名を、「変更後」欄に最新の責任役員（B氏及びC氏）の氏名をそれぞれ記載してください。さらに、備考欄には、8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）が令和3年8月1日より責任役員であった旨及び、9月1日時点の責任役員（B氏及びC氏）の欠格条項への該当性を記載してください。なお、FD申請の場合は欠格条項への該当性についても変更事項及び変更前後欄に記載してください。

Q6 責任役員定義等通知では、責任役員の氏名を記載して提出する必要があるタイミングとして「業許可又は業登録の更新申請時」が挙げられている。令和3年8月1日以降特段の変更事由がなかったことから変更届を提出することなく（A3で示された取扱いにより令和3年8月1日時点の責任役員を明確にすることなく）、業許可又は業登録の更新申請を迎えた場合、責任役員の氏名はどのように記載すればよいか。

A6

(1) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員（A氏）と、同年8月1日時点の責任役員（A氏）が同じ者であり、業の更新時点においても変更がない場合、更新申請書の責任役員氏名欄に責任役員の氏名（A氏）を記載し、欠格条項への該当性を記載すると共に、備考欄に当該者が同年8月1日より責任役員である旨を記載してください。

(2) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員（A氏）と、同年8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）が異なる者である場合でも同様に、更新申請書の責任役員氏名欄に責任役員の氏名（A氏及びB氏）を記載し、それぞれの者の欠格条項への該当性を記載すると共に、備考欄にA氏及びB氏が同年8月1日より責任役員である旨を記載してください。

ただし、製造販売業等に係る手続においては、システムの仕様上、上記のように更新申請書に記載するだけでは対応できないため、当該更新申請を行う前に、変更事項欄に責任役員及び欠格条項を、「変更前」欄に令和3年7月31日時点の業務を行う役員（A氏）及び欠格条項への該当性を、「変更後」欄に同年8月1日時点の責任役員（A氏及びB氏）及び欠格条項への該当性をそれぞれ記載した変更届を提出して下さい。なお、当該変更届の変更年月日は令和3年8月1日としますが、本取扱いに従い提出する場合は、当該変更届の届出日を問わず遅延扱いとしません。

薬生安発 0819 第 1 号
令和 3 年 8 月 19 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様にご認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者にご周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

(1) ポスター (A 3)、リーフレット (A 4) : 同一の図柄です

PMDAからの配布：Eメール(kanjahokoku-question@pmda.go.jp)にて必要部数と送付先をご連絡ください。

PMDAホームページからのダウンロード

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(2) 広報誌用の媒体

別添にて広告例(原稿)をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDAまでEメール(kanjahokoku-question@pmda.go.jp)にてご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール：kanjahokoku-question@pmda.go.jp

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

酒井(内線 2757)、平野(内線 2756)

(代表電話) 03 - 5253 - 1111

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、**Pmda**にお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



くすりの副作用かしら…



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索



ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、**Pmda**にお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、**Pmda**にお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省
PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、**Pmda**にお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



くすりの副作用がしら...



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索



ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

薬生副発0826第1号
令和3年8月26日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

機構では、リーフレット・ポスターの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。

また、職員を講師として医療機関や自治体等に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施しております。さらに、出前講座の内容をオ

オンラインで受講できる e ラーニングを医薬品副作用被害救済制度特設サイトに開設いたしました。ぜひご活用ください。

(広報資料) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(出前講座) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000236756.jpg>

(e ラーニング) https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html

(e ラーニングチラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000242112.png>

記

集中広報の実施内容 (予定)

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告 (「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例 (原稿) をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

○出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号: 03-3506-9460

○広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間: (月～金) 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

(本件通知担当者)

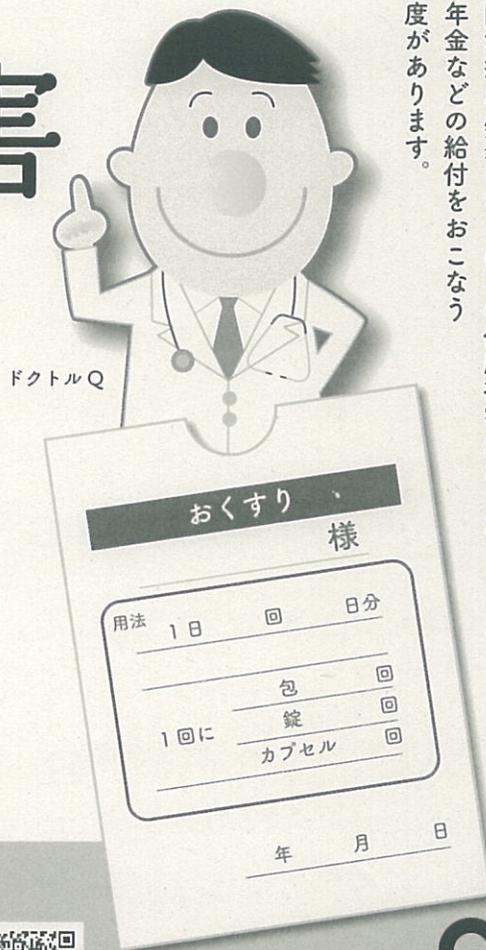
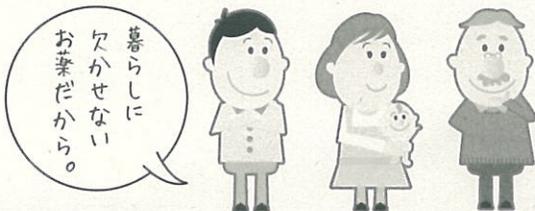
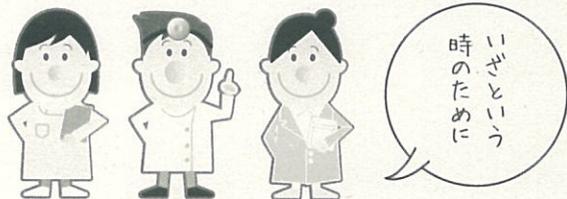
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

阿部 (内線2717)、友部 (内線2718)

(代表電話) 03-5253-1111、(直通電話) 03-3595-2400

Eメール: fukutai01@mhlw.go.jp

医薬品 副作用被害 救済制度



お薬を使うときに思い出してください。
お薬は正しく使っても、副作用の起きる可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

 **0120-149-931**

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp



詳しくは または で

pmda

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

(別添2) バナー原稿

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を
使うときに
思い出して
ください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。



fmda 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに思い出してください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うときに思い出してください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うときに思い出してください。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

最近、くすりを購入した方に
知ってほしい制度です。

医薬品
副作用被害
救済制度



fmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

最近、薬局に行かれた方に
知ってほしい制度です。

医薬品
副作用被害
救済制度



fmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

最近、病院に行かれた方に
知ってほしい制度です。

医薬品
副作用被害
救済制度



fmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医療関係者の皆様へ
患者様へお伝えください

医薬品 副作用被害 救済制度



独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医療関係者の皆様へ
患者様へお伝えください
大切な制度です



医薬品副作用被害救済制度



独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医療関係者の皆様へ
患者様へお伝えください

医薬品副作用被害 救済制度

内用薬

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

医療関係者の皆様へ
患者様へ
お伝えください

医薬品副作用被害救済制度

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

●副作用被害救済制度のご説明

●副作用等報告制度のご説明

に、PMDAより講師派遣いたします(出前講座)。

全国どこでも！
休日・夜間でも！



ドクトルQ

講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切 いただいております。 医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

【連絡先】

健康被害救済部企画管理課

◆出前講座に関する連絡先

電話番号:03-3506-9460 Eメール : kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度相談窓口

電話番号 : 0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間 : (月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール : kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<https://www.pmda.go.jp>

「PMDA 出前講座」 → 検索！



令和2年10月20日から

【医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座】が開設されました。



ドクトルQ



錠剤くん

講座の受講料はかかりません。医薬品副作用救済制度の特設サイトに掲載されています。

医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修や大学等での講義で利用可能です。視聴者数や研修のアンケート結果を主催者に提供することも可能ですので、研修等で利用される際は下記問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

健康被害救済部企画管理課

◆eラーニング講座に関する問い合わせ

電話番号: 03-3506-9460 Eメール : kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度相談窓口

電話番号 : 0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間 : (月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール : kyufu@pmda.go.jp

◆eラーニング講座の詳細はPMDAホームページ特設サイトをご覧ください。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html

eラーニング講座の受講方法

PMDAのトップページから



【医薬品副作用救済制度特設サイト】

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html



「医療関係者への皆様へ」をクリック



「eラーニング講座」をクリック



研修会等で利用される場合は、集計などお手伝いします。

事前にkyufu@pmda.go.jpへお問い合わせを！

事務連絡
令和3年8月26日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤（製品名：アブラキサ点静注用100mg）について、製造販売業者である大鵬薬品工業株式会社によると、本剤の製造工程に関する定期的な検証において再評価の必要性が生じたため、製造停止となっています。

厚生労働省では、当該製造販売業者に対して、早期の安定供給再開に向けての対応を依頼しているところですが、現時点で製造工程における検証終了及び製造再開の目途の見通しが難しく、10月以降安定供給に支障が生じることが予想されています。また、それを受けて、代替薬（パクリタキセル等）についても、今後需要の増加が見込まれます。

パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤は、乳癌、胃癌、非小細胞肺癌、治癒切除不能な膵癌に対する適用を有していますが、特に治癒切除不能な膵癌に対しては必要度の極めて高い薬剤とされています。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤が安定供給されるまでの当面の間、別添の日本臨床腫瘍学会、日本癌治療学会、日本膵臓学会、日本胃癌学会、日本乳癌学会、日本肺癌学会の情報等を参考にいただき、下記のと通りの対応について、貴管下医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤については、既に治療を継続中の場合を優先すること。胃癌・乳癌・肺癌の場合には、代替治療（パクリタキセル等）を検討いただきたいこと。

2. 新規に治療を開始する場合には、まずは代替治療を積極的に検討いただき、代替治療への切替えが困難な膵癌やアルコール不耐（パクリタキセルへの代替困難）の患者に使用を優先いただきたいこと。
3. パクリタキセル（アルブミン懸濁型）注射剤及びその代替薬（パクリタキセル等）については、買い込みは厳に控えて頂き、当面の必要量に見合う量のみご購入をお願いしたいこと

以上

2021年8月26日

医療関係者各位

アブラキサン点滴静注用 100mg 供給停止に関する関連学会からの合同声明文

先般、大鵬薬品工業株式会社から連絡のありました「アブラキサン点滴静注用 100mg 供給に関するお詫び」について周知させていただいたところです。現状を継続すると国内在庫が 10 月中旬でなくなることが予想されていることや、現時点で供給再開の目処が立っていないことから、学会会員の皆さまおかれましては、代替治療が困難な患者の治療ができる限り継続できるよう、以下についてご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

1. 現在アブラキサンによる治療を継続中の患者さんについては、
 - 1) アブラキサンによる治療に効果があり継続中の患者さんを最優先してください。
 - 2) 胃癌・乳癌・肺癌患者さんにおきましてはアブラキサンをパクリタキセルに切り替えるなど代替治療を積極的にご検討ください。
2. 新規に治療を開始する患者さんについては、
 - 1) 代替治療への切り替えが困難な膵がん患者さんやアルコール不耐（パクリタキセルへの代替困難）の患者さんの治療を優先ください。
 - 2) 胃癌・乳癌・肺癌患者さんにおきましてはアブラキサンをパクリタキセルに切り替える（肺癌、胃癌）か、他の治療法に切り替える（乳癌）など代替治療を積極的にご検討ください。
3. アブラキサンはもとより、パクリタキセルなどの代替薬の必要以上の購入はお控えください。

なお、本剤供給の早期再開、代替治療の円滑な実施、に向けての厚生労働省等への要望書の提出を関連学会で別途予定しています。

公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 理事長 石岡千加史
一般社団法人 日本癌治療学会 理事長 土岐祐一郎
一般社団法人 日本膵臓学会 理事長 竹山宜典
一般社団法人 日本胃癌学会 理事長 小寺泰弘
一般社団法人 日本乳癌学会 理事長 井本滋
特定非営利活動法人 日本肺癌学会 理事長 弦間昭彦



事務連絡
令和3年8月27日

各（都道府県
保健所設置市
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局経済課

デキサメタゾン製剤の安定供給について

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
今般、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、その治療薬であるデキサメタゾン製剤の需要が急増していると承知しています。

こうした状況を踏まえ、必要とされている方へ安定的に継続してステロイド製剤を供給することができるよう、下記のと通りの対応について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. デキサメタゾン製剤については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えて頂き、当面の必要量に見合う量のみご購入をお願いしたいこと。
2. デキサメタゾン製剤について、適正使用をお願いしたいこと。
3. ステロイド薬として、デキサメタゾン製剤だけでなく、プレドニゾン系製剤（プレドニゾン、メチルプレドニゾン）などの使用についても考慮していただきたいこと。
その際、1. 及び2. と同様に買い込みを厳に控え、適正使用をお願いしたいこと。

(参考) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/000815065.pdf>

事務連絡
令和3年8月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの
代替薬による治療が困難である患者への優先的な使用等の対応への協力について
(その2)

標記については、令和3年7月19日付けで協力依頼を行っているところですが、アルファカルシドール製剤の製造販売業者である共和薬品工業株式会社から、当該製剤について医薬品製造販売承認事項一部変更承認を取得し、承認書と製造実態の齟齬が解消したことから、まもなく出荷を再開することとなったとの報告がありました。

厚生労働省では、早期の安定供給再開に向けての対応を依頼しているところですが、適応となるすべての疾患に対して十分な供給量を提供できるまではしばらく時間がかかる見通しであり、また、同製品の同種同効製剤（エルデカルシトール製剤等）についても供給が不安定となっていることから、引き続き、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの当分の間、代替薬による治療が困難である副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症の患者に優先的に供給するため、下記について貴管下関係医療機関等及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、本日付けで日本骨代謝学会、日本内分泌外科学会、日本小児内分泌学会、日本内分泌学会からステートメント（第2報）が出されていることを申し添えます。

記

アルファカルシドール製剤が適応となるすべての疾患に対して十分な供給量が供給されるまでの今しばらくの間は、代替薬による治療が困難である患者（副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症の患者）への優先的な使用を考慮し、骨粗鬆症治療へのアルファカルシドール製剤等の使用に当たっては、引き続き、例えば、以下の対応をお願いします。

- ①エルデカルシトールをアルファカルシドールに変更することは避ける。
- ②新規に骨粗鬆治療を開始する場合は、エルデカルシトールやアルファカルシドールは避ける。
- ③アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを他の薬剤と併用している場合は、必要性を検討し、短期間休薬できるようであれば一旦休薬する。
- ④デノスマブと併用の場合は、可能であればエルデカルシトールやアルファカルシドールを沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウムチュアブル錠（デノタスチュアブル配合錠）に変更する。
- ⑤エルデカルシトールやアルファカルシドールを単剤で処方の場合は、他の薬剤への変更を検討する。
- ⑥アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを処方する場合は、できる限り長期処方を避ける。（30日処方までとする。）

以上

(別添)

アルファカルシドール供給不足に伴う副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、およびくる病・骨軟化症患者への対応について(第二報)

アルファカルシドールの供給状況の見通しにつき、お知らせいたします。

アルファカルシドールは骨粗鬆症患者さんに対する使用量が最も多いことから、副甲状腺機能低下症や偽性副甲状腺機能低下症、くる病・骨軟化症患者さんへの供給量を確保するために、日本骨代謝学会、日本骨粗鬆症学会から「骨粗鬆症患者さんへのアルファカルシドール使用に関する提言」が発出されました。その後関係各位の御尽力により、シェア最大の製薬会社である共和薬品工業からのアルファカルシドールの出荷が、2021年9月中旬には再開される予定となりました。これにより、2021年9月中には共和薬品工業からのアルファカルシドールの出荷量は前年比で約50%に、2021年10月中には60%以上に回復する見通しとなっています。

現状でアルファカルシドールの供給に支障がある場合には、錠剤からソフトカプセルへの剤型変更や規格変更を御検討いただき、現存の薬剤を有効活用していただく他、長期処方 evitar するなど、今しばらくの御協力をお願い申し上げます。なお、成分としてのアルファカルシドールが入手困難な場合は、カルシトリオールへの変更なども併せて御検討いただけますようお願いいたします。

2021年8月31日

日本骨代謝学会
日本内分泌外科学会
日本小児内分泌学会
日本内分泌学会

事務連絡
令和3年8月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第321号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>) において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
セイヨウハッカ油	コルペルミン	ゼリア新薬工業株式会社	令和3年8月31日	再審査期間 (4年)
ナプロキセン	モートリンNX	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	令和3年8月31日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて (周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、今般、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、別添の啓発ポスター(「その香り 困っている人がいるかも?」)を作成し、下記1のウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、貴会会員に対し、情報提供いただくとともに、必要に応じて店内への掲示等にご活用いただけるよう依頼の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記2に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

記

1. 啓発ポスターについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf

2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

- (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

- (2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

お問合せ先：

厚生労働省 医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

電話：03-5253-1111 (代表)

その香り

困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。



香りの強さの感じ方には個人差があります。

使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。

薬生総発 0903 第 2 号
薬生監麻発 0903 第 6 号
令和 3 年 9 月 3 日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

平素から厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和 2 年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での販売においては、前回に比べて全体的に改善されているものの、前回の調査で遵守率が低かった項目である「第一類医薬品の情報提供を行ったうち、文書による情報提供の有無」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」に関しては、依然として他の項目より低い割合となっているので、これらの項目の更なる遵守率の向上も含め販売ルールの徹底が必要です。

インターネットでの販売においては、例年遵守率の低い項目である「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の割合は、前回から改善したものの、依然として他の項目より低い割合となっているので、店舗での販売と同様に販売ルールの徹底が必要です。

については、貴会会員の薬局開設者及び店舗販売業者等に対し、従事者に対する販売制度に関する研修等の徹底や各薬局・店舗販売業等における制度の遵守状況を自己点検させるなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底を図るようお願いいたします。

なお、別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て通知し、より一層の販売制度の遵守徹底に向けた対応を依頼しています。

薬生総発 0903 第 1 号
薬生監麻発 0903 第 5 号
令和 3 年 9 月 3 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和 2 年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での販売においては、前回に比べて全体的に改善されているものの、前回の調査で遵守率が低かった項目である「第一類医薬品の情報提供を行ったうち、文書による情報提供の有無」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」に関しては、依然として他の項目より低い割合となっているので、これらの項目の更なる遵守率の向上も含め販売ルールの徹底が必要です。

インターネットでの販売においては、例年遵守率の低い項目である「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の割合は、前回から改善したものの、依然として他の項目より低い割合となっているので、店舗での販売と同様に販売ルールの徹底が必要です。

については、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただくなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底に向けた対応をお願いします。

令和2年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（概要）

令和3年9月

医薬・生活衛生局総務課

1. 調査の目的

消費者が薬局や店舗販売業において購入可能な医薬品の販売実態を、一般消費者からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図る。

2. 調査の内容

注) 委託により実施（委託先：ソフトブレン・フィールド株式会社）

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

一般消費者である調査員が、全国5,025件の薬局・店舗販売業者の店舗（薬局1,861件、店舗販売業3,164件）を訪問し、医薬品の販売ルールに係る事項等に関し店舗での販売状況等について調査（調査期間は令和2年11月～令和3年2月）

（主な調査項目）

- ①従事者の区別状況
- ②要指導医薬品の販売方法（本人確認、薬剤師による販売）
- ③一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況 等

(2) 薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット販売）に関する調査

特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト500件を対象に、医薬品の販売ルールに係る事項等に関しインターネットでの販売状況等について調査（調査期間は令和2年11月～令和3年3月）

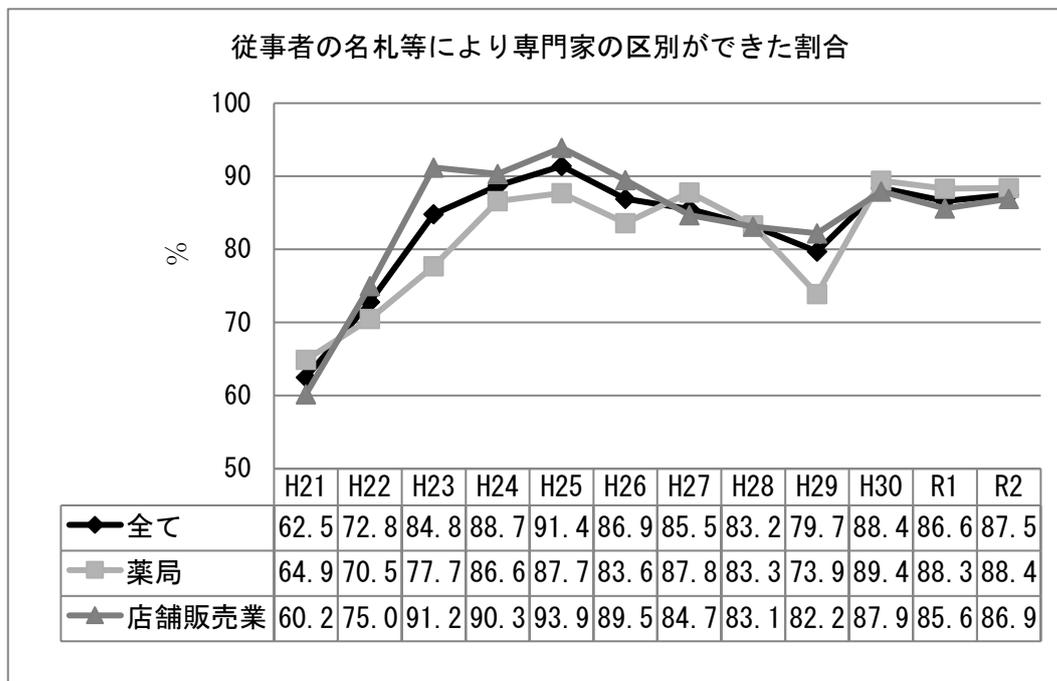
3. 主な調査結果 (括弧内の数字は昨年度の結果)

(小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります)

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

① 従事者の名札等により専門家の区別ができたか：

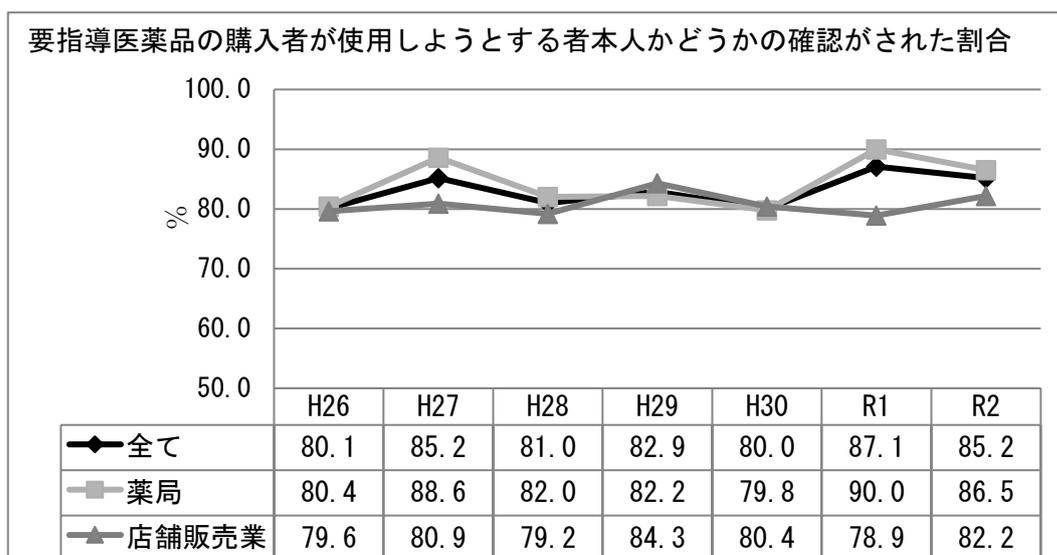
区別できた 87.5%(86.6%) / 区別できなかった等 12.5%(13.4%)



※平成21年度から25年度は「名札を付けていたかどうか」を調査

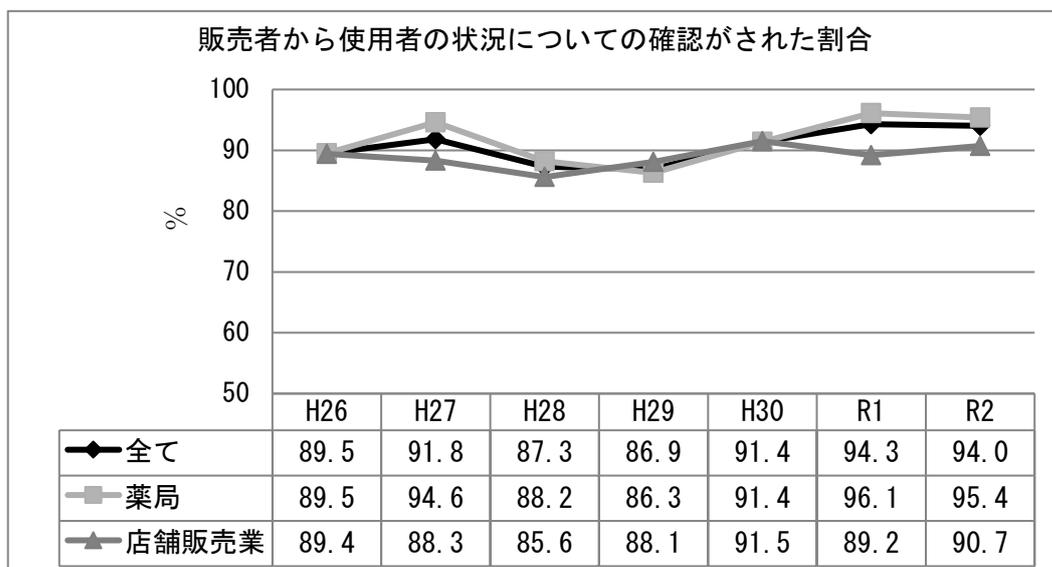
② 要指導医薬品の購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認：

確認あり 85.2%(87.1%) / 確認なし 14.8%(12.9%)



③ 要指導医薬品販売時における使用者の状況（*）についての確認：

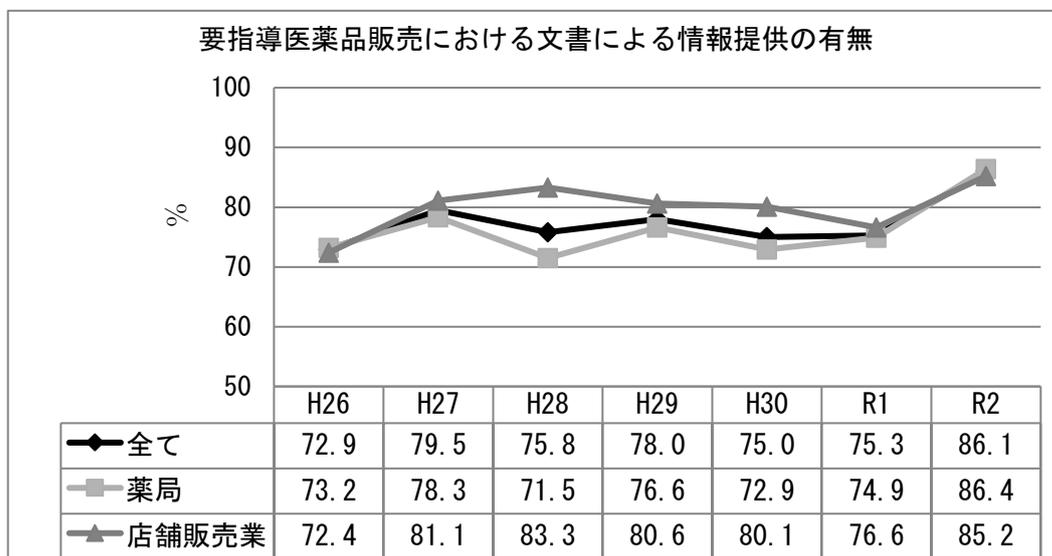
確認あり 94.0% (94.3%) / 確認なし 6.0% (5.7%)



* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

④ 要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無：

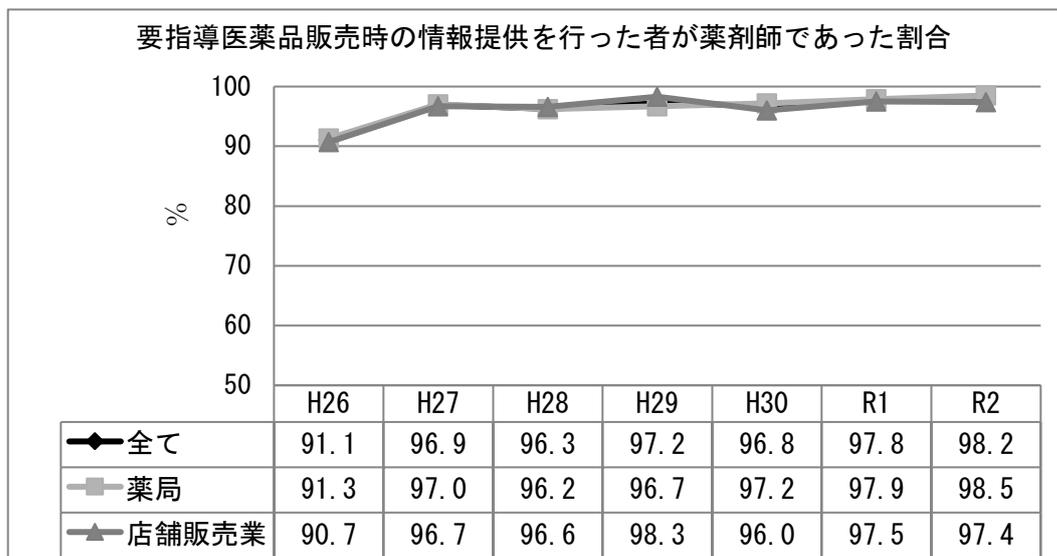
文書を用いて情報提供があった 86.1% (75.3%) / 文書を渡されたが詳細な説明がなかった 2.3% (2.7%) / 口頭のみでの説明だった 11.6% (22.0%)



※情報提供があった店舗（令和2年度94.0%）について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の数値

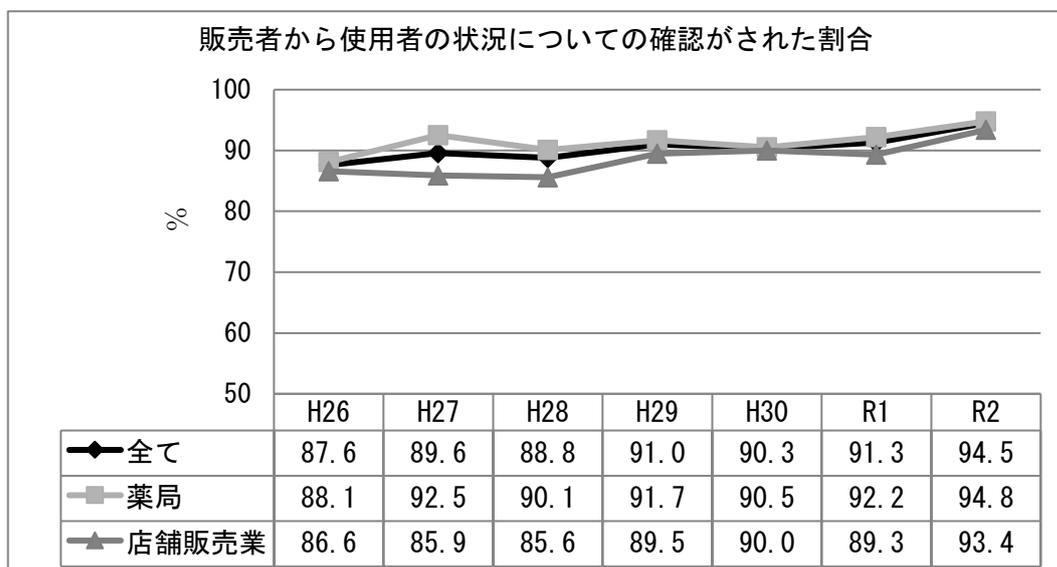
⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 98.2% (97.8%) / 登録販売者 0.2% (0.5%) / 一般従事者 0.3% (0.2%) / 名
札未着用等のため不明 1.4% (1.6%)



⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況(*)についての確認：

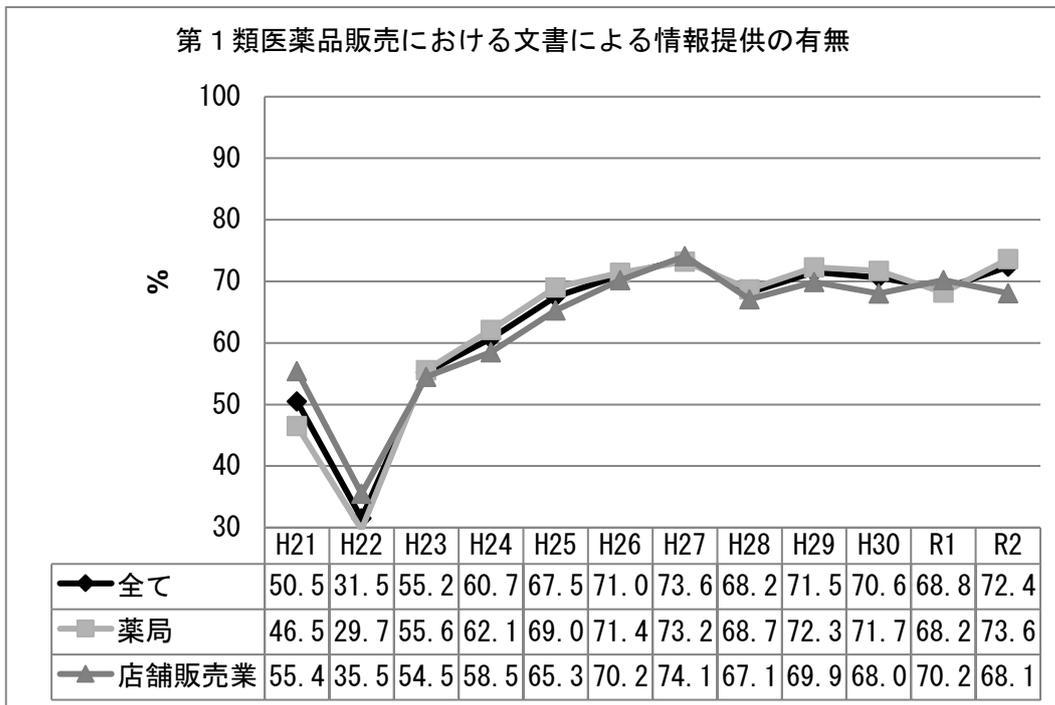
確認あり 94.5% (91.3%) / 確認なし 5.5% (8.7%)



* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無：

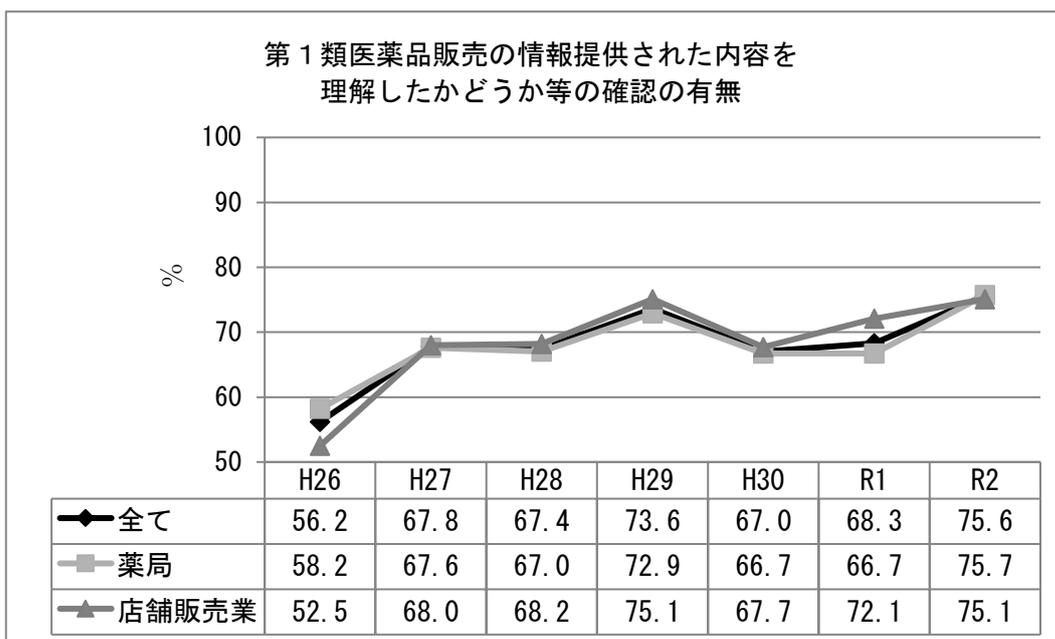
文書を用いて情報提供があった 72.4% (68.8%) / 文書を渡されたが詳細な説明がなかった 2.4% (3.2%) / 口頭のみでの説明だった 25.1% (28.0%)



※情報提供があった店舗（令和2年度94.3%）について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の数値

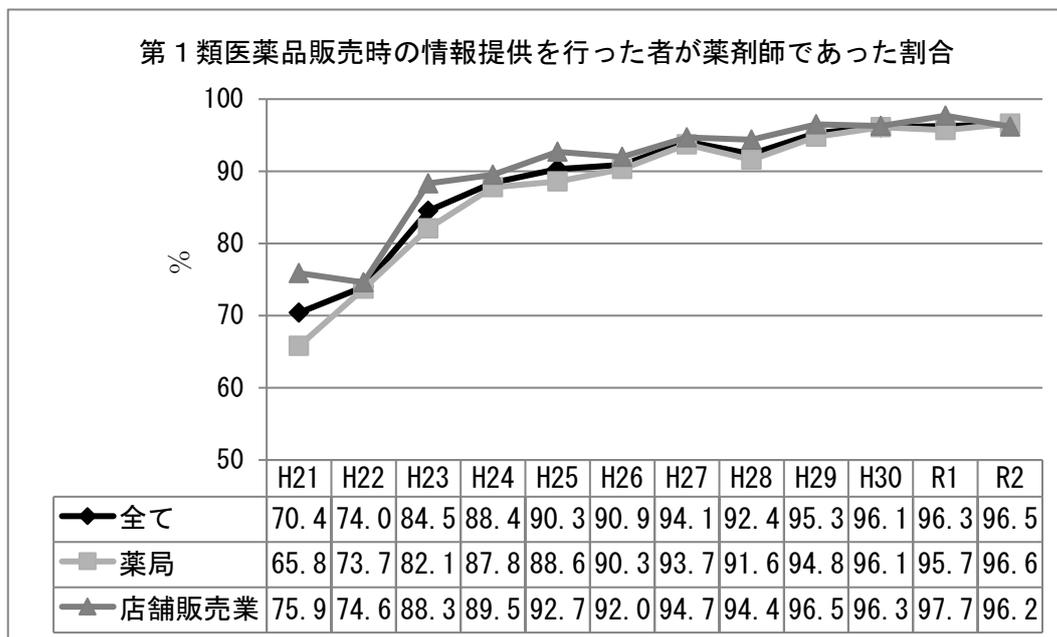
⑧ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：

確認があった 75.6% (68.3%) / 確認がなかった 24.4% (31.7%)



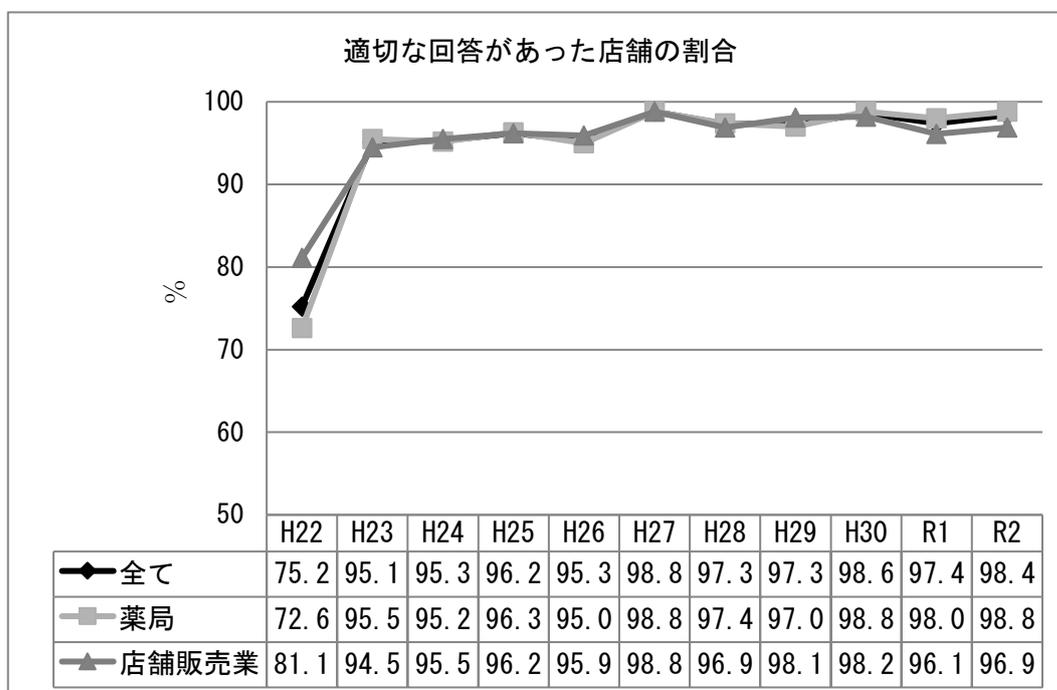
⑨ ⑦の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 96.5% (96.3%) / 登録販売者 0.8% (1.1%) / 一般従事者 0.1% (0.4%) / 名札未着用等のため不明 2.6% (2.2%)



⑩ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があったか（*）：

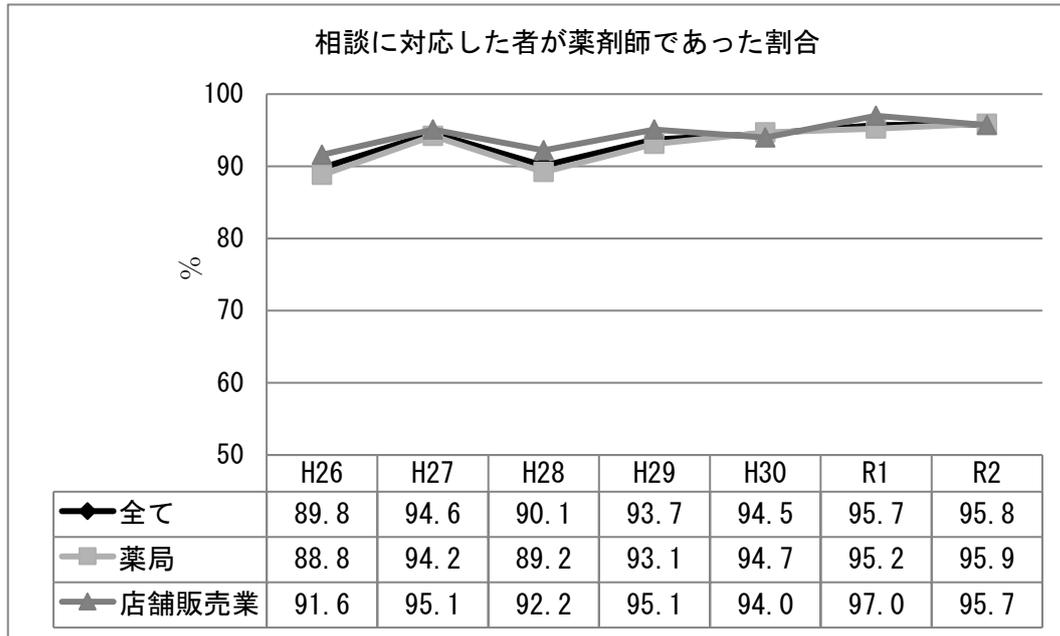
適切な回答があった 98.4% (97.4%) / 適切な回答がなかった 1.6% (2.6%)



* 「この薬眠くなりやすいですか」等を質問し、それに対応する注意事項（添付文書に記載されている事項）等が回答された場合を「適切な回答があった」とした。

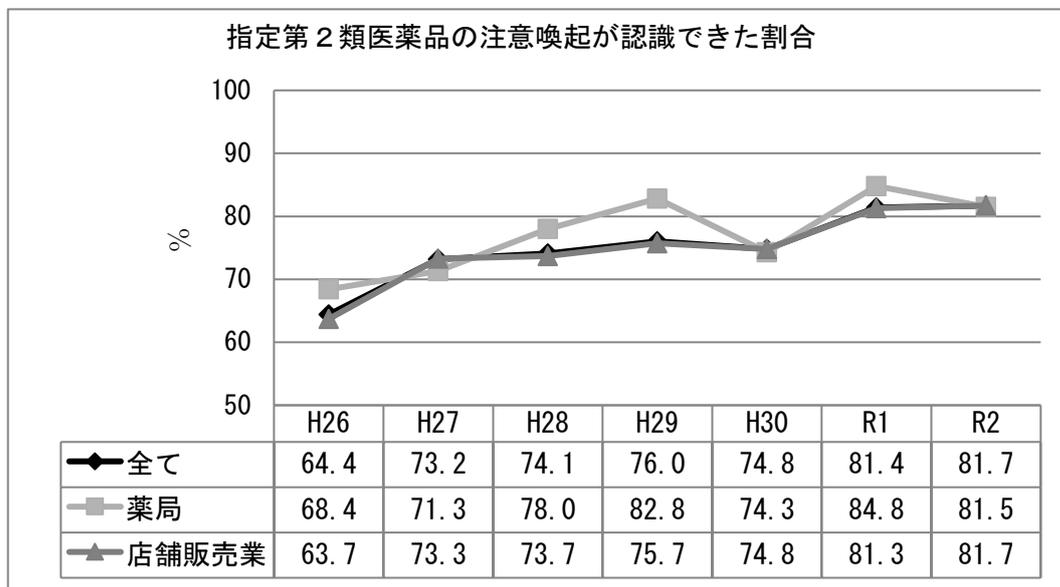
⑪ ⑩の相談に対応した者の資格：

薬剤師 95.8% (95.7%) / 登録販売者 0.6% (1.0%) / 一般従事者 0.2% (0.5%) / 名
札未着用等のため不明 3.4% (2.7%)



⑫ 指定第2類医薬品の注意喚起（*）の状況：

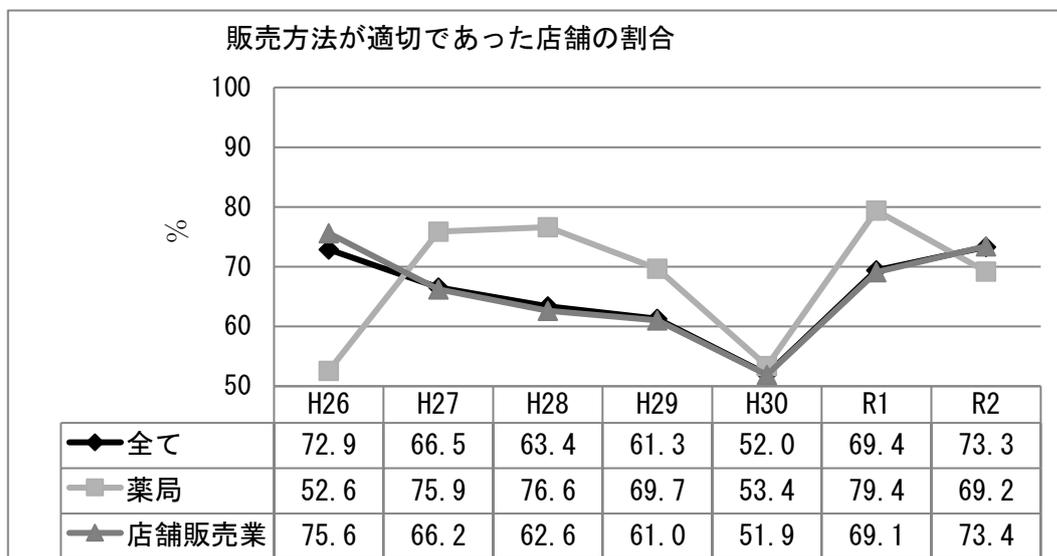
認識できた 81.7% (81.4%) / 認識できなかった 18.3% (18.6%)



* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

⑬ 濫用等のおそれのある医薬品（*1）を複数購入しようとしたときの対応（*2）：

1つしか購入できなかった 60.4% (54.5%) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 12.9% (14.9%) / 質問等されずに購入できた 26.7% (30.6%) / その他 0.0% (0.0%)



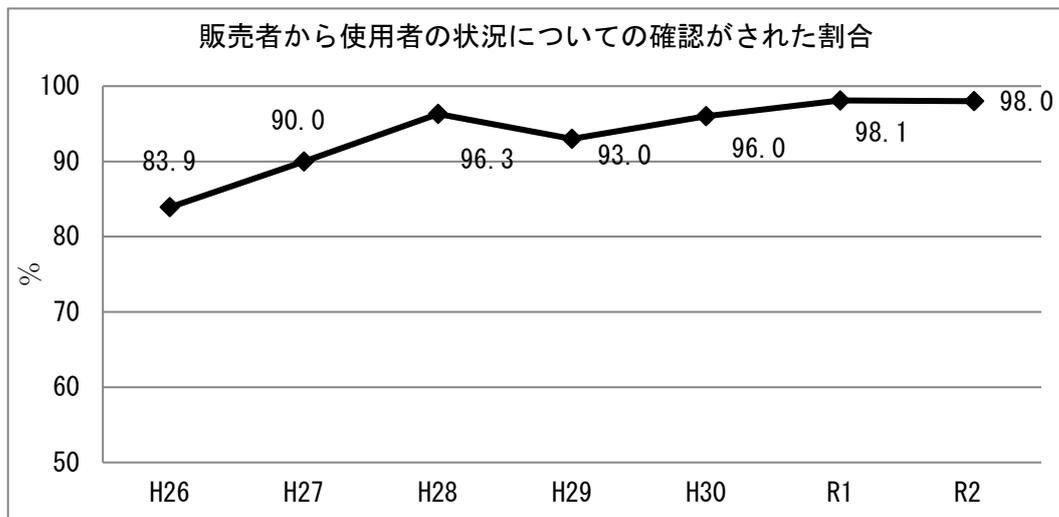
*1 エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ブロムワレリル尿素（プロモバレリル尿素）、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品

*2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

① 第1類医薬品販売時の使用者の状況（*）についての確認状況：

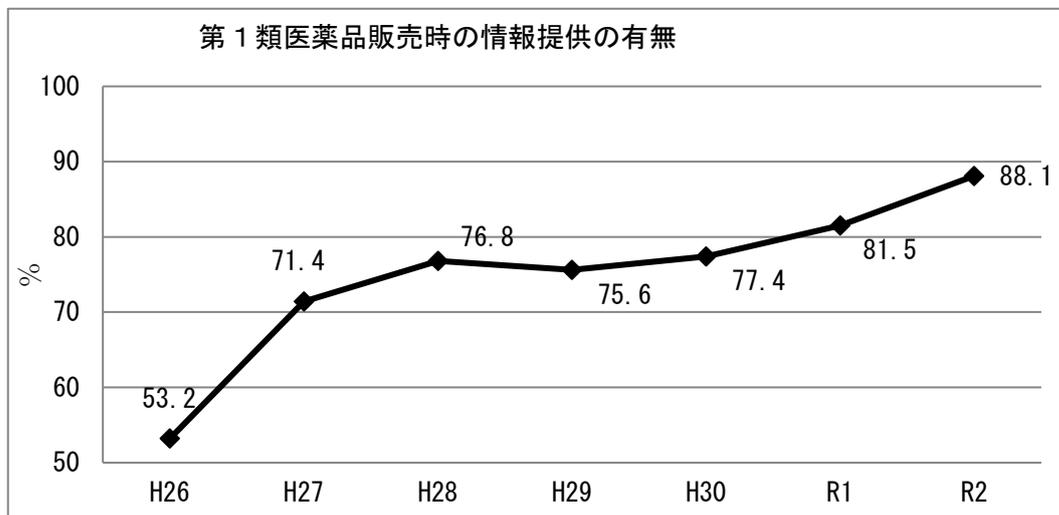
確認あり 98.0%(98.1%) / 確認なし 2.0%(1.9%)



* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

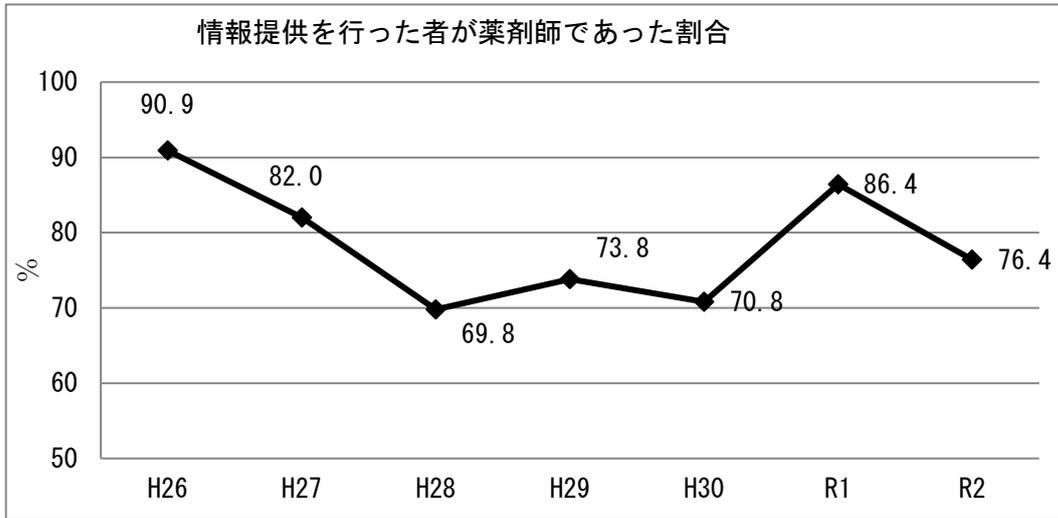
② 第1類医薬品販売時の情報提供の有無：

情報提供あり 88.1%(81.5%) / 情報提供なし 11.9%(18.5%)



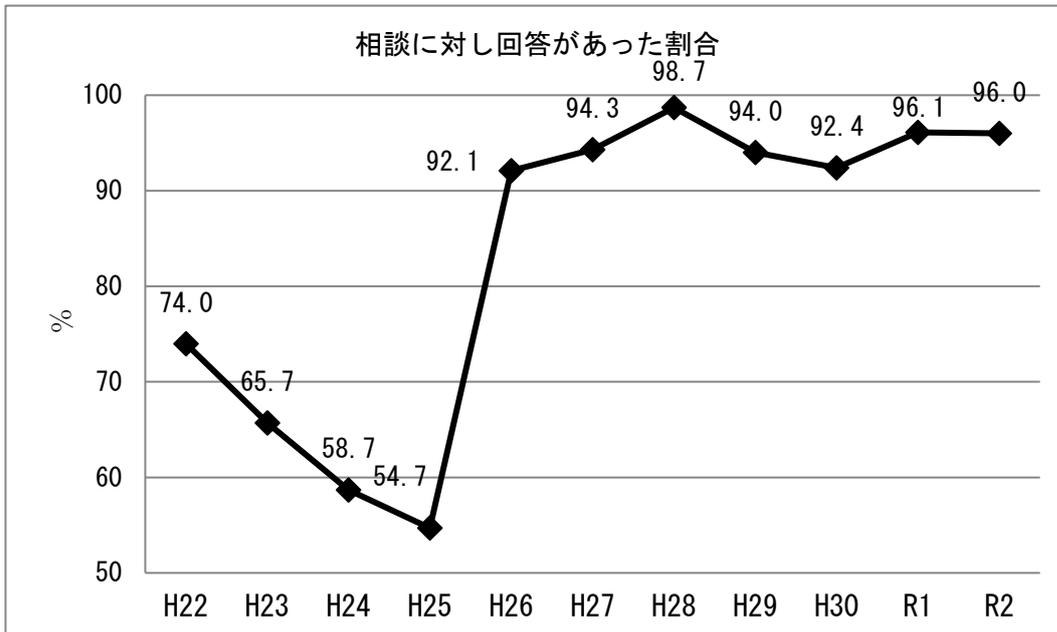
③ ②の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 76.4% (86.4%) / 登録販売者 1.1% (0.0%) /
 その他・わからなかった 22.5% (13.6%)



④ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があったかどうか：

回答あり 96.0% (96.1%) / 回答なし 4.0% (3.9%)

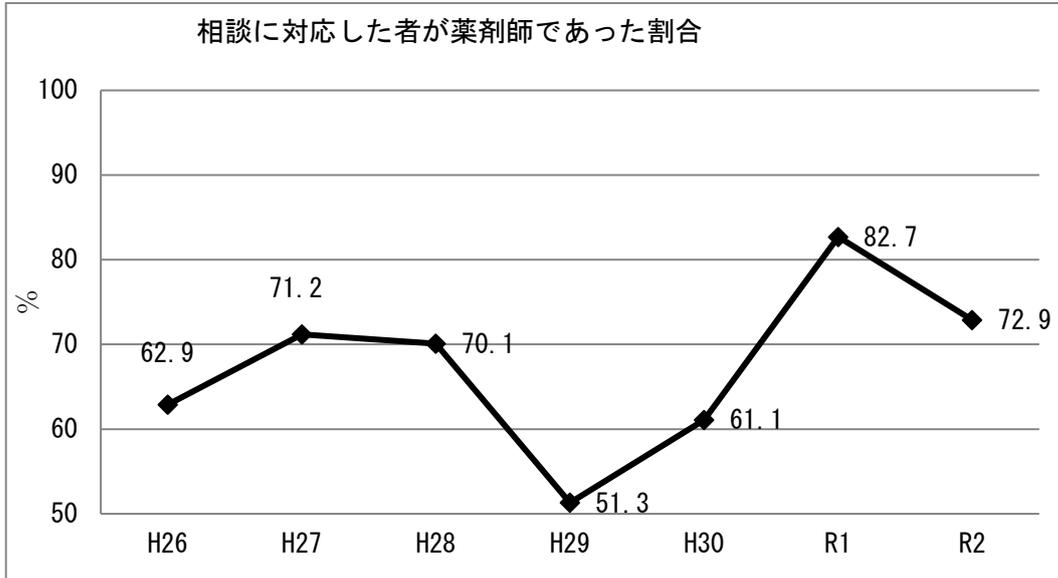


※平成22年度から25年度はリスク区分に限らずランダムに相談し返信があった割合

※平成26年度からリスク区分ごとに調査（「96.0%」は第1類医薬品における回答）

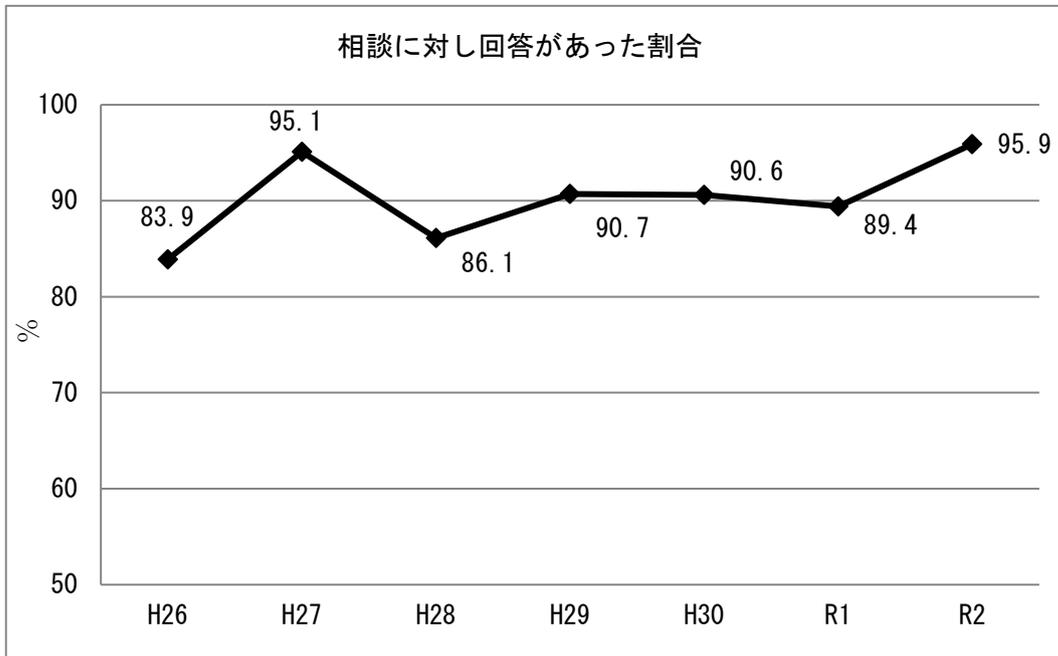
⑤ ④の相談に対応した者の資格：

薬剤師 72.9% (82.7%) / 登録販売者 1.0% (0.0%) / その他・
わからなかった 26.0% (17.3%)



⑥ 第2類医薬品等に関する相談に対し回答があったかどうか：

回答あり 95.9% (89.4%) / 回答なし 4.1% (10.6%)

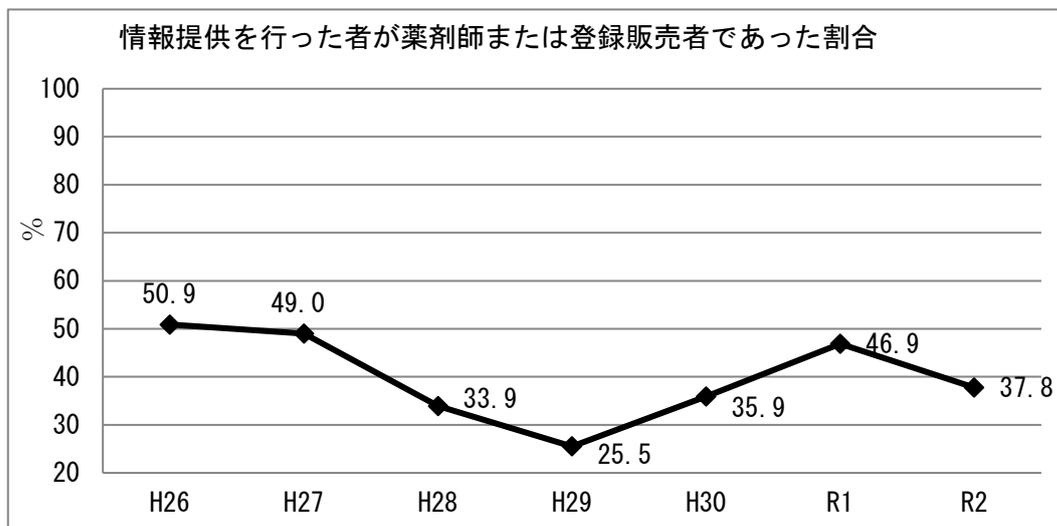


※相談に対し返信があった割合

⑦ ⑥の相談に対応した者の資格：

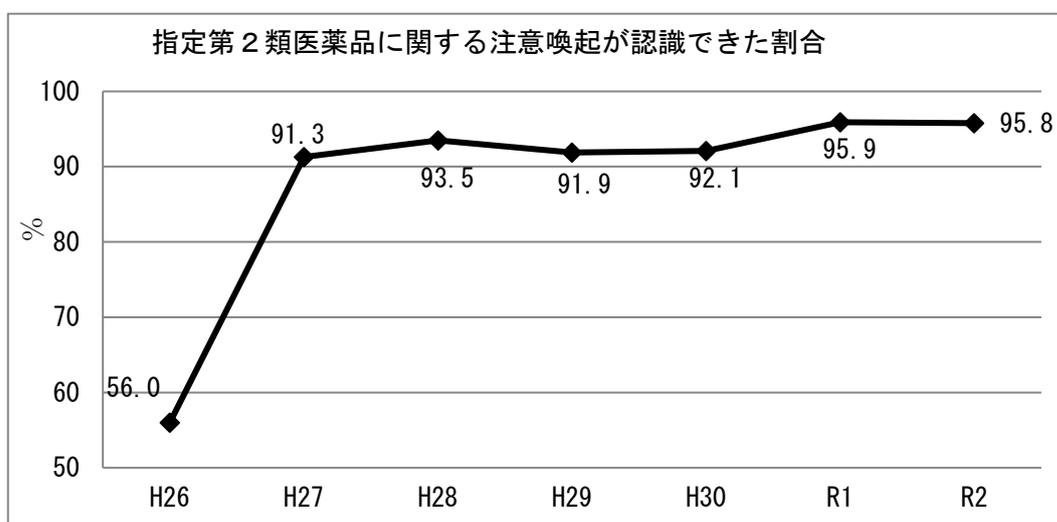
薬剤師 17.2% (17.6%) / 登録販売者 20.6% (29.3%) /

その他・わからなかった 62.2% (53.1%)



⑧ 指定第2類医薬品に関する注意喚起(*)の状況：

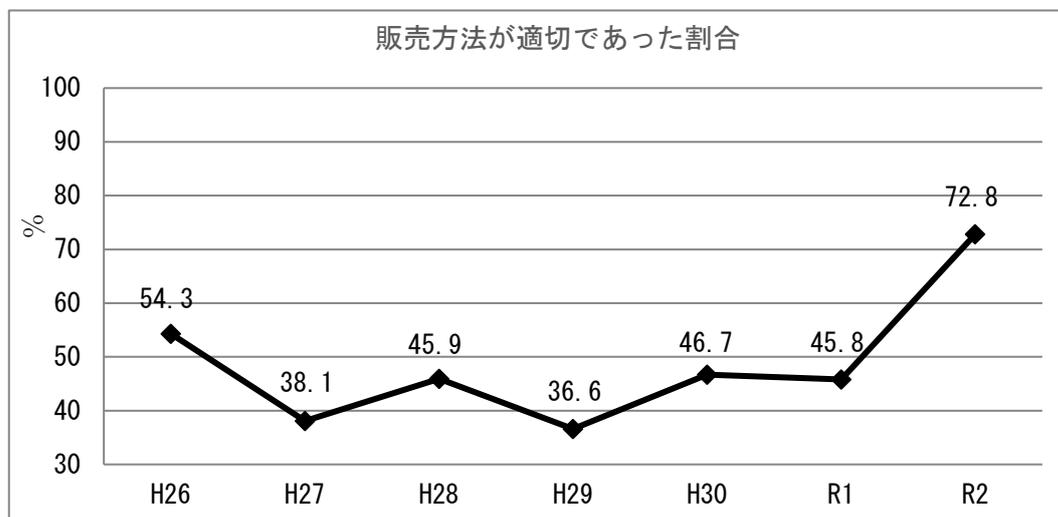
認識できた 95.8% (95.9%) / 認識できなかった 4.2% (4.1%)



* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

⑨ 濫用等のおそれのある医薬品（*）を複数購入しようとしたときの対応：

1つしか購入できなかった 66.4%(39.4%) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 6.4%(6.4%) / 質問等されずに購入できた 27.3%(54.1%) / その他 0.0%(0.0%)



* 1 エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ブロムワレリル尿素（プロモバレリル尿素）、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品

* 2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 13 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛てに連絡いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、御配慮をお願いいたします。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

以下の質疑応答において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）を「法」、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号。）を「改正省令」、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）を「規則」、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和 3 年 7 月 5 日付け薬生発 0705 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を「局長通知」、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和 3 年 7 月 5 日付け薬生監麻発 0705 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）を「課長通知」という。

－ 1. 制度－

（制度の趣旨）

問 1 麻薬小売業者間譲渡許可制度の趣旨は何ですか。

（答）

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合や、麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90 日以上譲渡がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としています。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意してください。

問 2 今回の規則改正により、麻薬小売業者間譲渡許可制度がどのように変わるのか教えてください。

（答）

今回、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90 日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたものです。

また、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が行うべき届出（規則第 9 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する届出）について、他の申請者全員の同意を得た場合には、麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）のみによる届出（※）をもって足りることとしました。

※ただし、規則第9条の2第7項に規定する届出（麻薬小売業者間譲渡許可の対象に新たな麻薬小売業者を加える際に行う届出）については、当該追加の対象となる麻薬小売業者と代表者が共同して行うこととなります。（規則第9条の2及び局長通知1参照）

問3 90日を経過した麻薬を対象としたのはどのような理由からですか。

（答）

1つの薬局が麻薬を多量に買い付けて保管し、同一の麻薬小売業者間譲渡許可を取得した薬局に日常的に譲渡を行うような、麻薬小売業者の麻薬卸売業者化を防ぎ、適正流通を担保するためです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年3月6日付け厚生労働省告示第107号）で麻薬の保険上の処方上限について最大で30日と定められていることから、麻薬を交付する見込みがなくなる（不動態在庫である）ことを確認する期間を考慮し、90日の期間を設定しています。

問4 規則第9条の2第7項の「・・・、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、（略）当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができ。ただし、・・・代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもって足りる」の「当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者」とは、誰のことを示していますか。

（答）

「追加する麻薬小売業者」を示しています。

問5 規則第9条の2第1項において、「次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り」と記載されているため、同項第1号イかつ口のどちらの要件も満たす必要が生じると読み取れる可能性があります。そうではなく、イ又はロを満たす場合と解釈してよいですか。

（答）

ご指摘のとおりです。規則第9条の2第1項第1号の「次に掲げる全ての要件を満たす場合」とは第1号及び第2号のいずれも満たす場合を指し、第1号の「次に掲げる場合」とはイ又はロのいずれかを満たす場合を指します。

問6 規則第9条の2第1項第1号ロについて、又以降の条文は又以前の条文で包含されていると考えていますが、ロの条文内の又以前と又以降の条文の違いについて教えてください。

(答)

規則第9条の2第1項第1号ロの前段は、麻薬卸売業者から譲受した麻薬を他者に譲渡することなく90日経過したものを指します。他方、後段は、麻薬卸売業者から譲受した麻薬を麻薬処方せん（法第24条第11項）、麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）、大臣許可（法第24条第12項第2号）で一部を譲渡した後の残りの麻薬であって、かつ、譲渡してから90日経過したものを指します。

問7 令和4年3月31日以前に麻薬小売業者間譲渡許可を受けており、経過措置の対象となる当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）についても、規則第9条の2第1項第1号ロの規定に基づき90日を経過した麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできますか。

(答)

可能です。

－ 2. 許可－

(麻薬小売業者間譲渡許可の申請)

問 8 どのような場合に麻薬小売業者間譲渡許可の「申請」が可能となるのですか。

(答)

二以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して申請を行うことができます。(規則第9条の2第1項及び局長通知2(1)①参照)

- ・いずれの麻薬小売業者も、「共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に、当該不足分を補足する必要があると認めるとき、麻薬を譲り渡そうとする者であること」または「麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき、麻薬を譲り渡そうとする者であること」
- ・いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることに留意してください。

問 9 麻薬小売業者間譲渡許可の申請方法を教えてください。

(答)

1 以下に掲げる事項を記載した申請書(規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。)を、申請者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同で提出(郵送による提出を含む。)してください(正本を一部、副本を申請者の数と同じ部数)。(規則第9条の2第2項、局長通知2(1)③並びに課長通知1

(2)及び(3)参照)

ア) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

イ) 麻薬業務所の名称及び所在地

ウ) 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

エ) 代表者を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)

オ) いずれの申請者も、次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡す旨

- ・他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合
- ・麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬

について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から 90 日を経過したもの

- 2 1 に掲げる事項のうちア) 及びイ) については、同一人が申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合であっても、麻薬小売業者の免許ごとに記載してください。(課長通知 1 (2) ①参照)

問 10 麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合には、直接各都道府県へ申請書類を提出すればよいのですか。

(答)

各都道府県の指導に従い、直接各都道府県に申請してください。

ただし、麻薬小売業者の行政監視を徹底する観点から、保健所を経由して申請させることが望ましいと都道府県が判断した場合には、都道府県の指導に基づき、保健所を経由して申請してください。

問 11 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間の満了前に、期間満了後に同許可を受けるための申請をすることはできますか。

(答)

申請することができます。なお、年末に、翌年 1 月 1 日から有効期間が開始する麻薬小売業者間譲渡許可を申請する際、翌年の麻薬小売業者免許を併せて申請する場合は、「麻薬小売業者免許申請中」等と許可申請書の備考欄に記載するとともに、各都道府県の指導に従い、必要に応じて許可申請書に麻薬小売業者の免許申請書の写し等を添付してください。

問 12 麻薬小売業者間譲渡許可申請時に、「代表者」は必ず置かなければならないのですか。

(答)

「代表者」については、必須ではありません。(規則第 9 条の 2 第 2 項第 5 号参照)

問 13 改正省令の施行前に代表者を置いた上で麻薬小売業者間譲渡許可申請を行うことはできますか。

(答)

令和 4 年 3 月 31 日以前は、代表者制度はないため、予め代表者を置く旨の申請はできません。施行前に麻薬小売業者間譲渡許可を受けており、代表者を置く場合は、

同年4月1日以降に、改めて代表者を置く旨の麻薬小売業者間譲渡許可変更届（規則別記第10号の3様式。以下「変更届」という。）を提出する必要があります。

問14 「他の麻薬小売業者全員の同意を得る」とは他の麻薬小売業者全員から書面による同意を得ておく必要がありますか。また、代表者が届け出る場合について、申請時に同意書等を提出する必要がありますか。

(答)

申請時に同意書等の提出は必要ではありませんが、許可取得後に当該許可を与えた都道府県により同意書等の提示を求められる場合があります。このため、書面による同意書の作成やメール、電話の聞き取りメモ等の同意を得た記録等を後ほど確認できるようにすることが望ましいです。（規則第9条の2第6項及び第7項参照）

問15 代表者を置いた場合、変更等の義務は代表者が負うことになりますか。

(答)

許可申請手続の簡素化を目的に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が行うべき届出（規則第9条の2第6項及び第7項に規定する届出）について、他の申請者全員の同意を得た場合は、代表者のみによる届出をもって足りることとしたものであり、代表者が特別な責任を負うことはありません。各許可業者間で必要な情報を共有し、必要な届出を行ってください。

(麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料)

問16 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料はいくらですか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可の申請は、法第24条第12項第1号に基づくものであり、当該条項に基づく許可申請に係る手数料については、法に定めがありませんが、各都道府県が手数料条例等を定めることにより手数料を納付させることができるとされています。各都道府県にお問い合わせください。

(麻薬小売業者間譲渡許可の許可基準)

問17 麻薬小売業者間譲渡許可申請は、申請書類に不備が無い場合には全て許可を与えるのですか。

(答)

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可制度は、麻薬施用者から麻薬処方せんの交付を受けた患者に対し、麻薬が適切かつ円滑に供給されるための制度であり、この制度の趣旨に鑑み、申請者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の

提供に資するものではないことが明らかな場合には、許可を与えるべきではありません。(局長通知2(1)②及び課長通知1(1)参照)

- 2 例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市町村内である場合については、当該申請は原則認めることとします。それ以外の場合についても、各地域の実情に応じ、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬小売業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえ、合理的と判断される場合には認めて差し支えありません。

各麻薬小売業者間の移動距離、移動時間にかかる具体的な許可基準については、各都道府県の実情に応じて、判断してください。(課長通知1(1)参照)

以下に、平成28年に国から都道府県に権限移譲する前の関東信越厚生局麻薬取締部及び近畿厚生局麻薬取締部における基準を参考までに示します。

<例1：関東信越厚生局麻薬取締部>

- 同一市町村内(東京23区にあつては区)の麻薬小売業者で申請する場合、原則として、麻薬小売業者の数に制限はない
- 市町村(東京23区にあつては区)をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、原則として10業者までとし、麻薬小売業者間の移動時間は30分以内(移動手段は不問)

<例2：近畿厚生局麻薬取締部>

- 申請できる麻薬業務所数：20業者以内
- 申請できる麻薬業務所の距離：概ね60分程度

- 3 なお、麻薬小売業者間譲渡許可をする際に、必ずしも実際に現地の状況を確認する必要はありませんが、当該許可後の立入検査において、その地理的又は時間的な隔たりから、制度の趣旨に合致していないと判断される場合には、次回の許可申請については、許可しないこととしてください。

問18 都道府県は、同一都道府県内全域を一つの許可地域として、麻薬小売業者間譲渡許可を与えることはできますか。

(答)

麻薬小売業間譲渡許可制度の趣旨や医療用麻薬の流通管理における適切な指導監督を考えた場合、麻薬小売業者間譲渡許可は個別にそれを与えることが適切と判断できる場合に限り認めるべきであり、同一都道府県全域を一つの許可地域とすることは適切ではありません。(問17参照)

問19 都道府県は、麻薬小売業者免許の有効期間を超えた麻薬小売業者間譲渡許可書を交付することができますか。

(答)

麻薬小売業者免許の有効期間を超えた麻薬小売業者間譲渡許可書を交付することは可能です。ただし、麻薬小売業者免許の有効期間を超え、継続して麻薬小売業者免許を取得せずに、麻薬小売業者間譲渡を行った場合は、法第 64 条の 2 又は法第 66 条に該当するおそれがあります。(局長通知 2 (7) ①参照)

(麻薬小売業者間譲渡許可に付す条件)

問 20 麻薬小売業者間譲渡許可に付す条件にはどのようなものがありますか。

(答)

都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、法第 59 条の 6 の規定に基づき、許可業者に対する行政監視の実効性を担保する観点から、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととします。

(局長通知 2 (2) ②及び課長通知 2 (3) 参照)

条件の具体例は、以下のとおりです。

- ①麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付すること。
- ②①により交付を受けた麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から 2 年間保存すること。
- ③同時期に二以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りでないこと（以下「重複許可禁止条件」という。）。

問 21 意図的であるか否かを問わず、条件に違反して麻薬小売業者間譲渡許可申請を重複して申請してきた者にはどのように対処するのですか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可に重複許可禁止条件を付す場合、以下のとおり取り扱うことが適当と考えますので参考としてください。

- ① 許可申請書を受理するに当たっては、他の麻薬小売業者と共同で麻薬小売業者間譲渡許可を受けている事実の存否について確認することとし、当該事実の存在が確認できた場合には、麻薬小売業者の免許が取り消される可能性もある旨を申請者側に伝えた上で、当該申請を受理しないこととする。
- ② 他の麻薬小売業者と共同で麻薬小売業者間譲渡許可を受けているにもかかわらず、新たに許可申請書を受理してしまった場合には、麻薬小売業者の免許が取り消される可能性もある旨を申請者側に伝え、当該申請を取り下げるよう指導することとする。

- ③ なお、現に受けている麻薬小売業者間譲渡許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行い、かつ新たな麻薬小売業者間譲渡許可を申請しようとしている者については、新たな許可が行われる日以前に、現に受けている許可に係る許可書の返納を行うよう、指導することとする。

(麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続)

問 22 都道府県が麻薬小売業者間譲渡許可を行う場合、どのような許可書を発行するのですか。

(答)

都道府県知事が麻薬小売業者間譲渡許可をした場合には、課長通知の別紙様式 2 に必要事項を記載の上、申請者から提出された許可申請書の副本又はそれに準じた内容の書面を添付し、各葉に契印を押印（契印機による押印を含む。）したものを麻薬小売業者間譲渡許可書として、許可業者に対して交付してください。（規則第 9 条の 2 第 3 項、局長通知 2（2）①及び課長通知 2 参照）

問 23 都道府県は麻薬小売業者間譲渡許可を行った場合、許可書の交付の他、何らかの手続が必要となりますか。

(答)

都道府県は、麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して情報提供を行ってください。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行ってください。（課長通知 2（4）参照）

問 24 許可業者は麻薬小売業者間譲渡許可書を何年間保存すればよいですか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から 5 年間保存してください。これは、麻薬譲渡確認書及び麻薬譲受確認書の保存期間が 2 年間であるため、許可期間（最大 3 年間）の最終日に譲渡を行った場合を考慮し、保存期間が最大重なる期間として 5 年としています。（局長通知 2（4）①参照）

(麻薬小売業者間譲渡許可の許可後の手続)

問 25 麻薬小売業者間譲渡許可の期間内に、許可業者の内の一つの薬局の麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、同じ薬局が継続して麻薬小売業者免許を取得した場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、都道府県において、その免許の実態が把握できるため、当該許可業者において特に手続は必要ありません。しかし、麻薬小売業者免許を継続して取得せずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第 64 条の 2 又は法第 66 条に該当するおそれがあることに留意してください。(局長通知 2 (7) ①参照)
- 2 許可業者の麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、継続して麻薬小売業者免許を取得しない場合は、免許の失効に伴う変更届を都道府県知事に対し代表者が提出又は共同して提出してください。(問 26 参照)

問 26 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者の内の一つの麻薬小売業者免許が失効した場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 許可業者の麻薬小売業者免許が失効した場合、許可業者は当該免許の失効に伴う変更届を都道府県知事に共同して提出してください。
届出に際し、代表者が当該届出内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみで届け出ることができます。(規則第 9 条の 2 第 6 項、局長通知 2 (7) ①及び③並びに課長通知 4 (1) 及び (2) 参照)
- 2 ただし、二つの麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合など、麻薬小売業者免許の失効等に伴い、許可業者が 1 業者のみとなる場合は、規則第 9 条の 2 第 11 項第 1 号に該当するものとして、都道府県知事に対し麻薬小売業者間譲渡許可の返納届を共同して速やかに提出してください。

問 27 許可業者のうちの 하나가、今後、麻薬小売業者間譲渡を行わないことを決めた場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 問 26 と同様に、変更届を都道府県知事に対し代表者又は共同して提出してください。その際、変更届の「変更・免許の失効の事由及びその年月日」の欄に、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととした旨を記載してください。

- 2 当該届出により、許可業者が1業者のみとなる場合、問26の2と同様の手続を行ってください。

問28 許可業者のうちの一つが、今後、麻薬小売業者間譲渡を行わないとして手続をする場合にも、代表者のみで変更届を届け出すことはできますか。

(答)

代表者を置いている場合、代表者のみで届け出すことができます。また、共同して届け出すこともできます。代表者のみが届け出る場合は、他の許可業者から同意を得た上で届け出てください。(規則第9条の2第6項参照)

問29 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、新たに麻薬小売業者を許可対象に加えるたいのですが、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、当該業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合は、規則第9条の2第1項第1号及び第2号に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、麻薬小売業者間譲渡許可追加届(規則別記第10号の4様式。以下「追加届」という。)に必要事項を記載のうえ、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して、全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、都道府県知事に届け出すことができます。(副本については、都道府県の指示に従って必要に応じて提出してください。)

届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者と当該許可業者以外の麻薬小売業者のみで届け出すことができます。(規則第9条の2第7項及び第8項、局長通知2(7)②及び④並びに課長通知4(3)参照)

- 2 許可業者においては、書替え後の許可書が交付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管してください。
- 3 都道府県知事は、追加届を受理した場合、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付することとします。麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えについては、当該許可書の1枚目の余白又は裏面に、追加年月日及び追加業者名を記載(記載例は別紙1を参照)の上、追加届の副本を添付して契印を押印(契印機による押印を含む。)すること等によって行うこととします。
- 4 都道府県は、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行ってください。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行ってください。(課長通知4(7)参照)

問 30 麻薬小売業者間譲渡許可に新たに麻薬小売業者を追加し、当該麻薬小売業者を代表者にする場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

追加届により麻薬小売業者を追加し、変更届により代表者を当該麻薬小売業者に変更する必要があります。なお、これらの届出は同時に提出することが可能です。(規則第9条の2第6項及び第7項参照)

問 31 新たに麻薬小売業者を加えるときは、代表者のみで追加届を届け出すことはできますか。

(答)

代表者を置いている場合、代表者及び新たに追加される麻薬小売業者が共同して届け出る必要があります。また、すべての許可業者が共同して届け出ることもできます。代表者及び追加される麻薬小売業者のみで届け出る場合は、他の許可業者から同意を得た上で届け出てください。(規則第9条の2第7項参照)

問 32 麻薬小売業者間譲渡許可に、新しい業者を追加する場合、許可書の「譲渡しの期間」はどのように考えればよいですか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可自体は、従前から存在したものですので、許可証に記載された「譲渡しの期間」については、新たに追加する業者も既に他の麻薬小売業者に与えている許可書と同一の期間で構いません。ただし、新たに追加する許可業者の業者名及び届出を受理した日付を許可証に記載する等して、新たに追加する業者の許可内容が分かるようにしてください。

問 33 麻薬小売業者間譲渡許可書の記載事項を変更する必要がある場合はどのように対処すればよいですか。

(答)

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき(法第7条に規定する業務廃止等の届出等)、又は許可業者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、変更届に必要な事項を記載の上、全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、都道府県知事に代表者又は共同して届出を行ってください(副本については、都道府県の指示に従って必要に応じて提出してください)。(規則第9条の2第6項、局長通知2(7)①並びに課長通知4(1)及び(2)参照)

- 2 許可業者においては、書替え後の許可書が交付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管してください。
- 3 都道府県知事は、変更届を受理した場合、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付することとします。麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えについては、当該許可書の1枚目の余白又は裏面に、変更年月日及び変更事項を記載（記載例は別紙2を参照）の上、変更届の副本を添付して契印を押印（契印機による押印を含む。）すること等によって行うこととします。（課長通知4（6）参照）
- 4 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して情報提供を行ってください。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行ってください。（課長通知4（7）参照）

問 34 代表者を変更した場合の手続は必要ですか。

（答）

代表者を変更した場合は、速やかに、変更届を届け出る必要があります。（規則第9条の2第6項参照）

問 35 麻薬小売業者間譲渡許可申請時に代表者を置かなかつた場合、許可の有効期間中に代表者を置くことはできますか。また、麻薬小売業者間譲渡許可申請時に代表者を置いた場合、許可の有効期間中に取り消すことはできますか。

（答）

いずれの場合も可能です。

許可の有効期間中に代表者を置く場合は、変更届の変更前の記載欄に斜線を引き、変更後の記載欄に代表者氏名等を記載して、変更の事由欄に代表者を新たに置く旨を記載してください。

許可の有効期間中に代表者を置かないこととした場合は、変更届の変更前の記載欄に変更前の代表者氏名等を記載し、変更後の記載欄に斜線を引いて、変更の事由欄に代表者を置かないこととした旨を記載してください。（規則第9条の2第6項参照）

問 36 代表者の変更が生じ、代表者のみで変更届を届け出る場合、変更前または変更後のどちらの代表者が行うことができますか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更後の代表者が届け出ることができます。(規則第9条の2第6項参照)

問 37 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の一つが近隣に移転する場合は、どのような手続を行う必要がありますか。

(答)

麻薬小売業者免許は業務所ごとに与えられる免許であるため、麻薬小売業者の移転に伴い、免許の廃止と新規申請を行う場合は、麻薬小売業者間譲渡許可の手続においても、免許の失効に伴う変更届と移転後の新規麻薬小売業者にかかる追加届が必要となります。

問 38 有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、都道府県に返納する必要がありますか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可書の有効期間の記載により、その効力がないことが確認出来るため、返納する必要はありません。

麻薬小売業者間譲渡許可が有効期間の満了によって失効した場合であっても、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書については、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。(局長通知2(4)①参照)

－ 3. 譲渡・譲受－

(譲渡・譲受時の手続 (薬局))

問 39 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて麻薬を譲渡する場合、どのような手続をとればよいですか。

(答)

- 1 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方立会いの下、品名・数量、破損等の有無を直接確認することとします。(課長通知 3 (1) ③参照)
- 2 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において麻薬事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において麻薬事故届を提出することとします。(課長通知 3 (1) ④参照)

問 40 麻薬小売業者から他の麻薬小売業者までの麻薬の運搬を行うことができるのは薬剤師に限られますか。

(答)

麻薬の運搬については、薬剤師であることが望ましいですが、運搬のための薬剤師が確保できない場合等、やむを得ない場合には、薬剤師に限らず、麻薬小売業者である薬局の管理薬剤師の管理の下、業務に従事する者が運搬することとして差し支えありません。また、配送業者や麻薬卸売業者等が運搬を行ってはならないことに留意してください。(課長通知 3 (1) ②参照)

問 41 麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の麻薬小売業者間譲渡において (規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イの場合)、麻薬を譲り渡す側が調製行為を行うことは認められますか。

例えば塩酸モルヒネ 10 倍散が不足している麻薬小売業者に、当該麻薬の記載された麻薬処方せんが持ち込まれた場合、当該麻薬小売業者に対して以下の①から③の譲渡はできますか。

- ①塩酸モルヒネ原末を譲渡すること
- ②塩酸モルヒネ原末から 10 倍散を調製して譲渡すること
- ③別の患者のために予製していた塩酸モルヒネ 10 倍散を譲渡すること

(答)

- 1 調剤を行うために必要な麻薬を譲り渡すことには、倍散が必要な場合に原末を譲り渡す行為も当然に含まれると考えます。しかし、調製行為は、あくまで麻薬処方せんを受領した譲受側の許可業者により行われなければならない、麻薬処方せんを受領していない譲渡側の許可業者が予製行為を行うことは認められません。また、別の患者のために予製していた麻薬を譲り渡すこともできません。(課長通知 3 (7) 参照)

- 2 したがって、設問の事例については、①の場合には譲渡はできますが、②及び③の場合には譲渡はできません。

問 42 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき行われる麻薬の譲渡・譲受について、受け渡しを行う場所は限定されるのですか。

(答)

麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所としてください。(課長通知3(1)①参照)

問 43 今回の譲渡・譲受は、「貸借」としての取扱いはできますか。また「分割販売(零売)」としての取扱いになりますか。

(答)

従来の取扱いどおり、麻薬の貸借は認められません。

また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡については、麻薬以外の医薬品を薬局間で譲渡するのと同様、いわゆる「零売」として取り扱うこととします。

問 44 散剤麻薬の譲渡・譲受にかかる留意事項について教えてください。

(答)

散剤麻薬については、必要な量を秤量して、譲渡することとします。なお、譲渡側において秤量誤差が生じた場合には、アヘンチンキの自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差と同様に、帳簿等の処理をすることとします。

問 45 証紙による封かんが施されたままの麻薬を譲り渡してよいですか。

(答)

- 1 法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲り渡すことができます。(局長通知2(4)③参照)
- 2 封が施されたままの麻薬を譲り渡した際、開封後に破損等の事故を確認した際には、譲受側の許可業者において法第35条の規定に基づく事故届を提出することとします。

問 46 ファクシミリ等で電送された麻薬処方せんに基づき、麻薬の在庫不足から調剤ができない麻薬小売業者に、不足分の麻薬を譲り渡すことができますか。

(答)

ファクシミリ等で電送された麻薬処方せんに基づき、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行って差し支えありません。また、麻薬の譲渡・譲受を行った後、譲受側の許可

業者に患者が来局しなかった場合には、当該許可業者はその旨を帳簿の備考欄に記載した上で、在庫として取り扱うこととし、譲渡側の許可業者に返却することはできません。

問 47 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡す場合、90 日を経過した日から譲り渡すことができるのですが、「90 日を経過した日」とは、いつのことですか。

(答)

例えば、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受け又は法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定による譲渡の日が 4 月 1 日だった場合、「90 日を経過した日」は 6 月 30 日（4 月 1 日を含んだ 91 日目）になります。（規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロ参照）

問 48 麻薬卸売業者から麻薬を購入した際、譲渡証の日付と納品日（到着日）が異なることがあります。この場合、90 日の起算日は、譲渡証の日付と納品日（到着日）のどちらになりますか。

(答)

納品日（到着日）を起算日としてください。（規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロ参照）

問 49 麻薬卸売業者から譲り受けた日から 90 日経過する以前に患者に譲り渡していたとしても、当該譲り受けの日から 90 日を経過した時点で、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡すことはできますか。

(答)

麻薬卸売業者から譲り受けた日から 90 日経過する以前に、法第 24 条第 11 項で譲り渡した場合、当該譲り渡しの日が新たな起算日となります。このため、麻薬卸売業者から譲り受けた日から 90 日を経過した時点では、新たな起算日から 90 日を経過していないと判断されるため、規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロに基づいて他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできません。（規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロ参照）

問 50 90 日を経過した麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡す場合、譲り渡す側の麻薬小売業者は、麻薬処方せんに応需できるよう一部を譲り渡さずに残置する必要がありますか。

(答)

全量譲渡すること又は一部を残置することのどちらでも差し支えありません。麻薬小売業者の実情に鑑みて、ご判断ください。

問 51 麻薬小売業者間譲渡許可により、90 日を経過した麻薬については譲り渡しが可能となりますが、この麻薬とは何を指すのでしょうか。例えば、18mg と 12mg の 2 つの規格を取り扱っており、12mg のみ譲渡しの日から 90 日を経過した場合（18mg は 90 日を経過していない）にはどう考えれば良いですか。

(答)

麻薬の品名（販売名）毎に判断してください。18mg と 12mg の 2 つの規格を取り扱っており、12mg のみ譲渡しの日から 90 日を経過した場合（18mg は 90 日を経過していない）には、12mg のみ規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロに基づく譲り渡しが可能です。（規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロ参照）

問 52 1 つの品名で、複数ロットがある場合、麻薬卸売業者から譲り受けてから 90 日経過していないロットがあっても、90 日経過したロットは譲渡できますか。

(答)

麻薬の品名（販売名）毎の判断となりますので、設問の場合には 90 日を経過していないと判断されます。このため、規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロに基づく譲渡はできません。

1 つの品名で、譲り受けてから 90 日経過する前に新たに麻薬卸売業者より譲り受けた場合、90 日の起算日は、新たに譲り受けた日になります。

問 53 規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロに基づき、90 日を経過した麻薬を分割して複数の許可業者に譲り渡すことは可能ですか。

(答)

一の許可業者に麻薬を譲り渡した時点で法第 24 条第 12 項の規定に基づき譲り渡したとみなされます。このため、例え、同日でも複数の麻薬小売業者に分割して譲り渡すことはできません。次に許可業者に譲り渡す場合は、90 日経過する必要があります。

問 54 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

(答)

規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イに基づき麻薬を譲り受けた場合、通常、当該麻薬は調剤後、患者に全量譲渡されるため、再度他の許可業者に譲渡することは想定されません。ただし、患者が来局しなかった場合、譲り受けた麻薬が在庫となることがあります。このような場合においては、当該麻薬を同号イによって、再度他の許可業者に譲り渡すことができます。

同号ロによって譲り受けた場合、当該麻薬を同号イによってのみ、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

したがって、同号イ又はロによって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号ロによって他の許可業者に譲り渡すことはできません。(規則第9条の2第1項参照)

問 55 法第36条第2項の規定により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

(答)

規則第9条の2第1項第1号イにより譲り渡すことはできますが、同号ロにより譲り渡すことはできません。

問 56 規則第9条の2第1項第1号イに基づき、他の許可業者に麻薬を譲渡する際、当該麻薬が90日を経過した麻薬であることに気づき、残部についてもすべて同時に同一許可業者に譲渡することはできますか。

(答)

同一許可業者に、規則第9条の2第1項第1号イ及びロに基づき同時に譲渡することはできません。ただし、同号イに基づく譲渡を取り止めた上で、全て同号ロに基づき譲渡することは可能です。

問 57 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を、品質劣化を理由に譲り受けた許可業者に麻薬小売業者間譲渡許可により返品することは可能ですか。

(答)

譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により返品することはできません。譲渡・譲受時に不備がないか、よく確認してください。

問 58 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、開封したが患者が取りに来なかった場合、患者が取りに来なかった麻薬を譲り渡すことはできますか。

(答)

法第24条第11項に基づく譲渡に該当しないため、規則第9条の2第1項第1号イ又はロで譲渡可能です。

問 59 規則第9条の2第1項第1号ロによる麻薬を譲渡・譲受を行う際、90日を経過していることを確認する必要があるですか。また、その際、他の許可業者に譲り渡す場合に取り交わす書類は、譲渡確認書・譲受確認書以外に何が必要ですか。

(答)

譲渡側及び譲受側は90日を経過していることを確認してください。譲渡側は、麻薬帳簿の写し等の90日を経過している事が確認できる書類を添付することが望ましいです。

なお、90日を経過している事が確認できる場合（例：譲渡確認書の備考欄に当該麻薬の最終受払年月日を記載（記載例は別紙3を参照））は、麻薬帳簿の写し等の90日を経過している事が確認できる書類の添付は不要です。

問60 複数の許可業者が保有する期限切れ麻薬を一の許可業者でまとめて廃棄することを目的として、期限の切れた麻薬を譲渡することはできますか。

(答)

麻薬小売業者間譲渡許可の趣旨に鑑み、当該譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものであるか、考慮してください。

使用期限切れの麻薬を譲渡する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受は行わないでください。（局長通知2（4）⑥参照）

問61 改正後も、改正前と変わらず、規則第9条の2第1項第1号イに該当する譲渡・譲受は在庫量の不足分のみ行うものであり、不足分を上回る量の譲渡・譲受はできませんか。

(答)

そのとおりです。不足分を上回る量の譲渡・譲受はできません。

(記録（薬局）)

問62 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき、譲渡・譲受した麻薬については、どのように麻薬帳簿に記載すればよいですか。従来の在庫量の不足分と譲渡から90日経過したものの区別をする必要はありますか。

(答)

許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合はその品名、数量について、麻薬帳簿に記載するとともに、その備考欄に①譲渡・譲受の相手方の名称、②規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか、③製品番号を記載してください。なお、使用期限も記載することが望ましいです。

なお、麻薬の品名にかかわらず、譲渡・譲受を行った麻薬について、譲渡・譲受の年月日、麻薬の種類、数量等を記載した補助簿を作成しておくこと、立入検査等の際に迅速に対応できることから、参考にしてください。（別紙4参照）（局長通知2（4）④、課長通知3（2）参照）

問 63 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を患者に譲り渡してから 90 日を経過したため、残部を他の許可業者に譲渡したいのですが、バラの（箱のない）状態で譲渡するとき、製品番号、使用期限の記載がないため、「麻薬譲渡（譲受）確認書」に製品番号、使用期限を記入する必要がありますか。

（答）

バラの（箱のない）状態であるか否かにかかわらず、麻薬譲渡（譲受）確認書の備考欄に①規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか、②製品番号を記載してください。（課長通知 3（3）参照）

また、特にバラの（箱のない）状態において、使用期限切れの麻薬を患者に交付することがないように、当該備考欄に使用期限を記載することが望ましいです。

（保管）

問 64 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を区別して保管することが求められていますが、麻薬保管庫も別にする必要がありますのでしょうか。

（答）

保管庫を別にする必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管するなどし、識別できる状態にしてください。

また、規則 9 条の 2 第 1 項第 1 号のイ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすることが望ましいです。

（局長通知 2（4）⑤、課長通知 3（4）参照）

（報告（薬局））

問 65 麻薬小売業者が、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて行った譲渡・譲受については、都道府県知事に報告する必要がありますか。

（答）

1 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第 47 条第 2 号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年 11 月 30 日までに都道府県知事に届け出なければなりません。（局長通知 2（4）⑦参照）

2 この届出を行う際には、品名毎に、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記してください。（課長通知 3（6）参照）

－ 4. 行政監視（立入検査） －

（情報共有体制の整備）

問 66 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者への立入検査の際、同許可を受けた他の麻薬小売業者に確認すべき事項がある場合には、どのように対処すればよいですか。

（答）

ある許可業者に対して立入検査を行った際に、他の許可業者に確認すべき事項があった場合は、他の許可業者に直接問い合わせるなどして確認してください。

問 67 立入検査の結果、違反が発見された場合には、都道府県はどのように対処すればよいですか。

（答）

立入検査において違反を発見した場合には、原則として、形式的な違反は行政処分に対応し、実質的な違反は刑事処分に対応することとします。例えば①麻薬帳簿への記録を怠っていた事案については、行政処分をもって対応することとし、②規則第9条の2第1項第1号イの譲渡で在庫不足を補足する以外の目的で譲渡がなされていた事案、同号ロの譲渡で90日を超えない麻薬を譲渡した事案、同号ロの譲渡で麻薬卸売業者から譲受した麻薬以外の麻薬を譲渡した事案等については、悪質性に鑑み、行政処分又は犯罪捜査により対応することとしてください。

なお、犯罪捜査をもって対応する場合には、以後の手續が犯罪捜査として行われることを相手方に告知するなど、適正な手續をとるよう留意し、必要に応じて地方厚生（支）局麻薬取締部と連携してください。

（立入検査の際の要検査事項）

問 68 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬小売業者に立入検査を実施する場合、具体的にどのような手順を踏めばよいのですか。

（答）

- 1 許可業者に対して立入検査を実施する際には、貯蔵されている麻薬の数量、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、麻薬小売業者間譲渡許可書、譲渡確認書及び譲受確認書を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適切なものであったか監視してください。（局長通知2（10）②参照）
- 2 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目については、平成12年1月7日付け医薬発第17号厚生省医薬安全局長通知「麻薬取扱者等の指導、監督について」により示しているところですが、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に立入

検査を実施する際には、以下の事項について点検を行っていただくこととしています。(局長通知3参照)

1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可

1の2-1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。

1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。

1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可書は失効していないか。

1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。

1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。

1の2-6 譲受があった場合(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲受に限る。)、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)、

1の2-7 譲受があった場合、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管しているか。(指導事項)

1の2-8 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。(指導事項)

－ 5. 違反時の措置－

(行政処分の基準)

問 69 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者において、当該許可に基づく麻薬の譲渡・譲受に関連した違反が判明したときの行政処分の基準はどう考えればよいですか。

(答)

1 麻薬取扱者に対する行政処分の基準については、麻薬取締法の施行について（昭和 28 年 10 月 27 日付け薬麻第 783 号薬務局麻薬課長通知）において示しているところですが、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡・譲受に関連した違反が判明した場合には、以下に掲げるとおり当該通知の中で示されている基準を準用し、個々の違反の状況や情状を勘案し、法第 51 条第 1 項の規定に基づく行政処分を検討することとします。

(準用後の行政処分基準)

- 1) 規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イで譲渡を行う場合において、患者から麻薬処方せんを受け取ることなく、又は受け取る前に麻薬小売業者間での麻薬の譲渡・譲受が行われた場合（ただし、ファクシミリ等で電送された麻薬処方せんに基づく譲渡・譲受を除く） 180 日以下
 - 2) 規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号ロで譲渡を行う場合において、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲り受けの日から 90 日を超えない期間で譲渡が行われた場合や、麻薬卸売業者以外から譲り受けた麻薬の譲渡が行われた場合 180 日以下
 - 3) 譲渡許可が失効した後に麻薬小売業者の間で譲渡が行われた場合 180 日以下
 - 4) 1) ～ 3) 以外の許可の条件に反した譲渡が行われた場合（譲渡確認書、譲受確認書の交換が行われていない場合等） 90 日以下
 - 5) その他、麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しに係る記録等を適切に行わなかった場合等 60 日以下
- 2 また、医療用麻薬を横流ししていた等、特に悪質なことが判明した場合、行政処分のみならず、関係者と協議の上、法第 66 条等の規定に基づいた刑事処分を検討することとします。

(他の麻薬小売業者)

問 70 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者への立入検査において、麻薬の管理違反等の疑いが発生し、調査が開始されている場合、調査対象の麻薬小売業者は、当該許可に基づき麻薬の譲渡・譲受ができますか。
また、同許可を受けた他の麻薬小売業者間においては、麻薬の譲渡・譲受を継続して行って差し支えありませんか。

(答)

許可業者への立入検査等において、麻薬の管理違反の疑いが生じ、調査又は捜査が開始された場合、当事者たる許可業者については、処分が決まるまでの間、当該許可に基づく麻薬の譲渡・譲受を行うことはできません。なお、他の許可業者間においては、麻薬の譲渡・譲受を継続して行って差し支えありません。

(追加届による、許可書の裏書例)

麻薬小売業者間譲渡許可に新たに追加した麻薬小売業者		
麻薬業務所	所 在 地	
	名 称	
追加年月日	令和 年 月 日	

(麻薬譲渡確認書の記載例)

麻 薬 譲 渡 確 認 書					年	月	日
麻薬を譲渡する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目1番1号					
	名 称	●●薬局 印					
麻薬を譲受する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所 在 地	〇〇県〇〇市△△町2丁目2番2号					
	名 称	▲▲薬局					
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考			
〇〇錠Xmg	100錠/1箱	1箱	100錠	施行規則第9条の2第1項第 1号ロで譲渡 製品番号：A0000 使用期限：2023.3.31 最終受払日：2021.4.1			

(麻薬帳簿の記載例)

【A, B, Cの3薬局での麻薬小売業者間での譲渡許可】

A薬局における麻薬帳簿（品名〇〇錠Xmgの口座）

単位 錠

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R 4	3	25		3 0	1 0	高橋二郎
R 4	4	1		1 0	0	鈴木三郎
R 4	4	1	4 0		4 0	B薬局から譲受：施行規則 第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R 4	4	1		2 0	2 0	鈴木三郎
R 4	5	1		1 0	1 0	山本一郎
R 4	5	1	2 0		3 0	B薬局から譲受：施行規則 第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R 4	5	1		3 0	0	鈴木三郎
R 4	5	2	1 0 0		1 0 0	●●薬品（製品番号 A1234）
R 4	9	1		7 0	3 0	C薬局へ譲渡：施行規則第 9条の2第1項第1号のロ 製品番号：A1234 使用期限：2023. 12. 31

A薬局の補助簿（薬局間譲渡用）

年	月	日	受入 (譲受)	払出 (譲渡)	品名	相手方薬局名
R 4	4	1	4 0 錠		〇〇錠 Xmg	B薬局から譲受：施行規則 第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R 4	4	20		5 枚	□パッチ Ymg	C薬局へ譲渡：施行規則第 9条の2第1項第1号イ 製品番号：B222 使用期限：2023. 7. 31

R 4	5	1	20錠		〇〇錠 Xmg	B薬局から譲受：施行規則 第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R 4	9	1		70錠	〇〇錠 Xmg	C薬局へ譲渡：施行規則第 9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1234 使用期限：2023. 12. 31

B薬局における麻薬帳簿（品名〇〇錠Xmgの口座）

単位 錠

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R 3	7	1	100		110	●●薬品（製品番号A1111）
R 3	9	1		10	100	山本花子
R 4	4	1		40	60	A薬局へ譲渡：施行規則第9 条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R 4	4	5		30	30	田中幸子
R 4	5	1		20	10	C薬局へ譲渡：施行規則第9 条の2第1項第1号のイ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31

○厚生労働省令第百十八号
 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和三年七月五日
 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
 厚生労働大臣 田村 憲久
 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例） 第九条の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること</p>	<p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例） 第九条の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること （新設）</p>

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せ

（傍線部分は改正部分）

んにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十二項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき

二 (略)

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一 三 (略)

四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。）を譲り渡す旨

(新設)

二 (略)

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一 三 (略)

四 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者(第六項及び第七項において「代表者」という。)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)

3～5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りる。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみのみ届け出ることをもって足りる。

8～11 (略)

(新設)

3～5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8～11 (略)

別記第十号の二様式を次のように改める。

別記第十号の二様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

①	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)	
②	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)	
③	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)	
代表者の氏名(法人にあつては、名称)		備考	

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式を次のように改める。

別記第十号の3様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
変更前	麻薬業務所	所在地	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
変更後	麻薬業務所	所在地	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
氏名			
法人にあつては、名称			
変更・免許の失効の事由及びその年月日			
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。 年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
②麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
都道府県知事 殿			
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第十号の四様式を次のように改める。

別記第十号の4様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
氏名			
法人にあつては、名称			
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。			
年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
②麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
③麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
都道府県知事 殿			
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第十二項第一号の許可(以下「麻薬小売間譲渡許可」という。)を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

薬生発 0705 第 4 号
令和 3 年 7 月 5 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事宛てに、別添写しのお通り通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について

令和 3 年 7 月 5 日に公布された麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号。以下「改正省令」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日に施行されます。

今般、改正省令の具体的な運用について、別添「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答」を作成しましたので、関係各方面へ指導を行う際に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡に基づく取扱いについては、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について」（平成 28 年 3 月 14 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）は同日付けで廃止します。



薬生発 0705 第 2 号
令和 3 年 7 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

なお、この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成 19 年 8 月 13 日付け薬食発第 0813001 号厚生労働省医薬食品局長通知）は廃止する。

記

1 改正の趣旨

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としてきたところである。

今回、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90 日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を

備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すること。

2 改正の概要

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。

・ いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、イについて在庫量の不足以上の譲渡を行うこと、ロについて麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行うこと、譲受けの日から90日を経過していない麻薬の譲渡を行うこと等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は第66条に該当しうること留意すること。

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - ・ 麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあっては、その名称）
 - ・ 麻薬業務所の名称及び所在地
 - ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
 - ・ いずれの申請者も次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡す旨
- イ 他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
- ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

（2）麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

- ① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、（1）③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。
- ② 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すことができること。

（3）麻薬小売業者間譲渡許可の内容について

次に掲げる①及び②の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと。

- ① ある許可業者が、同一の麻薬小売業者間譲渡許可を受けている他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すこと。
- ② ある許可業者が、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管している場合において、当該麻薬を譲り渡すこと。

(4) 許可業者の留意事項について

- ① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から5年間保存すること。
- ② 許可業者は、法第59条の6の規定に基づき付された(2) ②の条件を遵守すること。
- ③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行うことができることに留意すること。
- ④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第38条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならないことに留意すること。
- ⑤ 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。
- ⑥ 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受を行わないことに留意すること。
- ⑦ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について

麻薬小売業者間譲渡許可は、(5)の有効期間が満了したときに失効すること。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

① 許可業者は、(5)の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬事業所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には本届出は不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は第66条に該当するおそれがあることに留意すること。

② 許可業者は、(5)の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、(1)①に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、(1)③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

③ ①の届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りること。

④ ②の届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者と当該許可業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもって足りること。

⑤ 都道府県知事は、①及び②の届出があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。

(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。

- ② 許可業者は、①により許可書の再交付を受けた後に亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。

(9) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。

- ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（1を除く許可業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）。
- ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
- ・ (8)の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納すること。）。

(10) 許可業者に対する監視について

- ① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。
- ② 許可業者に対して立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、(2)①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったか監視されたいこと。

3 既存の通知の改正

「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「1. 免許」の次に次のように改める。

1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可

1の2-1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。

1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。

1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可は失効していないか。

1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。

- 1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。
- 1の2-6 譲受があった場合（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲受に限る。）、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。（指導事項）
- 1の2-7 譲受があった場合、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管しているか。（指導事項）
- 1の2-8 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。（指導事項）

4 施行日

令和4年4月1日から施行すること。

改正省令の施行の際、改正省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項及び第2項の規定による申請により麻薬小売業者間譲渡許可を受けている者は、その許可の期間内において改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項及び第2項の規定による申請により麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者とみなすこと。

以 上

薬生監麻発 0705 第 4 号
令和 3 年 7 月 5 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号）が公布されたことに伴い、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに、別添写しのとおり通知を发出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



薬生監麻発 0705 第 2 号
令和 3 年 7 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号。以下「改正省令」という。）を制定するとともに、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和 3 年 7 月 5 日付け薬生発 0705 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。）を通知したところである。麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「規則」という。）第 9 条の 2 第 2 項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）第 24 条第 12 項第 1 号の許可をいう。以下同じ。）に係る手続の運用に当たっては、下記事項に留意されるよう、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

なお、この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成 19 年 8 月 13 日付け薬食監麻発第 0813005 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）は廃止する。

記

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について
(1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、都

道府県は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示又は提出させること。
なお、不適切な場合に該当するか否かの判断に基準を設ける場合には、麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものとする趣旨に鑑み、例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市区町村内である場合については、当該申請は原則認めることとし、それ以外の場合についても、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえる等、各地域の実情に応じ、合理的と判断される場合には認めることとする。

(2) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請書（規則別記第 10 号の 2 様式。以下「許可申請書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。

① 以下に掲げる事項については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること。
なお、同一人が、申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合、ア)の事項については、同一の内容を記載して差し支えないこと。

ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ) 麻薬業務所の名称及び所在地

② 麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）を置く場合には、許可申請書に代表者を記載すること。

なお、既に麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が、新たに代表者を置く場合は、麻薬小売業者間譲渡許可変更届（規則別記第 10 号の 3 様式。以下「変更届書」という。）により届け出ること。

③ 4 以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合、各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足するため、別紙（別紙様式 1）を設けて記載事項を記載すること。なお、2 又は 3 の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合であっても、1 の麻薬小売業者が許可申請書を使用する場合には、他の業者が別紙（別紙様式 1）を使用することは差し支えないこと。

④ 期間を限定して許可を受けようとする場合、許可申請書の備考欄にその期間を記載すること。

(3) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書を当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。

なお、許可申請書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。

2 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

(1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙(別紙様式2)に必要事項を記載の上、許可申請書の副本又はそれに準じた内容の書面を添付したものとすること。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に交付すること。

(3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考とすること。

- ① 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。)及び譲受人が作成した譲受確認書(別紙(別紙様式3))の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書(別紙(別紙様式4))を麻薬の譲受人に交付すること。
- ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。)及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。
- ③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納した場合はこの限りではないこと。

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

3 許可業者の留意事項について

(1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付された条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。

- ① 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる

場所とすること。

- ② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。
- ③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認すること。
- ④ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。

(2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、備考欄に以下の点を記載すること。

- ① 譲渡・譲受の相手方の名称
- ② 規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか。
- ③ 製品番号

(3) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、譲渡(譲受)確認書の備考欄に以下の点を記載すること。

- ① 規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか。
- ② 製品番号

(4) 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。

(5) 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受を行わないことに留意すること。

(6) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑦の届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。

(7) 麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受における譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできないことに留意すること。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届及び追加届について

(1) 許可業者は、変更届書の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。

- ① 許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が変更届書を使用する場合には、他の許可業者が別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可において代表者を置き代表者が届け出る場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックをすること。

(2) 許可業者は、変更届書の提出に当たっては、変更届書及び麻薬小売業者間譲渡許可書を当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。

なお、変更届書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。

(3) 許可業者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に新たに麻薬小売業者を加える場合の追加届書（規則別記第10号の4様式。以下「追加届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- ① 許可業者及び追加する麻薬小売業者が4以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、追加する麻薬小売業者が追加届書を使用する場合には、許可業者が別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可において代表者を置き代表者が届け出る場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、追加届書の同意欄にチェックをすること。

(4) 許可業者及び追加する麻薬小売業者は、追加届書の提出に当たっては、追加届書及び麻薬小売業者間譲渡許可書を、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。

なお、追加届書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。

(5) 規則第9条の2第9項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書き替えは、

- ・変更届書又は追加届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を裏書きの上、変更届書又は追加届書の副本を添付すること
 - ・変更後の許可内容を記載した許可書を新規に作成すること
- 等をいうこと。なお、変更後の許可書を新規作成することをもって書き替える場合は、書き替え前の内容が分かるようにすること。

(6) 変更届書を受理したときは、書き替え後の許可書を、変更を届け出た許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。追加届書を受理したときは、書き替え後の許可書を新たに加えられた麻薬小売業者の数複製の上、追加を届け出た業者の数と同じ部数、当該業者に交付すること。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(8)の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書(別紙(別紙様式6))によること。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

(1) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(9)の麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届(別紙(別紙様式7。以下「返納届」という。))を提出すること。なお、許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙(別紙様式5)を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が返納届を使用する場合には、別紙(別紙様式5)を使用することは差し支えないこと。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた都道府県は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

7 許可申請書、変更届書及び返納届の記載等にかかる留意点について麻薬小売業者又は許可業者(以下「業者」という。)は、許可申請書、変更届書又は返納届(以下「許可申請書等」という。)を提出するにあたり、以下に掲げる方法によっても差し支えないこと。

- ① 許可申請書等及び各別紙(許可申請書の別紙については別紙様式1、変更届書及び返納届の別紙については別紙様式5)に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に1の業者のみの記載でも差し支えないこと。
- ② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひくこと。
- ③ 各業者が記載した許可申請書等及び各別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を申請等する業者のうち、代表者を置いた場合は代表者又は任意の業者がとりまとめ、代表して都道府県に提出すること。

8 その他

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可制度に係る監視において、例えば、本許可に基づく譲渡・譲受を行った麻薬製剤について、現在処方されている患者以外に同製剤の交付を求める患者がいる見込みがない場合などについては、不足していた麻薬の確保に関し、「麻薬取扱者等の指導、監督について」(平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知)の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可」中「1の2-6 譲受があった場合(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲受に限る)、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)」及び「1の2-8 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。(指導事項)」に係る指導は要さないものとして差し支えないこと。

(2) 改正省令の施行の際現に麻薬小売業者間譲渡許可を受けている者については、その許可期限内において、改正省令の施行後の麻薬小売業者間譲渡許可

を受けている者とみなす。新たに代表者を置く場合は、変更届書（別記第 10 号の 3 様式）を用いて代表者の申請を行うこと。

以 上

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	④	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

(別紙様式2)

麻薬小売業者間譲渡許可書

発第 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡を、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条第12項第1号の規定により、申請のとおり許可する。

譲り渡しの期間
年 月 日 から
年 月 日 まで

なお、本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する。

- (例)① 他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付すること
- ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること
- ③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと（ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではない。）

年 月 日

都道府県知事

(別紙様式3)

麻 薬 譲 受 確 認 書					年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名称						
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名称		印				
品名	内容	量	筒数	数	量	備考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を譲り受ける場合、調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 5 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲受であるか記載すること。
- 6 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式4)

麻 薬 譲 渡 確 認 書		年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地			
	名称	印		
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地			
	名称			
品名	容 量	筒 数	数 量	備 考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
- 5 備考に製品番号を記載すること。

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 都道府県知事 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

事務連絡
令和3年8月27日

経済産業省所管団体 殿

経済産業省商務情報政策局
情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室

DX 推進指標の集中実施期間の周知について（9月・10月）

平素より、経済産業行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

経済産業省ではデジタルトランスフォーメーション（DX）による企業の競争力強化を推進するため、DX の取組み状況を可視化する簡易な自己診断ツール「DX 推進指標」を策定し、その活用を推進しています。特に、毎年9月・10月を集中実施期間とさせていただき、本指標の活用を積極的に後押ししているところです。

各企業から自己診断結果をご報告いただくことにより、自社での自己診断結果と我が国全体における DX の取組状況との比較が可能なベンチマーク（令和3年版）を作成の上、提出企業へ提供させていただきます。この分析結果を活用することにより、**自社と全体との差を把握し、次のアクションを検討することなどができます。**

また、診断結果を取りまとめの上、我が国における DX の取組状況の分析レポート（令和3年版）の公表を予定しております。こちらも各企業の DX 推進にご活用いただければと考えております。ぜひ本指標の積極的な活用と自己診断結果のご提出に御理解と御協力をお願いいたします。

記

貴団体傘下の会員企業宛てに以下の2点の依頼事項を周知願います。その際、別紙1と別紙2についても併せてご案内ください。

依頼事項1. デジタル経営改革の推進に向けた「DX 推進指標」のご活用

DX の推進には IT 部門だけでなく経営者や社内の関係者が現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげることが不可欠ですが、「DX 推進指標」では、**経営とITに関する35項目からなる簡易な自己診断が可能**です。本指標を活用することで、関係者において現状認識の共有とステップアップに向けたアクションの検討に用いることができます。指標の詳細については、参考 HP 一覧をご参照願います。

また、DX 推進指標では毎年診断を実施することで、DX 推進に向けた取り組みの進捗状況を経年で把握することが可能になります。昨年自己診断を実施いただいた

企業におかれましても、ぜひ実施いただきますようお願いいたします。

依頼事項 2. 「DX 推進指標」 自己診断の結果のご提出のお願い

「DX 推進指標」の自己診断を実施いただき、実施結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）までご提出いただいた企業には、自社での自己診断結果と我が国全体における DX の取組状況との比較が可能なベンチマーク（令和 3 年版）を提供しております。この分析結果を活用することにより、自社と全体との差を把握し、次のアクションを検討することなどができます。ぜひご利用ください。

また、IPAにおいて診断結果を取りまとめ、全体の経年変化や、企業規模別の特徴、DX 先行企業の特徴等を明らかにする分析レポートを毎年作成、公表しております。本レポートの信頼性向上を目指すためにも、自己診断結果のご提出に御理解と御協力をお願いいたします。

自己診断の実施結果をご提出いただいた団体は、任意で「DX の取組みを推進している企業の一覧」として、団体名を HP 等で公表させていただきます。
※尚、民間企業の個社の実施結果を対外公表することはございません。

以上、2 点につきまして、お忙しいところ恐縮ですが、何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

参考資料

- 【別紙 1】 DX 推進指標リーフレット
- 【別紙 2】 DX 推進指標サマリー

参考 HP 一覧

- デジタル経営改革のための評価指標（「DX 推進指標」）を取りまとめました
<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003.html>
※ DX 推進指標の概要について詳しく掲載しております。
※
- 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進（令和元年に自己診断結果を提出いただいた企業名の一覧を含む）
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html
- DX 推進指標 自己診断結果 分析レポート（IPA、令和 2 年版）
<https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20210614.html>

自己診断結果の提出先について

提出先：IPA が自己診断結果の収集と分析を行います。下記のホームページより診断結果を登録いただきますようお願いいたします。

IPA DX 推進指標 自己診断結果入力サイト
<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>

提出期限：10月31日(土)

※次年度事業計画の検討に資するベンチマークの速報版を11月中頃に公開する予定であり、締め切りを設定させていただきます。

※本期限後においても、自己診断結果の提出およびベンチマークの提供は引き続き実施いたします。

本件の問い合わせ先

(本施策全体について)

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 DX 担当

meti-dx@meti.go.jp

沖藤、清水

TEL：【課直通】03-3501-6944

(IPA の自己診断結果入力サイトおよびベンチマーク・分析レポートについて)

独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター DX 推進指標担当

ikc-dxpi@ipa.go.jp

以 上

自社のDX推進状況を 正しく把握できていますか？

DXに関する35問からなる自己診断と、他社比較ができる「ベンチマーク」を活用し、デジタル時代の競争力ある企業を目指す

DX推進指標



- DX推進指標は自己診断。項目に回答していくことでDX推進に向けた自社の課題や、次に実施すべきアクションがわかります。
- 経営・仕組みの観点19項目とITの観点16項目の全35項目。
 - DX推進指標とは
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html

DX推進指標の3つのメリット

認識共有

わが社はDXできている？できてない？

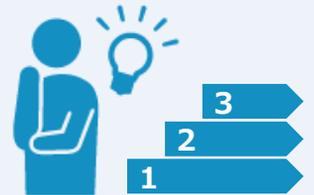
- ✓ DX推進指標に回答するために、経営者や事業部門、DX部門、IT部門などの関係者が集まって議論することで、関係者間での認識の共有を図り、今後の方向性の議論を活性化



アクション

DXの推進に向けて何をしたらよいの？

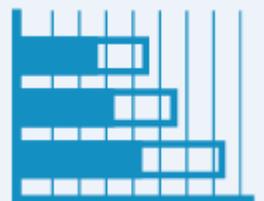
- ✓ 自社の現状や課題の認識を共有した上で、あるべき姿を目指すために次に何をすべきか、アクションについて議論し、実際のアクションにつなげる



進捗の把握

去年に比べてわが社のDXは進んだ？

- ✓ 毎年診断を行ってアクションの達成度合いを継続的に評価することにより、DXを推進する取組の経年変化を把握し、自社のDXの取組の進捗を管理する



経産省のDX推進指標で 簡易なDX判断を

9-10月はDX推進指標をもとにした自己診断の集中実施期間です

10月31日
締め切り*1

提出企業にはベンチマークを提供（無償）

✓ 自己診断を実施し、診断結果をIPA*2に提出いただいた企業には、他の提出企業のDX取組状況と自社の取組状況を比較できる「ベンチマーク」を提供しています

自己診断結果入力サイト



IPA - DX推進指標 自己診断結果入力サイト
<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html?source=meti1>

ベンチマーク



速報版
11月中頃
提供予定

次年度の事業計画立案に活用

全体の傾向

全体概要 業種別
 定性指標 売上規模別
 従業員数規模別

先行企業の特徴

概要 定性指標(現在)
 定性指標(目標)

業種・産業・売上別の特徴

概要 定性指標(現在)
 定性指標(目標)

分析レポートの公表について

IPAにおいてDX推進指標の分析レポートを公表しています。
 IPA - DX推進指標 自己診断結果 分析レポート (2020年版)
<https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20210614.html>

提出に協力いただいた企業の公表について

経済産業省・IPAのホームページ（URLは左記）において、令和2年中にDX推進指標を実施・提出いただいた企業名を「DX推進指標の自己診断にご協力いただいた企業」として公表しております。*4（令和3年についても公表予定です）

DX推進指標について

DX推進指標の詳細についてはこちら
 経済産業省 - 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html

提出いただいた情報の取り扱いについて

個別企業の診断結果や報告に含まれる連絡先や個人情報などの個人情報や外部公表されることや、当該企業の許諾なく外部機関に提供されることはありません。*5

*1 速報版ベンチマークに向けた提出期限。10月31日以降も提出を受付ます。*2 DX推進指標の収集・分析は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施しています。*3 業種・産業別分析は十分な数のデータが集まった業種・産業についてのみ提供しています。*4 非公開を希望する企業を除く。*5 外部への情報提供に関する個別許諾はIPAが直接確認します。IPAへの許諾の通知方法等は、情報提供に関するご案内を参照ください。

本件に関するお問い合わせ先

デジタルトランスフォーメーション

D X 推進指標

(サマリー)

- 「DX推進指標」の狙いと使い方
- DX推進の枠組みに関する定性指標
- ITシステム構築の枠組みに関する定性指標
- DX推進、ITシステム構築の取組状況に関する定量指標

＜参考： デジタルトランスフォーメーション（DX）の定義＞

「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

令和元年7月
経済産業省

「DX推進指標」の狙いと使い方

1. 指標策定の背景と狙い

- **DX**は、本来、**データやデジタル技術を使って、顧客視点で新たな価値を創出していくこと**である、そのために、**ビジネスモデルや企業文化などの変革**が求められる。
- しかしながら、現在、多くの企業においては、
 - **どんな価値を創出するかではなく、「AIを使って何かできないか」といった発想になりがち**
 - **将来に対する危機感が共有されておらず、変革に対する関係者の理解が得られない**
 - **号令はかかるが、DXを実現するための経営としての仕組みの構築が伴っていない**
- こうした現状を乗り越えるためには、**経営幹部、事業部門、DX部門、IT部門などの関係者が、DXで何を実現したいのか、DXを巡る自社の現状や課題、とるべきアクションは何か**について**認識を共有**すること、その上で**アクションにつなげていくことが重要**。

- ・本指標は、現在、**多くの日本企業が直面しているDXを巡る課題を指標項目とし、上記関係者が議論をしながら自社の現状や課題、とるべきアクションについての認識を共有し、関係者がベクトルを合わせてアクションにつなげていくことを後押し**すべく、**気づきの機会を提供するためのツール**として、策定したものである。

2. 指標の使い方

- 本指標の活用方法としては、**自己診断を基本とし、以下の3つに活用**していただく。

① 認識共有・啓発

- 「DXのための経営の仕組み」と「その基盤としてのITシステムの構築」に関して、経営者や事業部門、DX部門、IT部門などの関係者が集まって議論しながら、関係者間での**認識の共有を図り、今後の方向性の議論を活性化**すること

(注：担当者が一人で回答するだけでは、関係者間の認識の共有につながらない)

② アクションにつなげる

- 自社の現状や課題の認識を共有した上で、あるべき姿を目指すために**次に何をすべきか、アクションについて議論し、実際のアクションにつなげる**こと

(注：各項目に点数を付けるだけでなく、アクションについて議論し、実際のアクションにつなげることが重要)

③ 進捗管理

- **翌年度に再度診断**を行って、アクションの達成度合いを継続的に評価することにより、DXを推進する取組の経年変化を把握し、自社のDXの取組の**進捗を管理**すること

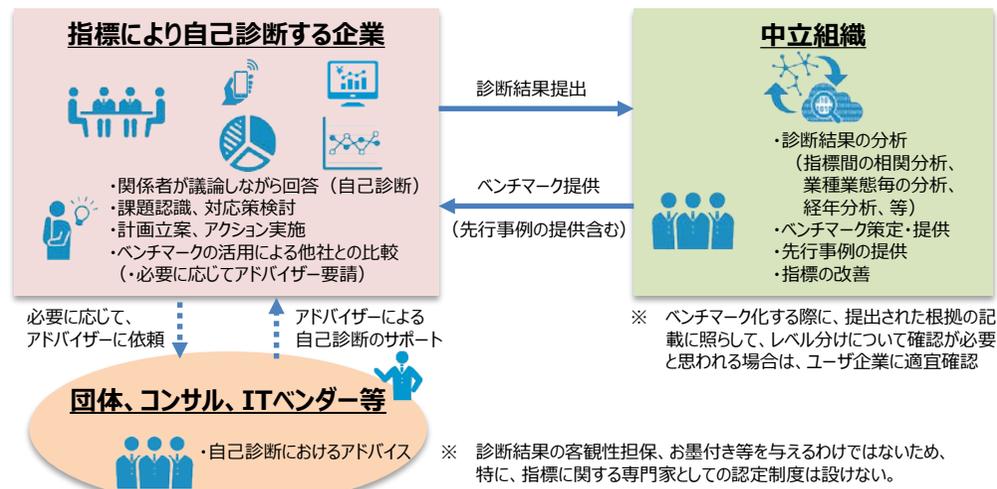
(注：一度診断を行っただけでは、持続的なDXの実行につながらない)

3. 定性指標における成熟度の考え方

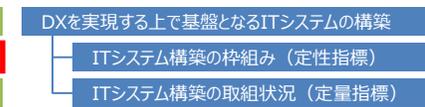
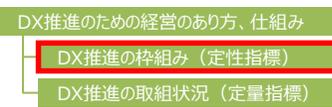
- 本指標のうち定性指標においては、DX推進の**成熟度を6段階で評価**する。
- 本成熟度を利用することで、**自社が現在どのレベルにいて、次にどのレベルを目指すのかを認識**するとともに、**次のレベルに向けて具体的なアクションにつなげる**ことが期待される。

成熟度レベル		特性
レベル0	『未着手』	経営者は無関心か、関心があっても具体的な取組に至っていない
レベル1	『一部での散発的実施』	全社戦略が明確でない中、部門単位での試行・実施にとどまっている (例) PoCの実施において、トップの号令があつたとしても、全社的な仕組みがない場合は、ただ単に失敗を繰り返すだけになってしまい、失敗から学ぶことができない。
レベル2	『一部での戦略的実施』	全社戦略に基づく一部の部門での推進
レベル3	『全社戦略に基づく部門横断的推進』	全社戦略に基づく部門横断的推進 全社的な取組となっていることが望ましいが、必ずしも全社で画一的な仕組みとすることを指しているわけではなく、仕組みが明確化され部門横断的に実践されていることを指す。
レベル4	『全社戦略に基づく持続的実施』	定量的な指標などによる持続的な実施 持続的な実施には、同じ組織、やり方を定着させていくということ以外に、判断が誤っていた場合に積極的に組織、やり方を変えることで、継続的に改善していくことも含まれる。
レベル5	『グローバル市場におけるデジタル企業』	デジタル企業として、グローバル競争を勝ち抜くことのできるレベル レベル4における特性を満たした上で、グローバル市場でも存在感を発揮し、競争上の優位性を確立している。

4. 診断結果を踏まえたベンチマークや先行事例の提供



DX推進の枠組みに関する定性指標



分類		「DX推進のための経営のあり方、仕組み」に関する指標項目	
ビジョン		データとデジタル技術を使って、変化に迅速に対応しつつ、顧客視点でどのような価値を創出するのか、社内外で ビジョンを共有できているか 。	
経営トップのコミットメント		将来におけるディスラプションに対する 危機感 と、 なぜビジョンの実現が必要か について、社内外で 共有できているか 。	
仕組み	マインドセット、企業文化	挑戦を促し失敗から学ぶプロセスをスピーディーに実行し、継続できる仕組みが構築できているか 。	
		体制	挑戦を促し失敗から学ぶプロセスをスピーディーに実行し、継続するのに適した体制が権限委譲を伴って構築できているか。
		KPI	挑戦を促し失敗から学ぶプロセスをスピーディーに実行し、継続するのに適したKPIを設定できているか。(視点：進捗度をタイムリーに測る、小さく動かす、Exitプランを持つなど)
		評価	上記のようなKPIに即し、プロジェクト評価や人事評価の仕組みが構築できているか。
		投資意思決定、予算配分	上記のようなKPIに即した投資意思決定や予算配分の仕組みが構築できているか。
推進・サポート体制	DX推進がミッションとなっている部署や人員と、その役割が明確になっているか。また、必要な権限は与えられているか 。		
	推進体制	経営・事業部門・IT部門が目的に向かって相互に協力しながら推進する体制となっているか。	
	外部との連携	自社のリソースのみでなく、外部との連携にも取り組んでいるか。	
人材育成・確保	DX推進に必要な人材の育成・確保 に向けた取組が行われているか。		
	事業部門における人材	事業部門において、顧客や市場、業務内容に精通しつつ、デジタルで何ができるかを理解し、DXの実行を担う人材の育成・確保に向けた取組が行われているか。	
	技術を支える人材	デジタル技術やデータ活用に精通した人材の育成・確保に向けた取組が行われているか。	
	人材の融合	「技術に精通した人材」と「業務に精通した人材」が融合してDXに取り組む仕組みが整えられているか。	
事業への落とし込み		DXを通じた顧客視点での価値創出に向け、 ビジネスモデルや業務プロセス、企業文化の改革 に対して、(現場の抵抗を抑えつつ、) 経営者自らがリーダーシップを発揮 して取り組んでいるか。	
	戦略とロードマップ	ビジネスモデルや業務プロセス、働き方等をどのように変革するか、戦略とロードマップが明確になっているか。	
	バリューチェーンワイド	ビジネスモデルの創出、業務プロセスの改革への取組が、部門別の部分最適ではなく、社内外のサプライチェーンやエコシステムを通じたバリューチェーンワイドで行われているか。	
	持続力	改革の途上で、一定期間、成果が出なかつたり、既存の業務とのカニバリが発生することに対して、経営トップが持続的に改革をリードしているか。	

現状の課題

- ❑ ビジョンがはっきりしないまま、「AIを使ってやれ」で進めても、PoCの先に進まない。
- ❑ ユーザーエクスペリエンスにおいてどのような価値を生み出すか、Whatが語れず、Howから入ってしまう。
- ❑ なぜDXをするのが、経営層や現場に腹落ちされていないと、途中で前に進まなくなる。

- ❑ 号令をかけるだけで、組織の整備、権限委譲、優秀な人材のアサイン、人事評価の見直し(キャリアパスを含む)、予算配分などのコミットメントまでできていない。

- ❑ 「仮説設定→実行→検証→仮説修正」をスピーディーに繰り返し、「優先順位」→「予算割り振り」のサイクルを迅速にまわすためのプロセス、プロジェクト管理、評価の仕組みが整備されていない。
- ❑ 失敗を許容し、失敗から学習する、そのために小さく動かすといった仕組みが必要だが、進捗度をタイムリーに図るKPIや人事評価等で含めた仕組みがない。

- ❑ 経営、事業部門、IT部門が一体となって動いていないケースも多い。
- ❑ 経営方針を決めるときにIT部門が入っておらず、後から知らされると丸投げになる。
- ❑ 「技術で何ができるかを分かっている人」と「事業を分かっているアイデアを出せる人」が連携する仕組みができていない。

- ❑ RPAの活用が盛んだが、業務の効率化で留まり、業務プロセスそのものの見直しに繋がっていない。
- ❑ 顧客視点での価値創出というと、バリューチェーン全体でなく、マーケティングの話になってしまうことが多い。
- ❑ 組織を立ち上げてみたが組織のゴールが見えない、既存事業部からの反発が大きくつぶされるケースがある。経営者自身が改革の成果が短期的に出なくても、「挑戦することに、どのような価値があるのか」「なぜ、今なのか」「組織が何を学習し、成長できているのか」を、経営陣がステークホルダー(株主や従業員)に自信をもって説明することが大事。

ITシステム構築の枠組みに関する定性指標



分類		「DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築」に関する指標項目	
ビジョン実現の基盤としてのITシステムの構築		ビジョン実現（価値の創出）のためには、 既存のITシステムにどのような見直しが必要であるかを認識し、対応策が講じられているか。	
ITシステムに求められる要素	データ活用	データを、リアルタイム等使いたい形で使えるITシステムとなっているか。	
	スピード・アジリティ	環境変化に迅速に対応し、求められるデリバリースピードに対応できるITシステムとなっているか。	
	全社最適	部門を超えてデータを活用し、バリューチェーンワイドで顧客視点での価値創出ができるよう、システム間を連携させるなどにより、全社最適を踏まえたITシステムとなっているか。	
	IT資産の分析・評価	IT資産の現状について、 全体像を把握し、分析・評価 できているか。 (視点：アプリケーション単位での利用状況、技術的な陳腐化度合い、サポート体制の継続性等)	
	IT資産の仕分けとプランニング	廃棄	価値創出への貢献の少ないもの、利用されていないものについて、 廃棄 できているか。
		競争領域の特定	データやデジタル技術を活用し、変化に迅速に対応すべき領域を精査の上特定し、それに適したシステム環境を構築できているか。
		非競争領域の標準化・共通化	非競争領域について、 標準パッケージや業種ごとの共通プラットフォーム を利用し、 カスタマイズをやめて標準化したシステムに業務を合わせる など、 トップダウンで機能圧縮 できているか。
ロードマップ		ITシステムの刷新に向けたロードマップが策定できているか。	
ガバナンス・体制	ビジョンの実現に向けて、IT投資において、 技術的負債を低減 しつつ、 価値の創出につながる領域へ資金・人材を重点配分 できているか。 (「技術的負債」：短期的な観点でシステムを開発し、結果として、長期的に保守費や運用費が高騰している状態のこと)		
	体制	ビジョンの実現に向けて、新規に投資すべきもの、削減すべきもの、標準化や共通化等について、 全社最適の視点から、部門を超えて横断的に判断・決定 できる体制を整えられているか (視点：顧客視点となっているか、サイロ化していないか、ベンダーとのパートナーシップ等)。	
	人材確保	ベンダーに丸投げせず、ITシステムの全体設計、システム連携基盤の企画や要求定義を自ら行い、パートナーとして協創できるベンダーを選別できる人材を確保できているか。	
	事業部門のオーナーシップ	各事業部門が オーナーシップ をもって、DXで実現したい事業企画・業務企画を自ら明確にし、 完成責任まで負 えているか。	
	データ活用の人材連携	「どんなデータがどこにあるかを分かっている人」と「データを利用する人」が連携 できているか。	
	プライバシー、データセキュリティ	DX推進に向け、データを活用した事業展開を支える基盤（プライバシー、データセキュリティ等に関するルールやITシステム）が 全社的な視点で整備 されているか。	
	IT投資の評価	ITシステムができたかどうかではなく、 ビジネスがうまくいったかどうかで評価 する仕組みとなっているか。	

- ### 現状の課題
- ❑ 部門ごとに個別最適でシステム構築、しかも過剰なカスタマイズで、ITシステムは**ブラックボックス化**。
 - ❑ これを解消できないと、
 - ① 全社最適でデータを使わず、変化へのスピーディーな対応もできず、**デジタル競争の敗者**に。
 - ② 維持管理費が高額化し、IT予算の9割以上に（**技術的負債の肥大化**）
 - ③ 保守運用の担い手がいなくなり、**トラブルやデータ滅失等のリスク大**
→ **「2025年の崖」問題**
 - ❑ DXを進める基盤として、ITシステムに求められるのは
 - ① **データをリアルタイム等使いたい形で使えるか**
 - ② **変化に迅速に対応できるデリバリースピードか**
 - ③ **データを全社最適で活用できるか**
(APIによるシステム間連携など)
 - ❑ 自社のIT資産の全体像を把握できていないケースが多い。
 - ❑ 売上の数%にしか意味のない機能がたくさんある。システムの利用状況をアプリケーション単位で把握できていれば、**いらぬものが分かる**。
(7割のシステムを廃棄した例もあり)
 - ❑ 多くのものは、**非競争領域として、標準化・共通化**できるはず。この際、**システムを変えることは業務を変えること**。そこまでの**トップダウンでの判断**ができていない。
 - ❑ **DXに向けた投資の必要性を理解し、そのために何を削減して費用を生み出すかという発想が必要**。
 - ❑ そのためには、**部門を超えた判断が必要**であるが、IT投資について、**横断的に全社最適に向けたガバナンスが効く体制**ができていない。
 - ❑ **「どんなデータがどこにあるかを分かっている人」と「データを利用する人」が連携**できていない。

DX推進、ITシステム構築の取組状況に関する定量指標

DX推進のための経営のあり方、仕組み

DX推進の枠組み（定性指標）

DX推進の取組状況（定量指標）

DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築

ITシステム構築の枠組み（定性指標）

ITシステム構築の取組状況（定量指標）

DX推進のための経営のあり方、仕組み

DXによる競争力強化の到達度合い

- DXの目的は競争力強化であり、**DXによって経営がどのように変わったか**、競争力強化が実現できているかを定量的に表す指標としては、**通常の経営指標を活用することが有効**。
- 基本的には、自社がDXによって実現を目指すものを念頭に、それぞれの**企業が自ら定量指標をいくつか選択**し、例えば、3年後に目指すべき数値目標を設定しながら、**毎年、定量指標を算出することにより、到達度合い、進捗管理に役立てることとする**。
- なお、以下に示す定量指標は、あくまでも**例示**であるが、DXにより実現を目指す共通的な事項としての**スピード、アジリティ**といった点を念頭に、**DXによる経営の変化を表す意思決定のスピード、新規顧客・サービスに関する指標**などを挙げている。

DXの取組状況

- 各社でデジタル（デジタルビジネスやデジタルサービス、デジタルカスタマー等）を定義**した上で、DXの取組状況を把握するための指標とし、例えば3年後の目標値を設定した上で、**経年変化を把握し、進捗管理を行う**といった活用を想定している。**以下は、あくまでも例示**である。

先進的な米国などの企業では、**デジタルに関するKPIを経営指標として設定し、Annual Reportなどにおいて開示することにより、投資家等との対話に活用**している例も見られる。こうした事例も参考にしながら、DXを通じた自社の競争力強化に向けた取組について、ステークホルダーにアピールしていくことも検討に値する。

DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築

ITシステム構築の取組状況

- DXを実現する上で基盤となる**ITシステムの構築における取組状況を表す定量的な経営指標を設定**し、自社の現状を理解するための一助とする。
- ただし、各項目について、画一的な定義は設けないこととし、基本的には**各企業の判断で数値の定義付け**をしつつ、例えば3年後の目標値を定め、**毎年、数値を計測しながら、必要なアクション**をとり、**進捗管理を行っていくこととする**。

分類	指標（例）	説明
予算	ラン・ザ・ビジネス予算とバリュー・アップ予算の比率	IT予算のうち、ラン・ザ・ビジネス予算とバリュー・アップ予算の比率と、3年後の目標値
人材	DX人材（事業）の数 [人]	顧客や市場、業務内容に精通しつつ、データやデジタル技術を使って何ができるかを理解し、DXの実行を担う人材の数と、3年後の目標値
	DX人材（技術）の数 [人]	デジタル技術やデータ活用に精通した人材の数と、3年後の目標値
	DX人材育成の研修予算 [円]	DX人材を育成するための予算（絶対値 or 割合）と、3年後の目標値
データ	データ鮮度 [リアルタイム/日次/週次/月次]	経営が迅速に把握すべきと考えているデータをいくつか特定し、それについての程度の頻度（期間）で締め（確定）処理が行われているかと、3年後の目標値
スピード・アジリティ	サービス改善のリードタイム [日]	リードタイムの短縮を目指すサービスをいくつか特定し、それぞれに対するITシステムについて、改修企画の立案からサービス開始までの期間と、3年後の目標値
	サービス改善の頻度 [回]	サービス改善の頻度向上を目指すサービスをいくつか特定し、それぞれに対するITシステムについて、サービス改善（リリース）頻度と、3年後の目標値
	アジャイルプロジェクトの数 [件]	アジャイルプロジェクトの数（もしくは全プロジェクト数に対する割合）と、3年後の目標値

分類	指標（例）	説明
デジタルサービス（ひと・もの・かねの割合）	企業全体に占めるデジタルサービスの割合 [%]	割合：売上もしくは顧客数等で経年変化に着目
	デジタルサービス全体の利益 [円]	絶対値 or 割合：
	デジタルサービスへの投資額 [円]	絶対値 or 割合：
	デジタルサービスに従事している従業員数 [人]	絶対値 or 割合：
	新サービスを利用する既存顧客の割合 [%]	割合：
デジタルプロジェクト	DXのためのトライアルの数 [件]	絶対値：
事業提携	DXのための事業連携の数 [件]	DXのためのExitプランが明確になっているアライアンスやM&Aの件数
デジタル化	業務プロセスのデジタル化率 [%]	割合：

分類	指標（例）	説明
研究開発	製品開発スピード	スピード感：タイム・トゥ・マーケット（新製品開発）
マーケティング	新規顧客獲得割合	割合：新規顧客・新製品からの売上の割合
調達・購買	支出プロセスにおける効率性	効率性：調達・購買における統制下にある支出割合
会計・経理	決算処理スピード	効率性：決算処理日数（年次）
	Cash Conversion Cycle	効率性：仕入れから販売に伴う現金回収までの日数
	その他	スピード感：フォーカストサイクルタイム

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年6月分

June, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年6月の家電大型専門店販売額は3786億円、前年同月比で見ると▲19.9%の減少となった。商品別にみると、生活家電が同▲26.4%の減少、AV家電が同▲21.7%の減少、情報家電が同▲15.9%の減少、カメラ類が同▲7.9%の減少、通信家電が同▲3.1%の減少となった。一方、その他が同2.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,786	516	721	213	80	1,845	410	2,583
▲19.9	▲21.7	▲15.9	▲3.1	▲7.9	▲26.4	2.6	0.7

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年6月のドラッグストア販売額は6175億円、前年同月比で見ると0.8%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同6.9%の増加、食品が同2.8%の増加、健康食品が同2.8%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同1.7%の増加、OTC医薬品が同0.3%の増加となった。一方、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲8.7%の減少、その他が同▲4.4%の減少、トイレタリーが同▲1.0%の減少、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同▲0.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

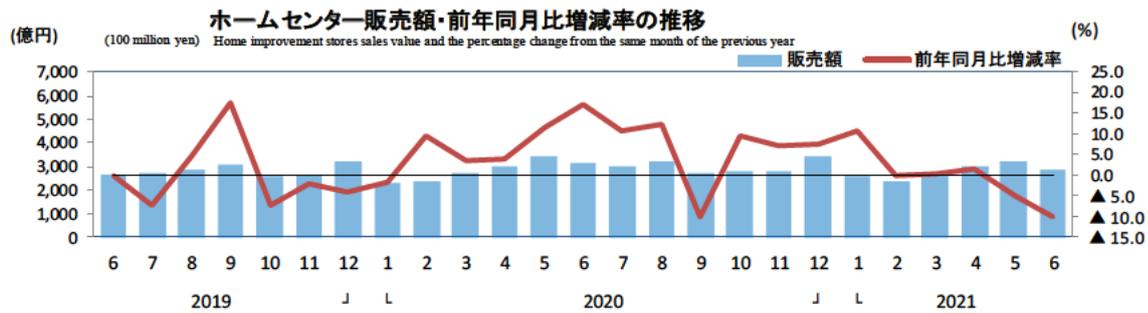
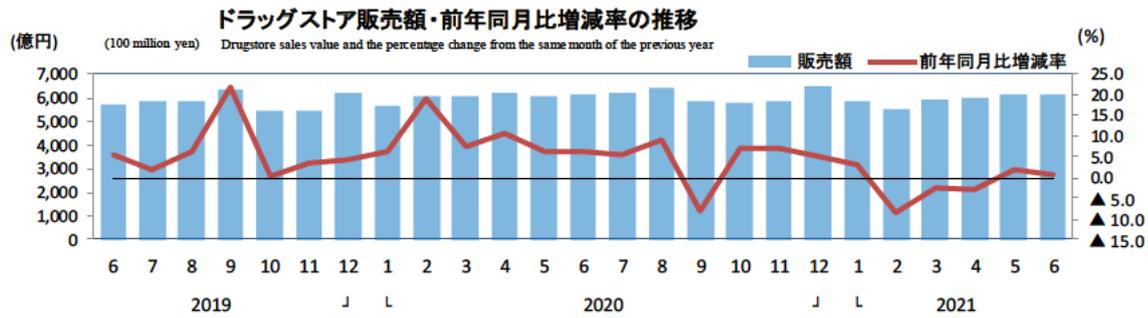
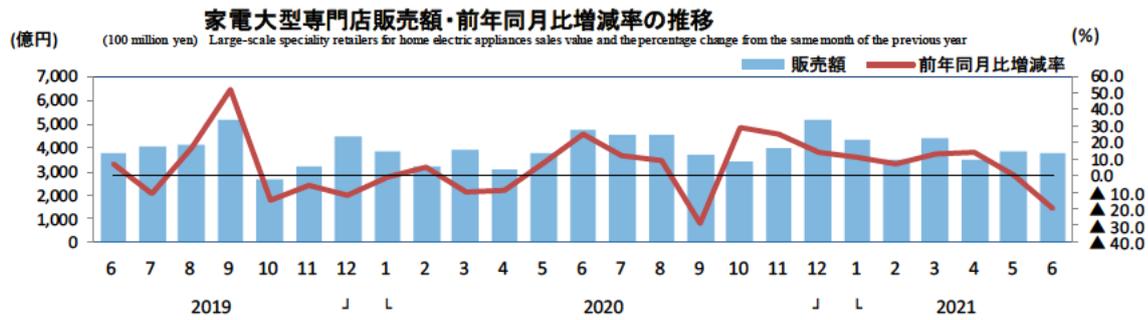
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ーケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,175	514	728	416	198	775	557	987	1,886	113	17,225
0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7

7. ホームセンター販売額の動向

2021年6月のホームセンター販売額は2831億円、前年同月比で見ると▲10.1%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲23.0%の減少、電気が同▲21.1%の減少、その他が同▲13.4%の減少、オフィス・カルチャーが同▲13.0%の減少、家庭用品・日用品が同▲12.9%の減少、カー用品・アウトドアが同▲12.5%の減少、DIY用具・素材が同▲6.8%の減少、園芸・エクステリアが同▲2.4%の減少となった。一方、ペット・ペット用品が同0.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	D I Y 用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園 芸 ・ エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウト ドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,831	653	164	180	613	527	239	129	99	226	4,367
▲10.1	▲6.8	▲21.1	▲23.0	▲12.9	▲2.4	0.4	▲12.5	▲13.0	▲13.4	▲0.1



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 4~6月	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2 2020
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
4~6	11,126	▲4.1	2,583	18,367	▲0.1	17,225	9,093	▲4.5	4,367	Q2
2020年 4月	3,073	▲9.0	2,550	6,185	10.8	16,493	2,986	4.1	4,363	Apr 2020
5	3,795	8.8	2,555	6,069	6.4	16,547	3,387	11.4	4,365	May
6	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May
6	3,786	▲19.9	2,583	6,175	0.8	17,225	2,831	▲10.1	4,367	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 4~6月	1,837,751	144,834	215,943	131,273	53,857	217,574	164,313	293,338	582,132	34,487	16,615	Q2 2020
7~9	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
4~6	1,836,654	152,390	216,412	124,978	58,284	232,634	164,257	289,126	564,294	34,279	17,225	Q2
2020年 4月	618,461	52,115	72,425	40,952	17,146	71,471	53,791	97,625	202,095	10,841	16,493	Apr 2020
5	606,946	44,682	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,547	May
6	612,344	48,037	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,615	Jun
7	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
6	617,481	51,372	72,810	41,574	19,782	77,537	55,733	98,703	188,646	11,324	17,225	Jun
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 4~6月	7.8	6.8	▲2.4	26.6	▲3.0	▲15.2	4.3	14.2	19.6	12.8	3.6	Q2 2020
7~9	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
4~6	▲0.1	5.2	0.2	▲4.8	8.2	6.9	▲0.0	▲1.4	▲3.1	▲0.6	3.7	Q2
2020年 4月	10.8	10.9	▲1.1	18.5	▲3.9	▲15.4	5.4	20.2	27.3	9.9	3.4	Apr 2020
5	6.4	2.3	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.3	May
6	6.4	7.0	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	3.6	Jun
7	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May
6	0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売 Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa		
	店舗数																		
	Establishments																		
2018年	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	C.Y. 2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2020	286,971	696	508,978	1,284	3,169,802	7,242	926,334	2,215	1,019,867	2,546	390,157	859	223,274	544	731,931	1,536	26,764	78	2020
2018年度	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	F.Y. 2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,380	7,007	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,948	1,529	28,101	78	2019
2020	281,690	698	509,779	1,306	3,146,229	7,237	927,489	2,245	1,007,082	2,576	390,954	861	223,465	552	722,179	1,419	26,095	75	2020
2020年 4~6月	71,092	697	128,178	1,231	787,655	7,072	239,280	2,145	256,448	2,484	101,092	846	57,916	528	189,373	1,535	6,717	77	Q2 2020
7~9	72,661	694	131,548	1,251	801,536	7,154	234,397	2,174	256,029	2,519	99,175	849	56,602	535	186,901	1,532	6,750	80	Q3
10~12	70,626	696	126,210	1,284	794,531	7,242	229,842	2,215	253,057	2,546	98,760	859	55,742	544	181,030	1,536	6,511	78	Q4
2021年 1~3月	67,311	698	123,843	1,306	762,507	7,237	223,970	2,245	241,548	2,576	91,927	861	53,205	552	164,875	1,419	6,117	75	Q1 2021
4~6	70,524	698	133,125	1,332	796,163	7,320	238,308	2,313	258,950	2,631	99,032	874	57,077	553	176,734	1,430	6,741	74	Q2
2020年 4月	23,168	703	43,091	1,222	265,141	7,016	80,785	2,107	86,020	2,464	33,969	844	19,427	528	64,506	1,530	2,354	79	Apr 2020
5	23,143	699	41,351	1,230	259,410	7,042	80,086	2,131	85,353	2,464	33,252	845	19,345	528	62,907	1,532	2,099	76	May
6	24,781	697	43,736	1,231	263,104	7,072	78,409	2,145	85,075	2,484	33,871	846	19,144	528	61,960	1,535	2,264	77	Jun
7	24,244	697	43,416	1,239	270,336	7,129	78,507	2,152	86,641	2,495	33,523	846	18,747	526	62,441	1,533	2,359	79	Jul
8	24,577	695	45,662	1,247	277,745	7,136	82,103	2,160	89,417	2,501	34,515	846	20,133	531	64,409	1,533	2,224	80	Aug.
9	23,840	694	42,470	1,251	253,455	7,154	73,787	2,174	79,971	2,519	31,137	849	17,722	535	60,051	1,532	2,167	80	Sep
10	23,092	695	41,020	1,266	253,727	7,189	73,006	2,183	80,219	2,530	31,578	851	17,907	540	58,686	1,533	2,040	79	Oct
11	23,715	695	41,620	1,276	257,872	7,218	73,534	2,204	80,305	2,540	31,004	856	17,723	543	56,853	1,538	2,106	78	Nov.
12	23,819	696	43,570	1,284	282,932	7,242	83,302	2,215	92,533	2,546	36,178	859	20,112	544	65,491	1,536	2,365	78	Dec.
2021年 1月	24,186	696	42,817	1,288	256,435	7,241	75,945	2,226	80,378	2,556	30,726	861	17,732	545	55,168	1,414	2,030	77	Jan 2021
2	22,169	696	39,728	1,294	242,918	7,218	73,136	2,232	77,438	2,558	28,712	863	17,030	540	52,023	1,414	1,992	77	Feb
3	20,956	698	41,298	1,306	263,154	7,237	74,889	2,245	83,732	2,576	32,489	861	18,443	552	57,684	1,419	2,095	75	Mar.
4	23,426	698	43,561	1,324	260,387	7,274	77,163	2,269	84,706	2,604	32,280	866	18,746	552	58,419	1,421	2,291	75	Apr
5	22,675	704	43,688	1,329	267,830	7,301	80,295	2,297	87,665	2,614	33,840	870	19,498	553	60,461	1,421	2,242	75	May
6	24,423	698	45,876	1,332	267,946	7,320	80,850	2,313	86,579	2,631	32,912	874	18,833	553	57,854	1,430	2,208	74	Jun
2018年	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	C.Y. 2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2020	3.1	▲0.7	10.8	7.1	6.3	2.9	10.5	7.3	0.8	4.4	10.5	1.8	8.2	2.6	7.6	0.3	▲3.4	1.3	2020
2018年度	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	F.Y. 2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	2.8	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.5	5.4	2019
2020	▲0.6	▲0.7	7.2	8.0	2.8	3.3	7.1	7.0	▲2.1	4.7	8.2	2.4	6.0	5.1	4.1	▲7.2	▲7.1	▲3.8	2020
2020年 4~6月	3.9	0.1	12.7	6.8	6.6	2.7	14.7	7.8	▲0.1	4.2	16.7	1.2	11.7	3.3	10.1	1.5	▲5.7	1.3	Q2 2020
7~9	0.4	▲0.7	7.0	6.5	1.4	3.1	5.6	8.2	▲4.0	4.7	2.4	1.2	1.9	3.3	4.5	1.4	▲10.3	6.7	Q3
10~12	0.7	▲0.7	9.2	7.1	6.5	2.9	8.0	7.3	0.8	4.4	13.8	1.8	10.5	2.6	7.4	0.3	▲2.4	1.3	Q4
2021年 1~3月	▲7.3	▲0.7	0.7	8.0	▲3.0	3.3	0.5	7.0	▲5.0	4.7	0.9	2.4	0.4	5.1	▲5.6	▲7.2	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4~6	▲0.8	0.1	3.9	8.2	1.1	3.5	▲0.4	7.8	1.0	5.9	▲2.0	3.3	▲1.4	4.7	▲6.7	▲6.8	0.4	▲3.9	Q2
2020年 4月	3.2	1.2	15.7	6.9	9.3	2.5	20.1	7.1	1.7	4.2	24.4	1.4	15.0	2.9	12.8	1.5	▲2.3	6.8	Apr 2020
5	3.4	0.3	9.5	6.9	4.3	2.3	15.7	7.9	▲0.1	3.6	12.3	1.1	10.8	3.1	8.9	1.5	▲11.4	0.0	May
6	5.1	0.1	12.8	6.8	6.1	2.7	8.8	7.8	▲1.7	4.2	13.9	1.2	9.4	3.3	8.6	1.5	▲3.3	1.3	Jun
7	4.2	0.4	9.9	6.3	5.9	3.3	8.7	7.4	▲0.2	4.3	5.8	1.1	6.7	3.3	6.1	0.7	▲8.5	3.9	Jul
8	1.3	▲0.3	9.5	6.6	7.7	3.0	15.1	7.6	5.5	4.3	15.1	0.8	11.7	3.3	11.5	1.3	▲5.4	5.3	Aug.
9	▲4.0	▲0.7	1.7	6.5	▲8.5	3.1	▲5.9	8.2	▲15.9	4.7	▲11.5	1.2	▲11.2	3.3	▲3.4	1.4	▲16.6	6.7	Sep
10	▲7.5	▲0.1	5.1	6.9	7.6	3.1	8.0	8.0	3.4	5.0	19.4	1.4	15.3	2.9	10.7	1.2	▲3.3	3.9	Oct
11	9.8	▲0.7	14.0	7.2	7.5	3.0	7.4	7.6	▲1.1	4.7	14.3	1.8	9.5	2.8	6.1	0.9	▲0.9	1.3	Nov.
12	1.0	▲0.7	8.8	7.1	4.7	2.9	8.4	7.3	0.2	4.4	8.9	1.8	7.4	2.6	5.7	0.3	▲2.8	1.3	Dec.
2021年 1月	▲1.2	▲0.7	7.5	7.2	2.8	2.7	9.0	7.6	▲2.9	4.8	9.1	1.8	7.1	3.2	0.1	▲7.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲9.6	▲0.6	▲3.4	7.4	▲9.6	2.3	▲4.4	7.4	▲9.6	4.7	▲7.0	2.1	▲5.2	2.5	▲11.5	▲7.4	▲17.4	▲1.3	Feb
3	▲11.1	▲0.7	▲1.9	8.0	▲1.8	3.3	▲2.3	7.0	▲2.5	4.7	1.2	2.4	▲0.3	5.1	▲5.0	▲7.2	0.5	▲3.8	Mar.
4	1.1	▲0.7	1.1	8.3	▲1.8	3.7	▲4.5	7.7	▲1.5	5.7	▲5.0	2.6	▲3.5	4.5	▲9.4	▲7.1	▲2.7	▲5.1	Apr
5	▲2.0	0.7	5.7	8.0	3.2	3.7	0.3	7.8	2.7	6.1	1.8	3.0	0.8	4.7	▲3.9	▲7.2	6.8	▲1.3	May
6	▲1.4	0.1	4.9	8.2	1.8	3.5	3.1	7.8	1.8	5.9	▲2.8	3.3	▲1.6	4.7	▲6.6	▲6.8	▲2.5	▲3.9	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments											
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020 年 4～6 月	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7～9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
4～6	70,524	698	16,971	188	21,842	227	36,999	348	12,808	146	16,944	181
2020 年 4 月	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
6	24,423	698	5,822	188	7,540	227	12,640	348	4,426	146	5,868	181
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 4～6 月	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7～9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
4～6	▲0.8	0.1	4.5	6.8	5.3	10.7	3.2	5.8	5.8	8.1	4.1	6.5
2020 年 4 月	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9
6	▲1.4	0.1	4.7	6.8	7.1	10.7	3.4	5.8	6.2	8.1	5.2	6.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019		
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020		
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018		
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019		
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020		
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2	2020		
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3			
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4			
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021		
27,561	242	51,971	428	36,838	302	33,541	322	112,733	1,105	93,337	870	184,185	1,870	Q2			
9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,798	1,070	31,521	831	59,078	1,797	Apr	2020		
8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,018	1,800	May			
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun			
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul			
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug			
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep			
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct			
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov			
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec			
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021		
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb			
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar			
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr			
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May			
9,580	242	17,975	428	12,636	302	11,307	322	37,931	1,105	31,543	870	61,256	1,870	Jun			
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019		
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020		
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018		
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019		
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020		
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2	2020		
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3			
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4			
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021		
2.2	12.0	1.1	4.6	▲2.5	7.5	▲1.3	3.9	▲1.0	2.0	▲0.5	4.1	5.5	2.9	Q2			
18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.8	0.3	Apr	2020		
13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.4	0.1	May			
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun			
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul			
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug			
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep			
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct			
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov			
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec			
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021		
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb			
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar			
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr			
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May			
4.5	12.0	1.7	4.6	▲0.4	7.5	▲2.3	3.9	0.0	2.0	0.7	4.1	4.8	2.9	Jun			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments													
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年4～6月	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7～9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1～3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
4～6	137,674	1,151	32,035	358	22,672	199	28,604	243	19,258	162	13,589	131	23,618	248
2020年4月	46,537	1,103	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240
5	45,580	1,099	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241
6	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
6	46,158	1,151	10,870	358	7,647	199	9,676	243	6,474	162	4,575	131	7,926	248
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年4～6月	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7～9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1～3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
4～6	0.2	4.4	2.0	8.2	1.8	10.6	1.4	14.6	▲1.0	12.5	▲6.0	▲12.1	1.0	3.3
2020年4月	14.3	2.2	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6
5	6.8	1.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6
6	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5
6	2.0	4.4	1.0	8.2	4.3	10.6	2.3	14.6	5.1	12.5	▲7.6	▲12.1	1.3	3.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments															
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2	2020
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
44,818	453	76,642	535	119,251	1,158	22,963	260	21,144	221	31,176	334	99,656	1,033	Q2	
15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,960	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957	Apr	2020
15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956	May	
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun	
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
15,322	453	25,769	535	40,438	1,158	7,767	260	7,115	221	10,399	334	33,390	1,033	Jun	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2	2020
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
▲3.6	3.9	1.4	4.5	0.4	8.4	▲2.6	4.4	▲1.6	7.3	2.7	4.4	3.7	6.4	Q2	
20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.7	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8	Apr	2020
15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9	May	
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun	
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	
3.0	3.9	4.4	4.5	3.7	8.4	0.1	4.4	1.2	7.3	3.2	4.4	4.2	6.4	Jun	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments													
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年4～6月	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7～9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10～12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1～3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
4～6	65,761	645	13,499	138	8,456	98	7,345	74	10,205	80	24,928	198	35,098	322
2020年4月	22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308
5	22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310
6	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
6	21,889	645	4,484	138	2,828	98	2,451	74	3,404	80	8,260	198	11,679	322
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年4～6月	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7～9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10～12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1～3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
4～6	▲1.5	3.2	▲3.0	7.0	0.7	10.1	▲0.7	8.8	▲2.4	0.0	0.3	1.5	▲3.1	3.5
2020年4月	12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3
5	10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0
6	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5
6	▲1.9	3.2	▲3.5	7.0	1.4	10.1	▲1.0	8.8	▲2.8	0.0	▲2.1	1.5	▲3.7	3.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2	2020
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
21,456	200	9,680	84	13,649	129	24,739	245	9,009	95	70,640	601	11,901	86	Q2	
7,456	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,179	703	4,272	87	Apr	2020
7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	703	4,187	87	May	
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun	
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
7,118	200	3,169	84	4,476	129	8,172	245	3,016	95	23,027	601	3,908	86	Jun	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2	2020
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
▲3.1	4.2	▲3.9	2.4	▲1.1	3.2	▲1.1	5.2	▲0.3	8.0	▲10.8	▲14.4	▲5.2	▲3.4	Q2	
21.3	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.5	1.4	18.8	1.2	Apr	2020
13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.0	12.0	1.2	May	
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun	
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	
▲2.8	4.2	▲4.8	2.4	▲0.9	3.2	▲1.5	5.2	0.5	8.0	▲11.0	▲14.4	▲4.5	▲3.4	Jun	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年4~6月	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2 2020
7~9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1~3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
4~6	16,122	126	23,850	173	16,367	119	16,423	126	21,431	199	6,741	74	Q2
2020年4月	5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr 2020
5	5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May
6	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
6	5,312	126	7,778	173	5,321	119	5,343	126	7,165	199	2,208	74	Jun
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年4~6月	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2 2020
7~9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1~3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4~6	▲1.0	0.8	▲4.4	▲4.4	▲7.7	▲3.3	▲3.8	4.1	▲0.9	2.6	0.4	▲3.9	Q2
2020年4月	14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr 2020
5	9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May
6	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May
6	▲1.3	0.8	▲4.2	▲4.4	▲8.4	▲3.3	▲3.4	4.1	0.4	2.6	▲2.5	▲3.9	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

農林水産・食品関連団体 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長

食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む事業者、地方自治体の募集について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

これまで農林水産省では、小売や外食の店舗等において、食品関連事業者が消費者に対して食品ロスの削減の呼びかけをしやすくなるよう、店舗に掲示できる普及啓発資材を提供してきたところです。また、本年から新たに、啓発資材を活用した「てまえどり」の呼びかけの取組につきましても推進しているところです。

食品ロス削減の取組を国民運動として進めていくためには、食品関連事業者において、食品ロス削減のための取組を行うことに加えて、自らの取組を消費者に伝えることが重要であり、こうした食品関連事業者と消費者を「つなぐ」視点が重要であることは、昨年3月に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針にも盛り込まれているところです。

このため、本年度も10月の食品ロス削減月間に向けて、普及啓発資材を活用し、店舗において消費者への啓発活動に取り組む食品小売事業者や外食事業者を募集します。

本年は新たに、「てまえどり」の呼びかけを行う小売事業者、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体も募集します。

以上に応募いただいた事業者名等を公表することにより、食品ロスの削減についての事業者における取組と消費者への啓発を促進します。

つきましては、8月20日（金）にプレスリリースを行い、以下のとおり募集を開始しましたので、お知らせいたしますとともに、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

（募集の概要）※詳細は、添付のプレスリリース資料をご参照ください。

1. 募集内容

以下の者を募集し、応募いただいた事業者・地方自治体名等を公表。

（募集対象者）

募集対象者	対象となる取組
小売事業者	店舗での「てまえどり」の啓発資材の掲示
小売事業者及び外食事業者	店舗での各種啓発資材の掲示
地方自治体	各種啓発資材を活用した、食品関連事業者に対する食品ロス削減の普及啓発

本年10月（食品ロス月間）の期間内に取組を行う者であれば、取組期間を問わず対象となります。新たに啓発資材を活用いただく場合のみでなく、既にいずれかの啓発資材を使用中である事業者や自治体も、募集対象となります。

2. 対象とする普及啓発資材

- ・農林水産省及び関係省庁、フランチャイズチェーン協会が連名で提供している「てまえどり」の啓発資材及び事業者が独自に作成した「てまえどり」の啓発資材
- ・農林水産省及び関係各府省が作成した消費者啓発資材
- ・地方自治体や事業者が自ら作成した消費者啓発資材

3. 応募方法

応募様式に必要な事項を記入の上、メールにて提出

<メールアドレス>loss-non@maff.go.jp

※応募様式の提出は、本社、各店舗いずれからでも構いません。

4. 公表方法

農林水産省ホームページ上で、本年10月1日以降順次、事業者名・地方自治体名を公表

5. 募集期間

令和3年8月20日（金曜日）～10月29日（金曜日）17時00分

*店舗での普及啓発資材の活用は、この期間に限らず可能です。

（参考）令和3年8月20日付農林水産省プレスリリースはこちらからご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210820_3.html



（連絡先）

農林水産省大臣官房 新事業・食品産業部
外食・食文化課 食品ロス削減・リサイクル班

担当：岸田、野田、高野

電話：03-6744-2066（内戦4319）

アドレス：loss-non@maff.go.jp

報道関係各位

食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む 小売・外食事業者、地方自治体を募集します

～啓発資材を活用した「てまえどり」等の取組の推進～

本年10月の「食品ロス削減月間」に向けて、ポスターなど普及啓発資材を活用して、「てまえどり」を含めた消費者啓発に取り組む小売・外食事業者及び地方自治体を募集します。

1. 募集内容

農林水産省では、消費者に対して食品ロスの削減の呼びかけをしやすくなるよう、小売店舗等に掲示できる普及啓発資材を提供してきました。

本年6月からは、買い物をするとき、すぐに食べるものは賞味期限が近い商品棚の手前から選ぶ「てまえどり」の取組として、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストア4社が店舗で呼びかけを行っており、啓発資材を自由に活用できるよう、農林水産省のHP等を通して提供しています。

10月の食品ロス削減月間に向け、食品ロス削減の機運を更に高めるため、啓発資材を活用して「てまえどり」の呼びかけを行う小売事業者を募集するとともに、当省作成の普及啓発資材や関係各省が作成した資材等を活用して消費者への啓発活動を実施する小売事業者・外食事業者、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体を募集し、応募いただいた事業者・自治体名等を公表します。

2. 募集対象者

募集対象は以下のとおりです。

募集対象者	対象となる取組	対象となる啓発資材
(1) 小売事業者	店舗での「てまえどり」の啓発資材の掲示	以下3 (1)、(7)
(2) 小売事業者及び外食事業者	店舗での各種啓発資材の掲示	以下3 (2)～(7)
(3) 地方自治体	各種啓発資材を活用した、食品関連事業者に対する食品ロス削減の普及啓発	以下3 (2)～(7)

※ 本年10月（食品ロス月間）の期間内に取組を行う者であれば、取組期間を問わず対象となります。

※ 新たに啓発資材を活用いただく場合のみでなく、すでにいずれかの啓発資材を使用中である事業者や自治体の方も、募集対象となります。過去に啓発資材使用申請書を提出いただいている場合は、当申請書の提出をもって応募様式の提出に代えさせていただきますので、その旨を提出先のメールアドレスへご連絡ください。

3. 対象とする普及啓発資材

(1) てまえどり

①帯POP



②アテンションPOP



③ポスター



※掲載先 URL :

※掲載先 URL :

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/temaedori.html

(2) これまでに農林水産省で作成した「食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材」

※掲載先 URL :

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html

※ポスターの例



(3) 本年10月の食品ロス削減月間のポスター（現在作成中。9月初旬ごろ消費者庁のwebサイトに掲載予定。）

※掲載先 URL :

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/

(4) 消費者庁において提供している「今日から実践：食品ロス削減」ポスター等の普及啓発資材

※掲載先 URL :

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/

(5) 環境省において提供している「すぐたべくん」「食品ロス削減普及啓発用パネル」等の普及啓発資料

※掲載先 URL :

https://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html

(6) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の参加自治体において提供している普及啓発資材

※参加自治体の取組紹介等の URL :

<https://info.pref.fukui.lg.jp/junkan/tabekiri/network/municipality/list.php>

(7) 地方自治体、事業者が独自に作成したもの

4. 応募方法

応募様式に必要な事項を記入の上、以下のアドレス宛てにメールにてご提出ください。その際、農林水産省で作成した編集可能なポスターをご利用の方は、応募前に画像をダウンロードの上、啓発資材の編集を完了させた完成品のデータを応募様式と併せてご提出ください。

※応募は個別店舗からでも、本社からでも可能です。

※地方自治体のご応募については、啓発資材のダウンロードページの URL を公表させていただきます。自治体の取組の周知にご活用ください。また、啓発資材の活用事業者名につきましても、可能であれば公表させていただきますので、個別にご相談ください。

※啓発資材の編集方法は、参考資料 1 をご参照ください。

<提出先> (各種の普及啓発資材共通)

loss-non@maff.go.jp

・メールの件名は、「消費者啓発」とし、貴社・自治体名を一緒にご記載ください。

例：「消費者啓発 (●●株式会社)」

・応募様式のファイル名には、貴社・自治体名を一緒にご記載ください。

例：「応募様式 (●●株式会社)」

・編集可能なポスターを使用する場合は、完成品データのファイル名に、貴社・自治体名をご記載ください。

例：「●●株式会社」

5. 公表方法

農林水産省ホームページ上で、本年10月1日以降順次、ご応募いただいた事業者・自治体名等を公表いたします。

6. 募集期間

令和3年8月20日（金）～10月29日（金）17時00分まで
※店舗での啓発資材の活用は、この期間に限らず可能です。

<添付資料>

応募様式

参考資料1 ポスターの編集方法

参考資料2 啓発資材活用の事例紹介



大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室食品ロス削減・リサイクル班

担当者：岸田・野田・高野

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

応募様式

項目	記入欄
貴社/自治体名	
部署名または店舗名	
担当者役職・氏名	
<p>啓発資材を掲示する店舗の所在地域 (啓発資材を掲示するすべての地域を、以下より選択してください)</p> <p>1.北海道 2.東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 3.関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県) 4.北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県) 5.東海(岐阜県、愛知県、三重県) 6.近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 7.中国四国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 8.九州・沖縄(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)</p>	
電話番号	
メールアドレス	
<p>活用するポスターの種類</p> <p>(以下(1)～(7)のうち、番号を選択ください(複数選択可能)) 注:(2)のうち、編集可能なポスターを使用する場合は、編集後のポスターデータを添付してご提出ください。</p> <p>(1)てまえどり (2)農林水産省作成のポスター (3)本年10月の食品ロス削減月間のポスター(現在作成中。9月上旬消費者庁のwebサイトに掲載予定。) (4)消費者庁において提供している「今日から実践・食品ロス削減」ポスター等の普及啓発資材 (5)環境省において提供している「すぐたべくん」「食品ロス削減普及啓発用パネル」等の普及啓発資材 (6)全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の参加自治体において提供している普及啓発資材 (7)地方自治体、事業者が自ら作成したもの</p> <p>※上記の掲載先は、プレスリリース本文の「3対象とする普及啓発資材」をご覧ください。</p>	
<p>公表への同意 (右の選択肢のいずれかを■とする、○で囲む等して選択してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 農水省HPにおける事業者/自治体名の公表に同意する</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の公表に同意しない</p>
<p>※上記で公表に同意した地方自治体はご回答ください。啓発資材のダウンロードページを設けている場合は、そのURLのダウンロードページのURLをご記載ください。</p>	

(参考資料1)ポスターの編集方法

- ・農林水産省の以下webページアドレスから、使用されたい資材のPDFをダウンロードの上、編集ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html（「食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材」）
- ・編集が可能なポスターは、上記URLページ中の1及び2のうちの4、に掲載されている啓発資材になります。
- ・PDFはIllustratorで編集可能なデザインデータです。

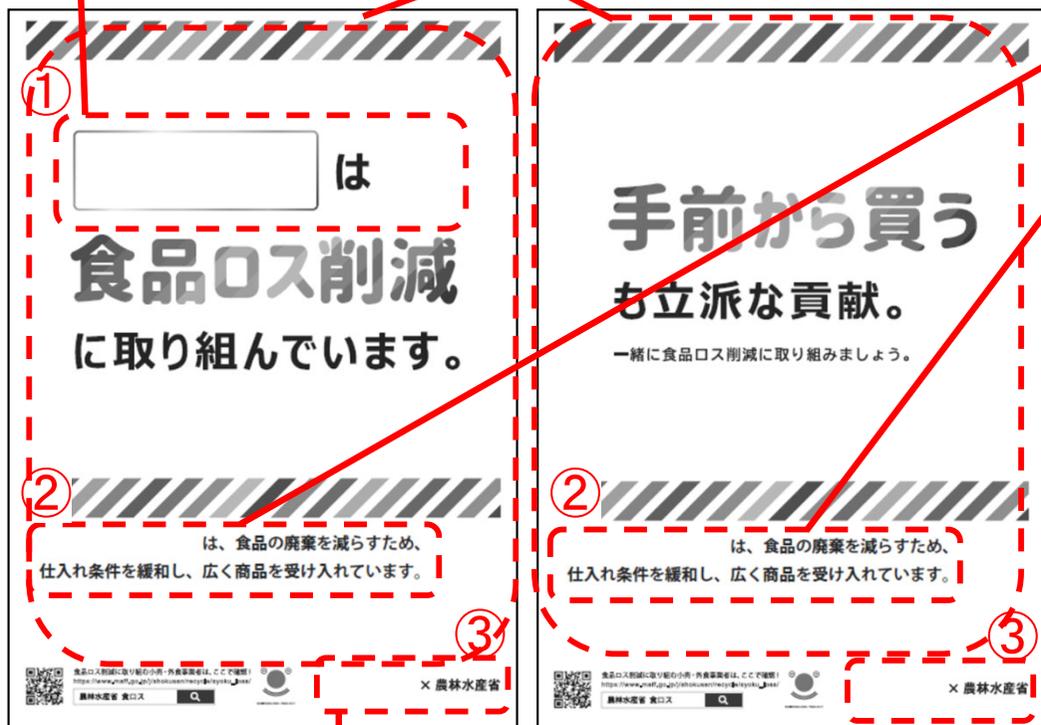
①の部分：

枠の中に、事業者名や店舗名を記載ください（フォントや大きさは自由）。
枠線については、幅を適宜調整したり、削除することは可能です。

ポスター全体：
空白部分には、文字やイラスト等お好きな
デザインを追加いただくことが可能です。

(例)

(例2)

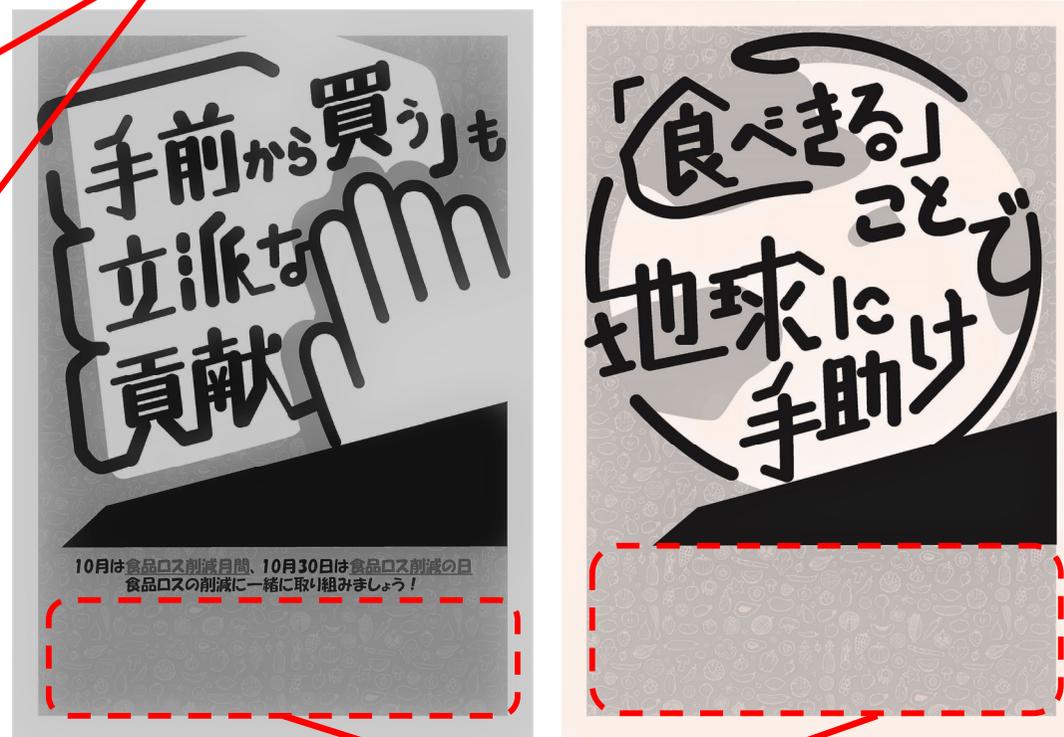


②の部分：

空白部分に、事業者名や店舗名を記載ください（フォントや大きさは自由。以下同じ。）。
「は、～ています。」の部分は、これを使用される事業者や店舗が行っている食品ロス削減のための取組を、消費者に対してPRする部分です。取組内容を自由に記載してください（※元々のフォントは小塚ゴシックですが、この部分はアウトライン化していないため、文字改変が可能です。）

(例3)

(例4)



③の部分：

空白部分に、事業者名や店舗名を記載ください（フォントや大きさは自由）。

例3、例4：

メインメッセージ以外を自由にデザイン
いただくことができます。

参考資料 2

★啓発資材活用の事例紹介

【北海道】



イオン北海道株式会社では10月12日～31日の間、イオンやマックスバリュなどの食品売場で食品ロス削減を消費者に啓発する各種ポスターを掲示し、お買い物にいらっしゃるお客さまに食品ロス削減を意識してもらう活動を実施しています。

【東北】



株式会社リオン・ドール コーポレーションでは、全店の加工肉、和日配、洋日配、パン部門で需要予測AI発注を導入。

グロサリー部門では自動発注を導入し適正発注によるフードロス削減に取り組んでいます。今後は生鮮部門にもAIおよび自動発注を導入し更なるフードロス削減を目指しています。

【関東】



株式会社アパブ赤札堂では、精肉部門と惣菜部門で連携し、賞味期限の近い精肉の商品をお惣菜に加工するなどして極力、食品ロスが発生しないように工夫した販売を行っています。

また、来店者の食品ロス削減に関する意識が高まってきていることを認識する中、全10店舗において、食品ロス削減のための啓発資材を掲示している。今後、資材の種類を増やす計画で啓発に取り組んでいます。

【北陸】



スーパーマーケットの株式会社原信と株式会社ナルスでは、商品の仕入れから販売はもとより、ご家庭でも食品ロスの削減にご理解いただくよう取り組みを進めています。

仕入れでは、常温保存可能な飲料や賞味期限180日以上の菓子などの納品期限を賞味期間の2分の1以内にはしています。販売では、季節イベント商品の過剰を店舗間で移動することでロス削減を図るとともに、ご家庭でも食品ロスを削減できるよう、小分けパックされた商品やカット加工済み商品を販売しています。

【東海】



ユニー株式会社は、食品ロス削減月間に、全店舗の食品売り場に農林水産省公表啓発ポスターを掲示し、食品ロス削減を呼びかけています。売場では、売上波動にあわせた需要予測や適正発注に取り組んでいます。

また、常に消費期限・賞味期限のチェックをして、期限の近づいた商品は値引き販売をして売り尽くしています。

【近畿】



スーパーを経営する株式会社サンプラザ（大阪府羽曳野市）では、食品ロス削減のため、取引先への納品期限の緩和やこれまでの商慣習を見直し、店舗においては発注精度の向上や賞味期限内での売切りを徹底しています。これにより、返品によるメーカーでの廃棄や店舗での廃棄の削減につながっています。

また、食品ロス削減月間では、各店舗において、食品ロス削減の啓発ポスターを掲示するとともにお客様に対して食べきることや使いきることによる食品ロスの削減を呼び掛けています。今後も流通事業を通じて食品ロス削減の重要性や取組みをお客様へ継続的に訴求していくこととしています。

【中国四国】



株式会社マルイ・株式会社サンインマルイ・株式会社米子マルイでは、全 25 店舗において売れ残りによる食品ロスを減らすため、農産物や加工食品の売場に「お買い得コーナー」を設置し、値引きをしてお客様に買っていただくよう努めています。コーナーには独自に作成した啓発ポスターと、農林水産省の啓発ポスターを掲示して、お客様に「もったいない」と「なくそう食品ロス」を呼びかけています。それでも売れ残る加工食品はフードバンクや子ども食堂へ寄付し、積極的に食品ロス削減に取り組んでいます。

【九州】



株式会社Aコープ九州では、食品ロスの削減に向け、以下の取組みを実施しています。

- ①全店舗において農水省公表の新ポスターを掲示し、食品ロス削減に取り組んでいることを消費者に啓発
 - ②発注精度向上の取組み：計画発注、修正の徹底、作成数量の調整、天気予報を考慮した予測発注
 - ③夕方（閉店前）の見切り調整、残量に応じて値引
- これらの取組みにより、ロス率 1.6%改善で推移しています。

【沖縄】



ファーマーズマーケットいとまん「うまんちゅ市場」は、収穫されたばかりの「新鮮さ」、生産者の顔が見られる「安心感」、産直の「安さ」が自慢です。食品ロス削減月間には、ポスターを掲示して、御来店いただいた皆様に食品ロスの削減を呼びかけています。このようなPRも行いながら、自慢の地元産農産物を食べていただくことで、食品ロス削減にも寄与できればと考えています。

農林水産・食品関連団体 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長

商慣習見直しに取り組む事業者の募集について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

ご承知のとおり、農林水産省では、食品関連事業者における食品ロスの削減の取組を推進しており、その一環として、納品期限の緩和、賞味期限の大括り化、賞味期間の延長を三位一体で行う商慣習の見直しを進めているところです。このうち特に、納品期限の緩和と賞味期限の大括り化については、地域の事業者が一斉に取り組むことが、サプライチェーン全体における食品ロスの削減を加速させるために効果的であると考えています。

このため、農林水産省では、昨年度に引き続き、10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として定め、飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺について、全国の食品小売業者に対しては納品期限の緩和に、また食品製造業者に対しては賞味期限表示の大括り化に取り組んでいただくよう呼びかけを行っているところです。そのような中で、さらに今般、こうした商慣習の見直しを後押しするために、これらに取り組む、または取り組む予定のある事業者を募集し、10月29日に公表することとしました。

今回は、上記の取組以外にも、各事業者における様々な食品ロス削減・食品リサイクルにつながる取組もPRさせていただきたいと考えております。つきましては、納品期限緩和や賞味期限表示の大括り化の取組以外のものであって、食品ロス削減・食品リサイクルにつながる取組内容を記載の上ご提出いただいた事業者については、事業者名の公表の際に、その取組内容もPRさせていただきます。

以上について、8月20日にプレスリリースを行い、以下のとおり募集を開始しましたので、お知らせいたしますとともに、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

(募集の概要) ※詳細は添付のプレスリリースをご参照ください。

1. 募集内容

(ア)食品小売業者

推奨3品目(飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。)及びその他加工食品の納品期限の緩和

(イ)食品製造業者

推奨3品目及びその他加工食品の賞味期限表示の大括り化(年月表示、日まとめ表示)

※ (ア)(イ)いずれも、いずれかの品目で取り組んでいれば対象となります。

※ 商慣習の見直し(納品期限緩和、賞味期限表示の大括り化)を含めた食品ロ

ス削減や食品リサイクルの取組について、PRをご希望の場合は、添付のフォーマットに記載いただいたもの、または取組についてのウェブページをお持ちの場合は、そのURLをご提出ください。事業者名の公表の際にそれを掲載し、PRさせていただきます。

2. 募集対象者

上記1の（ア）、（イ）の内容に、現在取り組んでいる、または取り組む予定の食品小売業者及び製造業者

3. 募集期間

令和3年8月20日（金曜日）～9月30日（木曜日）17時00分

（参考）令和3年8月20日付農林水産省プレスリリースはこちらから御確認いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210820.html>



（連絡先）

大臣官房 新事業・食品産業部

外食・食文化課 食品ロス削減・リサイクル班

担当：岸田、野田、高野

電話：03-6744-2066（4319）

食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者を募集します

～10月30日は「全国一斉商慣習見直しの日」です～

農林水産省は、食品ロス削減の取組の推進のため、本年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として、食品ロス削減に向けた納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化などの商慣習の見直しに取り組む食品事業者を本日から募集し、応募いただいた事業者名等を同日までに公表します。

1. 背景

農林水産省では、食品ロス削減に向けた商慣習の見直しを進めるため、食品事業者に対し納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化等を呼びかけています。

食品ロスの削減は、国際社会全体の目標として設定された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals (SDGs))の1つとなるなど、国際的にも重要な課題となっており、国民各層が主体的に取り組むことが求められています。

また、食品事業者が、消費者、従業員、株主、取引先、自治体などのステークホルダーから「選ばれる企業」となるためには、目指すべき未来であるSDGs達成への取組が判断材料のひとつとなっており、こうした商慣習の見直しを通じた食品ロス削減は重要な取組の一つとなっています。

さらに、食品ロス削減に取り組む食品事業者が、その取組を消費者に情報発信することにより、消費者が、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用することで、食品ロス削減の一層の促進が期待されています。

こうした双方のコミュニケーションを活性化するため、農林水産省においては、商慣習の見直しに取り組む事業者を募集し、その事業者名等を公表します。

(食品ロス削減推進法において「食品ロス削減の日」が10月30日とされたこ

とを踏まえ、当省では、この日を「全国一斉商慣習見直しの日」としています)

【納品期限の緩和】

賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例である、いわゆる「3分の1ルール」があります。このルールのもとでは、賞味期間の3分の1以内で納品できなかつたものは、賞味期限まで多くの日数を残すのにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。このため、納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることを期待されます。

【賞味期限表示の大括り化】

多くの商品の賞味期限表示が年月日で表示されています。一方で、小売業者の在庫商品よりも賞味期限が前であることが理由で、商品を納品できないことがあり、これにより納品できなかつた商品は廃棄の可能性が高まります。このため、賞味期限を年月または日まとめ（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一）にするなど大括り化して表示することにより、在庫商品と納品する商品の賞味期限が同一となり、食品ロスの削減につながることを期待されます。

【これまでの取組状況】

○令和2年10月30日時点の取組事業者数（予定含む）

- ・納品期限の緩和：142事業者（令和2年3月時点：108事業者）
- ・賞味期限表示の大括り化：156事業者（令和2年3月時点：120事業者）

○上記のうち、納品期限緩和に取り組む総合スーパー、生協、食品スーパーの売上高シェア：34%

（食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局（公益財団法人流通経済研究所）調べ。「2020全国スーパーマーケット年鑑 全国版」より売上高を集計）

○これまで大手企業を中心に商慣習の見直し等の取組が進んでいる一方で、地方や中堅・中小規模の企業における取組の拡大も必要となっています。

2. 商慣習の見直しに取り組む事業者の募集

(1) 募集内容

以下の商慣習の見直しに取り組む食品小売業者及び食品製造業者を募集し、本年10月30日（「全国一斉商慣習見直しの日」）時点の取組状況に基づき、商慣習見直しに取り組む事業者名等の公表を行います。

(ア) 食品小売業者

推奨3品目（飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。）及びその他加工食品の納品期限の緩和

(イ) 食品製造業者

推奨3品目及びその他加工食品の賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）

なお、商慣習の見直しを含めた食品ロス削減や食品リサイクルの取組について、添付のフォーマットに記載いただいたもの、または食品ロス削減や食品リサイクルの取組についてのウェブページをお持ちの場合は、そのウェブページのURLをご提出いただければ、事業者名の公表の際にそれを掲載し、PRさせていただきます。

(2) 募集対象者

(1)の(ア)、(イ)の内容に、本年10月30日時点で取り組んでいる、または取り組む予定の食品小売業者及び製造業者

※「取り組む予定」とは、取組を開始する時期（年月）が定まっている事業者となります。

※この募集は、本年度農林水産省補助事業の中で行われている、公益財団法人流通経済研究所発出の納品期限緩和及び賞味期限大括り化のアンケート調査と連動して行っております。そのため、公益財団法人流通経済研究所からの調査票を受け取られた事業者につきましては、その回答をもって当募集への応募に代えさせて

いただきます。

(3) 応募方法

別紙1、別紙2及び別紙3の様式に御記入いただき、以下のメールアドレスまで提出してください。

【提出する様式の例】

- ・(1)の(ア)に該当する事業者で、別紙3のフォーマットにより食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望する場合。
提出する様式：別紙1、別紙3
- ・(1)の(ア)に該当する事業者で、自社のウェブページのURLにより食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望する場合。
提出する様式：別紙1
- ・(1)の(イ)に該当する事業者で、食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望しない場合。
提出する様式：別紙2

※メールの件名は、「商慣習の見直しについて」とし、提出する応募様式と貴社名を一緒にご記載ください。

例：「商慣習の見直しについて（別紙1、〇〇株式会社）」

※応募様式のファイル名は、別紙1、2または3のファイル名に貴社名を記載してご提出ください。

例：「別紙1（〇〇株式会社）」

<提出先>

loss-non@maff.go.jp

(4) 公表方法

本年10月29日に、農林水産省ホームページ上に、事業者名、品目等を一覧として公表します。

(5) 募集期間

令和3年8月20日(金)～9月30日(木) 17:00まで

<添付資料>

別紙1 納品期限緩和の取組事業者用応募様式

別紙2 賞味期限表示の大括り化取組事業者用応募様式

別紙3 食品ロス削減・リサイクルに向けた取組事例の記入フォーマット



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室 食品ロス削減・リサイクル班

担当者：岸田・野田・高野

代表：03-3502-8111 (内線 4319)

ダイヤルイン：03-6744-2066

納品期限緩和の取組事業者用応募様式

アンケートのご記入に当たって

1. 本アンケートの対象企業

本アンケートは、食品小売業を対象に実施するものです。

2. 本アンケートの調査内容

本アンケートは、貴社における常温加工食品の納品期限についておたずねするものです。

3. ご回答いただきたい方

貴社の食品商品部責任者様、もしくは加工食品部バイヤー様、またはそれに相当するお立場の方をお願いします。

4. 問い合わせ先

お問い合わせがある場合、遠慮なく下記の担当者までご連絡ください。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 岸田、高野

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

メール：loss-non@maff.go.jp

※お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

アンケートの回答方法について

チェックボックス(複数選択可)

該当する選択肢にチェックしてください（いくつでも）。再度チェックするとクリアされます。

チェックボックス(ひとつだけ選択)

該当する選択肢にチェックしてください（いずれかひとつを選択できます）。

テキストボックス



回答内容を文字または英数字にて、直接入力してください。

「その他」は当てはまる場合のみ、具体的に入力してください。

ご回答者様のお名前等を下欄にご記入ください。

※記入いただいた個人情報は、調査実施者および事務局内でのみ取り扱います。調査結果の内容照会やお問合せのみに利用し、目的外の利用は致しません。

貴社名			
部署名			
お役職		ご氏名	
所在地	〒	—	
		都道府県	
お電話番号	()
メールアドレス			

1. 現在公表されている納品期限緩和企業実施一覧について

本調査は昨年度も実施され、その結果などをもとに、加工食品の納品期限の緩和取組小売業(実施予定を含む)142事業者とその取組状況が公表されています。

詳細は下記URL6～7ページをご参照ください。

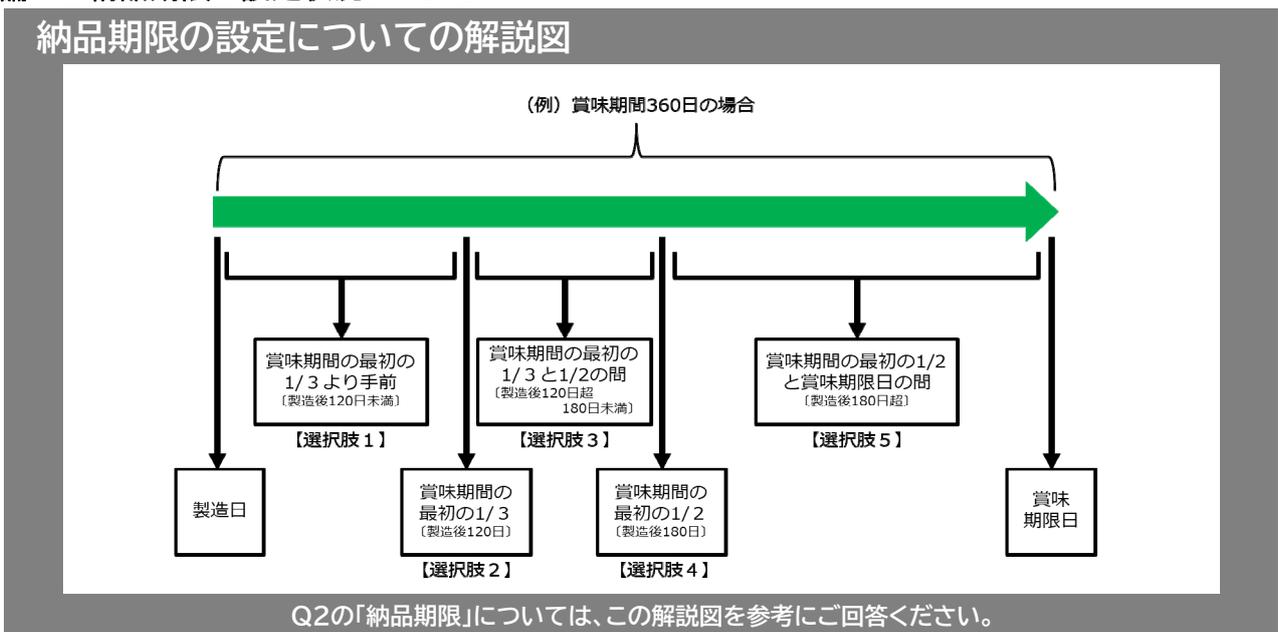
https://www.dei.or.jp/aboutdei/pdf/press/press_201030_01.pdf

Q1. 貴社の情報が上記の一覧に掲載されており、掲載内容に変化がなければ、以下の口枠にチェックをいれてください。チェックされた方は、ここでアンケート終了です。それ以外の方は、その先の設問に進んでください。

上記の一覧に当社の情報が掲載されており、その内容が当社の現在最新の状況である。 → チェックされた方はQ3に進んでください。

↓
該当しない方は、以降の設問(Q2)に進んでください。

2. 店舗への納品期限の設定状況について



Q2. A 下記品目の店舗への納品期限の設定状況についてご回答ください。
 B また、現在、納品期限を「賞味期間の最初の3分の1、もしくはその手前」に設定しているが、今後緩和する予定がある場合、その内容をご回答ください。
 ※ 取り扱いがない品目については、「7.その他」に○をし、右側の「具体的内容記入欄」に「取扱なし」とご記入ください。

※品目は下記の補足説明を参照 「A」で1～2を選択した場合は「B」も回答してください

品目	A 店舗への納品期限の設定状況[各品目1つに○]							Q4A-FA. 「その他」の 具体的内容記入欄 「A」で7を選択した場 合は、具体的内容を ご記入ください。 取り扱いがない品目 の場合は「取扱なし」 とご記入ください。	B 納品期限緩和の実施予定[各品目1つに○]			Q4B-FA. 「納品期限緩和」の 実施予定時期の 具体的内容記入欄 「B」で3を選択した場 合は、実施時期をご 記入ください。 例:「2022年1月実 施予定」
	3賞味期間の1間より手前の	3賞味期間の1間と最初の	3賞味期間の1間と最初の	2賞味期間の1間と最初の	賞味期間の最初の	賞味期間の最初の	賞味期間の最初の		い分納の品1期	実分納の品1期	施分納の品1期	
A 清涼飲料	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
B 賞味期間180日以上 の菓子	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
C カップ麺	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
D 袋 麺	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
E レトルト 食品	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
F 調味料	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
G スープ	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
H 缶詰	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
I 農産 加工品	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
J 加工 水産品	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
K 冷凍食品	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→
L その他	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	→	1 ○	2 ○	3 ○	→

※その他の品目がある場合、具体的に記入してください

その他の品目名(具体的に)

品目補足説明 (Q7も同様)

- | | |
|---|---------------------------|
| A 清涼飲料 (炭酸、茶系飲料、果実・野菜飲料等) | G スープ (調理用スープ、インスタントスープ等) |
| B 賞味期間180日以上
の菓子 (キャンディ、チョコレート、ビスケット等) | H 缶詰 (水産缶詰、畜産缶詰等) |
| C カップ麺 (カップラーメン・そば・うどん等) | I 農産加工品 (ゴマ、干し椎茸、豆類等) |
| D 袋 麺 (袋入りラーメン・そば・うどん等) | J 加工水産品 (のり、わかめ、昆布等) |
| E レトルト食品 (調理済食品、レンジ専用商品等) | K 冷凍食品 (冷凍調理品等) |
| F 調味料 (味噌・しょうゆ・食用油等) | L その他 [具体的に記入してください] |

Q3. 貴社が納品期限を緩和的に運用している(※)理由として当てはまるものすべてについて、口枠にチェックを入れてください (チェックはいくつでも可)。

(※) 納品期限を「賞味期間の最初の3分の1」よりも長く設定している場合、および納入事業者と納品期限を取り決めていない場合。

- 1 加工食品は商品の回転が早く、在庫が残ることがない(残ることが稀である)ため
- 2 加工食品は鮮度の劣化が緩やかであるため、厳しい納品期限を設ける必要がないため
- 3 食品ロスへの関心が高まるなか、社会的な責任を果たすことが必要と判断したため
- 4 厳しい納品期限を設けることで生じる「センターからの返品」を削減するため
- 5 国が加工食品の納品期限緩和を推奨しているため
- 6 取引先(メーカー・卸売業)から加工食品の納品期限緩和の提案を受けたため
- 7 自社の経営トップが納品期限を緩和的に運用することを意思決定したため
- 8 かなり以前から納品期限を緩和的に運用していたため
- 9 販売期限を延長して、店舗での販売期間を確保したため
- 10 テスト期間を設けて実証したところ、問題がないことが確認できたため
- 11 データを分析して問題がないことが確認できたため
- 12 その他 (チェックを入れて、右枠内に具体的内容を記入)

13. その他の内容記入欄

Q4. 貴社が納品期限を緩和しない(※)理由として当てはまるものすべてについて、口枠にチェックを入れてください (チェックはいくつでも可)。

(※) 納品期限を「賞味期間の最初の3分の1」よりも長く設定している場合、および納入事業者と納品期限を取り決めていない場合。

- 1 店舗の値引や廃棄が増えるから
- 2 消費者が「古い商品が増えた」と感じるから
- 3 消費者が消費するための期間が短くなるから
- 4 他社が納品期限を変更しないから
- 5 取引先(メーカー・卸売業)にはメリットがあっても、自社にメリットがないから
- 6 国が加工食品の納品期限緩和を推奨していることを知らなかったから
- 7 取引先(メーカー・卸売業)から加工食品の納品期限緩和の提案がないから
- 8 その他 (チェックを入れて、右枠内に具体的内容を記入)

9. その他の内容記入欄

Q5. 貴社が納品期限を緩和的に運用している(※)ことによる売上や店舗の値引・廃棄ロスなどへの影響として、当てはまるものすべてについて、口枠にチェックを入れてください (チェックはいくつでも可)。

(※) 納品期限を「賞味期間の最初の3分の1」よりも長く設定している場合、および納入事業者と納品期限を取り決めていない場合。

- 1 売上への影響は特にない
- 2 商品の廃棄ロス率への影響は特にない
- 3 商品の値引ロス率への影響は特にない
- 4 お客様の反応について特に問題は生じていない
- 5 事業や店舗運営において、プラスの影響があった (チェックを入れて、右枠内に具体的内容を記入)
- 6 事業や店舗運営において、マイナスの影響があった (チェックを入れて、右枠内に具体的内容を記入)

7. プラスの影響内容の記入欄

8. マイナスの影響内容の記入欄

Q6. 今後、どのような条件が整えば、貴社で納品期限を緩和的に運用する(※)ことができますか。当てはまるものすべてについて、口枠にチェックを入れてください (チェックはいくつでも可)。

(※) 納品期限を「賞味期間の最初の3分の1」よりも長く設定する、および納入事業者と納品期限を取り決めていない。

- 1 納品期限を緩和しても、売上や値引、廃棄へのリスクがないことがわかれば、納品期限を緩和する
- 2 競合他社が納品期限を緩和すれば、自社も納品期限を緩和する
- 3 納品期限緩和による流通上の食品ロス削減効果が明らかになれば、納品期限を緩和する
- 4 社会課題解決への貢献に向けた取組として納品期限緩和を実施したことを店舗などでPRできるツールを提供してもらえらるなら、それを活用して納品期限を緩和する
- 5 その他 (チェックを入れて、右枠内に具体的内容を記入)

6. その他の内容記入欄

2. 納品期限緩和の拡大に向けたご協力の意向について

Q7. 貴社が店舗への納品期限を賞味期間の最初の3分の1よりも緩和している場合（緩和を行う時期が決まっている場合を含む）は、納品期限の緩和状況を、企業名入りで食品ロス削減のためのワーキングチーム事務局や農林水産省ホームページで公表させていただきますがよろしいでしょうか。
公表を控えてほしい場合は、枠にチェックをいれて理由をご記入ください。

公表を希望しない（公表を希望しない理由を下欄にご記入ください）

参考：公表イメージ

業態毎に企業名等以下の項目を公表するとともに、別途営業エリア毎（※1）でも公表予定。

〔項目〕

- 企業名
- 品目毎の納品期限緩和状況（飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺、袋麺、レトルト食品等） ※今後の予定も含む
- 実施地域

※1 営業エリア

北海道エリア（北海道）

東北エリア（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東エリア（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

北陸エリア（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海エリア（岐阜県、愛知県、三重県）

近畿エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国エリア（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州・沖縄エリア（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

Q8. 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームは、納品期限緩和の拡大のため、小売業における納品期限緩和の効果や影響の検証を行なっています。この検証についての協力のご意向をお教えてください。〔1つだけチェック〕

- 1 積極的に協力したい 2 協力したい 3 どちらともいえない
 4 あまり協力したくない 5 協力したくない

3. 貴社の食品ロス削減の取組の公表について

貴社の食品ロス削減の取組内容を、食品ロス削減のためのワーキングチーム事務局や農林水産省ホームページで公表させていただきたいと思っております。

Q9. 公表を希望する場合、以下のいずれかの方法にて、取組内容をご教示ください。(いずれか1つにチェック)

- 1 自社の食品ロス削減の取組に関するWEBページがあるので、URLを回答する (URLを下欄にご記入ください)
- 2 下記のフォーマットを参考に取組事例を整理したので、電子ファイルを送付する
(電子ファイルは、当該応募様式とともに、loss-non@maff.go.jp 宛に、2021年9月30日までに送付してください)
- 3 公表を希望しない

参考: 事例フォーマット (A4×1枚を基本とする)

【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し(納品期限の緩和、販売期限の延長の取組)>

- …………… (対象品目、実施開始時期などについて記載)。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>

- …………… (上記の取組以外でPRしたいことを記載)

(上記取組内容の具体的内容を記載) ……

図・写真

【関連ウェブページ】

○ ○

【お問い合わせ先】

○ ○部 ○ ○課 (03-○○○○-○○○○)

4. 貴社の概要について

Q10. 貴社全体の年間売上高(直近決算年度) [1つにチェック]

<input type="radio"/> 1. 10億円未満	<input type="radio"/> 2. 10～50億円	<input type="radio"/> 3. 50～100億円	<input type="radio"/> 4. 100～500億円	<input type="radio"/> 5. 500～1000億円	<input type="radio"/> 6. 1000億円超
------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	--	-------------------------------------

Q11. 貴社の営業エリア [いくつでも]

- | | | | | | | |
|-------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 1. 北海道エリア | <input type="checkbox"/> 北海道 | | | | | |
| 2. 東北エリア | <input type="checkbox"/> 青森県 | <input type="checkbox"/> 岩手県 | <input type="checkbox"/> 宮城県 | <input type="checkbox"/> 秋田県 | <input type="checkbox"/> 山形県 | <input type="checkbox"/> 福島県 |
| 3. 関東エリア | <input type="checkbox"/> 茨城県 | <input type="checkbox"/> 栃木県 | <input type="checkbox"/> 群馬県 | <input type="checkbox"/> 埼玉県 | <input type="checkbox"/> 千葉県 | |
| | <input type="checkbox"/> 東京都 | <input type="checkbox"/> 神奈川県 | <input type="checkbox"/> 山梨県 | <input type="checkbox"/> 長野県 | <input type="checkbox"/> 静岡県 | |
| 4. 北陸エリア | <input type="checkbox"/> 新潟県 | <input type="checkbox"/> 富山県 | <input type="checkbox"/> 石川県 | <input type="checkbox"/> 福井県 | | |
| 5. 東海エリア | <input type="checkbox"/> 岐阜県 | <input type="checkbox"/> 愛知県 | <input type="checkbox"/> 三重県 | | | |
| 6. 近畿エリア | <input type="checkbox"/> 滋賀県 | <input type="checkbox"/> 京都府 | <input type="checkbox"/> 大阪府 | <input type="checkbox"/> 兵庫県 | <input type="checkbox"/> 奈良県 | <input type="checkbox"/> 和歌山県 |
| 7. 中国エリア | <input type="checkbox"/> 鳥取県 | <input type="checkbox"/> 島根県 | <input type="checkbox"/> 岡山県 | <input type="checkbox"/> 広島県 | <input type="checkbox"/> 山口県 | |
| 8. 四国エリア | <input type="checkbox"/> 徳島県 | <input type="checkbox"/> 香川県 | <input type="checkbox"/> 愛媛県 | <input type="checkbox"/> 高知県 | | |
| 9. 九州・沖縄エリア | <input type="checkbox"/> 福岡県 | <input type="checkbox"/> 佐賀県 | <input type="checkbox"/> 長崎県 | <input type="checkbox"/> 熊本県 | <input type="checkbox"/> 大分県 | <input type="checkbox"/> 宮崎県 |

賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示*）取組事業者用応募様式

*** 日まとめ表示：異なる製造日の商品について、表示する賞味期間を統一すること。**

記入内容について照会させていただく場合がありますので、担当部署名及び記入者名の記入をお願いします。

社名	
部署	
記入者名	
電話連絡先	
メールアドレス	

<ご記入方法>

- 本調査の対象商品は、**小売店向け販売分で、自社ブランド商品が対象**です。
（業務用ルート向けの商品、および取引先のプライベートブランド商品は対象外です）。
- 商品アイテム数は、商品規格が異なるものをカウントして下さい。

<お問い合わせ先>：調査内容、用語など、ご不明点がございましたら、下記担当者までお問い合わせ下さい。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 岸田、高野
 代表：03-3502-8111（内線 4319）
 ダイヤルイン：03-6744-2066
 メール：loss-non@maff.go.jp

※お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

1 貴社商品の賞味期間の延長、及び賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示*）の状況について

カテゴリ及び賞味期間日数別に、当てはまる商品アイテム数を集計し、表の該当欄に記入してください。

なお、賞味期間を延長した商品については、延長後の賞味期間日数に分類し、集計・記入してください。

* 日まとめ表示：異なる製造日の商品について、表示する賞味期間を統一すること。

カテゴリ	賞味期間日数 ※賞味期間を延長した商品は、延長後の賞味期間日数欄に記入してください	① 全商品 アイテム数 (2021年 6月末時点) ※商品アイテムの 取扱がない場合は 「-」と記入してく ださい。その場合、 右の②～⑥の回答 は不要です。	賞味期間の延長について		賞味期限表示の大括り化 (年月表示、日まとめ表示への切り替え)について		
			② 全商品アイテムの内、2020 年7月～2021年6月末まで に賞味期間延長を実施した 商品アイテム数	③ 全商品アイテムの内、2021 年7月以降に賞味期間延長 を実施予定（実施予定時期 が具体的に決まっている） の商品アイテム数	④ 全商品アイテムの内、2021 年6月末時点で、賞味期限 表示が大括り化されている 商品アイテム数	⑤ ④の内、2020年7月～ 2021年6月末までに賞味期 限表示の大括り化を実施し た商品アイテム数	⑥ 全商品アイテムの内、2021 年7月以降に賞味期限表示 の大括り化を実施予定（実 施予定時期が具体的に決 まっている）の商品アイテ ム数
A 炭酸飲料	180日未満	-					
	180日～1年未満	-					
	1年以上	-					
B 茶系飲料	180日未満	-					
	180日～1年未満	-					
	1年以上	-					
C 果実・野菜飲料	180日未満	-					
	180日～1年未満	-					
	1年以上	-					
D コーヒー飲料	180日未満	-					
	180日～1年未満	-					
	1年以上	-					
E その他飲料	180日未満	-					
	180日～1年未満	-					
	1年以上	-					



「その他飲料」の
 具体的品目をご記入ください。

3 貴社の食品ロス削減の取組の公表について

貴社の食品ロス削減の取組内容を、食品ロス削減のためのワーキングチーム事務局や農林水産省ホームページで公表させていただきたいと思ます。公表を希望する場合、以下のいずれかの方法にて、取組内容をご教示ください。（いずれか1つにチェック）

- 1 自社の食品ロス削減の取組に関するWEBページがあるので、URLを回答する（URLを下欄にご記入ください）
- 2 下記のフォーマットを参考に取組事例を整理したので、電子ファイルを送付する
 （電子ファイルは、当該応募様式とともに、loss-non@maff.go.jp宛に、2021年9月30日までに送付してください）
- 3 公表を希望しない

参考:事例フォーマット（A4×1枚を基本とする）

【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し（賞味期限の延長、賞味期限表示大括り化の取組）>
（対象品目、実施開始時期などについて記載）。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>
（上記の取組以外でPRLしたいことを記載）

（上記取組内容の具体的な内容を記載）.....

図・写真

【関連ウェブページ】

【お問い合わせ先】
部課（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

4 貴社の本社所在地について

貴社の本社所在地をご教示ください。（いずれか1つにチェック）

- | | | | | | | |
|-------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 1. 北海道エリア | <input type="checkbox"/> 北海道 | | | | | |
| 2. 東北エリア | <input type="checkbox"/> 青森県 | <input type="checkbox"/> 岩手県 | <input type="checkbox"/> 宮城県 | <input type="checkbox"/> 秋田県 | <input type="checkbox"/> 山形県 | <input type="checkbox"/> 福島県 |
| 3. 関東エリア | <input type="checkbox"/> 茨城県 | <input type="checkbox"/> 栃木県 | <input type="checkbox"/> 群馬県 | <input type="checkbox"/> 埼玉県 | <input type="checkbox"/> 千葉県 | |
| | <input type="checkbox"/> 東京都 | <input type="checkbox"/> 神奈川県 | <input type="checkbox"/> 山梨県 | <input type="checkbox"/> 長野県 | <input type="checkbox"/> 静岡県 | |
| 4. 北陸エリア | <input type="checkbox"/> 新潟県 | <input type="checkbox"/> 富山県 | <input type="checkbox"/> 石川県 | <input type="checkbox"/> 福井県 | | |
| 5. 東海エリア | <input type="checkbox"/> 岐阜県 | <input type="checkbox"/> 愛知県 | <input type="checkbox"/> 三重県 | | | |
| 6. 近畿エリア | <input type="checkbox"/> 滋賀県 | <input type="checkbox"/> 京都府 | <input type="checkbox"/> 大阪府 | <input type="checkbox"/> 兵庫県 | <input type="checkbox"/> 奈良県 | <input type="checkbox"/> 和歌山県 |
| 7. 中国エリア | <input type="checkbox"/> 鳥取県 | <input type="checkbox"/> 島根県 | <input type="checkbox"/> 岡山県 | <input type="checkbox"/> 広島県 | <input type="checkbox"/> 山口県 | |
| 8. 四国エリア | <input type="checkbox"/> 徳島県 | <input type="checkbox"/> 香川県 | <input type="checkbox"/> 愛媛県 | <input type="checkbox"/> 高知県 | | |
| 9. 九州・沖縄エリア | <input type="checkbox"/> 福岡県 | <input type="checkbox"/> 佐賀県 | <input type="checkbox"/> 長崎県 | <input type="checkbox"/> 熊本県 | <input type="checkbox"/> 大分県 | <input type="checkbox"/> 宮崎県 |

別添 3 【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し（納品期限緩和 又は 賞味期限表示大括り化の取組）>

-（対象品目、実施開始時期などについて記載）。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>

-（上記の取組以外でPRしたいことを記載）

（上記取組内容の具体的内容を記載）



【関連ウェブページ】

〇〇

【お問い合わせ先】

〇〇部〇〇課（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

別紙3 【農林株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し（納品期限緩和または賞味期限表示の大括り化）>

- 清涼飲料、賞味期間180日以上菓子について、1 / 3ルールを緩和済み。今後は、カップ麺、レトルト食品等でも実施予定。
- プライベートブランドの飲料においては全て、納品期限を賞味期限の2分の1に緩和している。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>

- 賞味期限の短くなった食品を値引き販売することで、売り切るようにしている。
- 食品ロス削減を呼びかけるポスターを掲示し、消費者啓発に努めている。

【注】

- ・納品期限緩和に取り組んでいる品目数は何品目でも問題ありません。今後の取組予定がない場合は、予定の記載は必要ありません。
- ・記載いただく食品ロス削減・食品リサイクルの取組の数は、1つでも複数でも問題ありません。

飲料での納品期限緩和

- プライベートブランド「のうりん」の茶、コーヒーについて、納品期限を賞味期限の2分の1に設定。

(プライベートブランド飲料)



【関連ウェブページ】
<http://.....>

【注】

- ・取組の具体的な内容に関する記載は、フォーマットの形式をそのまま使用していただいても、形式を変えて編集いただいても問題ありません。
- ・可能な範囲で、取組に関係する写真の掲載をお願いします。

【お問い合わせ先】
商品部サステナビリティ推進課 (TEL:03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

店舗での販売の工夫

- 食品ロス削減を呼びかけるポスターを賞味期限の迫った商品を集めた棚に設置し、その棚の商品を毎日17時を過ぎてから値引き販売することで売り切りに努めている。

(店舗の様子)



10月の食品ロス月間には、店舗に「ろすのん」のポスターを掲示

別紙3 【のうりん製菓株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し（納品期限緩和 又は 賞味期限表示大括り化の取組）>

- 賞味期間360日以上菓子において、年月表示を行っている。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>

- 廃棄する予定の商品を、フードバンクへ寄付している。
- 製造過程で発生する生地のおまわりを使用して、別の商品を製作している。

【注】

- ・賞味期限表示に取り組んでいる品目数は何品目でも問題ありません。
今後の取組予定がない場合は、予定の記載は必要ありません。
- ・記載いただく食品ロス削減・食品リサイクルの取組の数は、1つでも複数でも問題ありません。

昨年より、賞味期限360日以上菓子で、賞味期限の年月表示化を試験的に実施。問題が見られなかったため、今年中には賞味期限180日以上菓子も年月表示化する方向で調整中。

また、規格外品や返品等により廃棄することになった商品を、1週間ごとにフードバンク農林へ輸送し、寄付している。

製造過程で整形等により発生する菓子の生地のおまわりについても、集めて別の商品へ使用し、割安で販売している。



【注】

- ・取組の具体的な内容に関する記載は、フォーマットの形式をそのまま使用していただいても、形式を変えて編集いただいても問題ありません。
- ・可能な範囲で、取組に関係する写真の掲載をお願いします。（例では年月表示の商品の写真としていますが、この例にとらわれず、食品ロス・リサイクルの取組に関する写真や図でも結構です。）

[関連ウェブページ]

<http://.....>

[お問い合わせ先]

商品部サステナビリティ推進課 (TEL:03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

食品小売業や食品製造業における食品ロスの削減に向けた取組の例

～食品ロス削減推進法の基本方針における「求められる役割と行動」より抜粋～



食品ロスの削減に向けて、食品関連事業者には発生要因に即した様々な役割と行動が求められています。食品小売業者、食品製造業者の皆様、以下の取組例を参考に、自らの店舗の食品ロスの削減に向けて取り組んでみませんか。また、自ら取り組んでいることをお客様・消費者に積極的にアピールするとともに、お客様・消費者にも働きかけて、いっしょに取り組んでいきましょう。

食品小売業

- ✓ 厳しい納品期限の緩和
- ✓ 需要予測の高度化や適正発注の推進
- ✓ 季節商品の予約制等需要に応じた販売の工夫
- ✓ 売り切りの取組（値引き・ポイント付与等）
- ✓ 小分けや少量販売
- ✓ 本部と加盟店が協力したロス削減（フランチャイズ）



食品製造業

- ✓ 需要予測の高度化や適性受注の推進
- ✓ 消費実態に合わせた容量の適正化
- ✓ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程の適正管理・鮮度保持
- ✓ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ✓ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化
- ✓ 食品の端材や型崩れ品の有効活用



食品関連事業者共通

- ✓ 食品ロスの状況と削減の必要性の理解
- ✓ 消費者に対する自らの取組の情報提供や啓発の実施
- ✓ 食品廃棄物等の継続的な計量
- ✓ サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ✓ 包装資材に傷や汚れがあったとしても、商品である中味が毀損していなければ、そのまま販売（輸送や保管に支障を来す場合を除く）
- ✓ フードシェアリングの活用
- ✓ フードバンク活動への理解、未利用食品の提供
- ✓ 食品ロス削減に向けた組織体制の整備
- ✓ 国や自治体の施策への協力

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

(お知らせ)10月6日は「登録販売者の日」です(2021.8.31)

(ニュースリリース)“地球とともに健康に”JACDS サーキュラーエコノミープロジェクト実施について
(2021.8.11)

事務局だより

- ・ 新型コロナウイルスの第5波はピークアウトしたようですが、それでも過去の感染状況と比べれば、まだ緊急事態宣言解除には至りません。19都道府県で9月末日までの期限延長です。この間にどれだけの改善が図られるのか、またワクチン接種が順調に進むことに期待します。
- ・ ワクチン接種証明やPCR検査陰性証明による行動制限緩和が検討されています。政府は11月頃を目途に、行動制限の縮小や見直しを行おうとしています。飲食店や酒類の提供などを考えれば、そうした証明は活用されてしかるべきと思います。証明の入手がわかりやすいようにしてほしいのと合わせてお願いしたいのは、ブレイクスルー感染の解明です。ワクチン2回接種者でも感染するというのは、抗体の生成と時間の経過とともに起こる減少に関係しているといわれます。個人差なのか、黙食やマスク会食は継続なのか、外出や来店時にマスクはいつまで欠かせないものなのか…行動制限緩和と合わせて、知らせてほしいと思います。
- ・ デジタル化が定着してきていると感じます。会議のリモート対応は当たり前となり、遠距離移動の時間も節約できています。合わせて、書類の送付、郵送経費の削減にも効果があります。協会では、今期から会費請求についてメール配信にさせていただきました。もちろん会員企業の希望により、請求書の郵送には応じていますが、基本はメール配信です。ドラッグストア業界研究レポート報告会についても、請求書のPDFをメール配信、入場券の代わりに案内メールの印刷での対応に変えました。また会員名簿についても冊子にはせず、ホームページの会員専用ページに掲載し閲覧していただいています。今後も事務効率の改善にデジタル化を進めます。
- ・ 第49回衆議院議員総選挙の日程は、10月あるいは11月になりそうです。まだ、はっきりしないので協会推薦者を事務連絡できませんが、自民党のヘルスケア議員懇話会、公明党のドラッグストア振興議員懇話会所属の議員を中心に応援することになります。一部の地域では、すでに応援協力をお願いしています。できる範囲の、ご協力をお願いします。

発行日	2021年9月15日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
HP:	https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp